

第七十一回国会 参議院文教委員会 會議録第十六号

(三三五)

昭和四十八年七月三日(火曜日)

午前十時二十六分開会

委員の異動

六月二十八日

辞任

中村 登美君

補欠選任

岩本 政一君

六月二十九日

辞任

岩本 政一君

補欠選任

中村 登美君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

永野 鎮雄君

久保田 藤麿君

楠 正俊君

宮之原 貞光君

安永 英雄君

金井 元彦君

志村 愛子君

塩見 俊二君

中村 登美君

濱田 幸雄君

二木 謙吾君

宮崎 正雄君

小林 武君

鈴木 美枝子君

松永 忠二君

内田 善利君

矢追 秀彦君

萩原 幽香子君

加藤 進君

奥野 誠亮君

政府委員

文部政務次官

文部大臣官房長

文部大臣官房審議官

文部省初等中等教育局長

文部省大学学術局長

文化庁長官

厚生省医務局長

常任委員会専門員

説明員

文部省大学学術局教職員養成課長

河野 洋平君

井内 慶次郎君

奥田 真丈君

岩間 英太郎君

木田 宏君

安達 健二君

滝沢 正君

渡辺 猛君

阿部 充夫君

阿部 充夫君

阿部 充夫君

阿部 充夫君

阿部 充夫君

阿部 充夫君

阿部 充夫君

阿部 充夫君

阿部 充夫君

阿部 充夫君

阿部 充夫君

阿部 充夫君

阿部 充夫君

阿部 充夫君

阿部 充夫君

阿部 充夫君

阿部 充夫君

阿部 充夫君

阿部 充夫君

阿部 充夫君

本日の会議に付した案件
○教育職員免許法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(永野鎮雄君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

教育職員免許法等の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続いて質疑を行ないます。

○松永忠二君 資料を出していただいているのですけど、資料の中の公立小学校教員の需給についてと出ていますが、新規卒業者の供給実績というのがそこに出ていますが、教員養成学部七千、一般大学学部千七百で、短大、養成機関等で三千三百、この合わせた数が一万二千になるんですね。

ところが私のところへいただいた昭和四十七年の三月新規卒業者の学校種別の免許状取得状況というのと、この数は違いますが、どっちがほんとうなんですか。その教員養成学部は一万二千、

一般大学の学部は千七百七十、それから短大などのが三千三百人と書いてありますが五千四百人、したがって一万二千八百人と出ています。これは教員養成課の調査、だいたい数が大きく違うので、これはどういふことですか。

○政府委員(木田宏君) ちょっと最初のことは聞きのがしましたのでお答えがちょっとずれておるかと思いますが、いま御指摘がございました一万七千という数は、小学校教員についての尋ねでございまして、小学校教員につきまして、昭和四十七年三月新規卒業で免許状を取りました者が合算して一万七千でございまして、そのうちのうち小学校に就職をした者の数、そのうちといつていいかどうかちょっと別でございまして、四十七年三月の卒業で小学校に就職した者の数が一万一千七百、こういうことでございまして、先ほどおあげになりました就職者が小学校で七千というふうな御指摘があったかと思いますが、正確には六千八百でございまして、資料によつてちよつとラウンドナンバーを切り上げた資料があるいはあるかと思うんですが、資料によつて一万二百人の免許状取得者がありまして、就職者が六千八百、これは教員養成大学・学部でございまして、それから一般大学につきましては、免許状の取得者が千七百で就職者が千七百、短大は免許状取得者が五千四百で就職者が三千三百、そして、そのほかになつて大学院等の関係者がございまして、全体といたしまして小学校の免許状を取得した者が一万七千三百に對して就職をいたしました者が一万一千七百とございまして、

○松永忠二君 そうすると、これは卒業生の中で就職をした者といふわけですね。だから、免許状取得してその年に出てきた者は、一万七千三百ある中で一万一千百人就職をしているというところだと思ふんですね。だから実際には相当やはりここに六千二百という余りが出てきている。特に教

員養成大学などでは一万二百人の免許状を持ってきた中で七千人しか就職をしてないと、こういうことですから、こういう点を考えてみると相当まだいゆる就職ができる人がいるという、そういう把握ができていると思ふんですが、その次の四十九年度以降の教員需要平均、つまり生徒がふえるために二万三千人平均して一年にふやさないといけない。その中で教員養成大学とそれから一般大学・学部、短期大学機関等で一万六千五百人ですが、たとえば教員養成大学だけでも二千五百人ふやさないといけないということになるんですね。それだけじゃなくて、その欄の横を見ると、今後、学生増、教員資格認定試験の実施によつて供給を確保することと必要とする数が四千八百人ある。そうすると、この学生増、いま3の欄の学生増と教員資格認定試験で四千八百人を確保しようというんだが、その中で幾人学生増のほうでやつて、どの程度教員資格認定試験で人を得ようとしているのか、それはどうなんですか。

○政府委員(木田宏君) いま、お尋ねのございました資料の十ページの3の欄の表でございまして、一番左の端に教員養成大学・学部九千五百、2の欄の七千に對しまして二千五百ほどふえてございまして、これは先ほど御指摘のございました教員養成大学を出したけれども、ほかの領域に行つていくという人を若干教職へより多く入つてきてくれると、また、そのように指導もし、今後の給与その他の政策上の措置もとつて、現在八割程度が教職についておるものを九割程度に高めて教員にしたい。その他既定の学生増その他が過去数年間で約一千人の学生増もやつておられますので、今後逐次ふえるという要素を加えて二千五百増にしたものでございまして、それに対していま御指摘のございました右から二欄目のところに四千といふふうに出ております。これは今後十年間の需要数との差を考えた上で、かなりこのうちの三千近

くは正規の学生の養成増というものを考えていく必要があるであろうと、今後なお教員養成大学の学生増、あるいは一部私立の学校におきましても初等教員の養成増というようにこの動きは出てまいっておりますから、学校におきまします養成増を三千のペースでは考えなければならぬまいかと、まあ十年間の長い過程でございますので、教員資格認定試験につきまして、そのときにより適切な補充的な作用でございますから、増減を考えますが、平均して五百前後のところを考へる必要があるのではなからうかというふうに思ったりいたしておるわけでございます。まあ、三千と五百では四千にならぬというはつきりした数字が出るわけでございますが、時によりまして千、時によりましては五百、あるいはもう少し少ないというふうな状況で、この資格認定試験というのはやってみなければどの程度のことかわかりませんので、一応事務的には現在の段階で五百ぐらいを予定しております、その他若干の供給増というものがそれ以外にも五百ぐらいあるであろうかというつもりで、正規の学生定員の増を三千は考へておかなければならぬまいか、こういうふうなま心組みでおる次第でございます。

○松永忠二君 そうすると七千を九千五百にするのは、これは就職率を高めるといふことをやろうと、一般大学についていうと、これの二千五百は現在千七百ですから、これは必ずしもそうばかりも言えないわけだが、大体就職率を高めてそこはやろう。しかし、四千については学生増と教員資格認定試験でやると、大体三千人対千人というものが基本だと言っているわけですね。一体、一年に三千人余分に生徒を出すには具体的に一体国立の養成教員関係の学校でどのくらいの定員増をしなければならぬのか、あるいはどういう計画でこれをふやしていこうとしておるのか。

○政府委員(木田宏君) 三千人を供給しようといふと、三千を若干上回る定員で養成を考へていかなければならぬ。で、今日まで小学校教員の養成を昭和四十五年のころから約千人ほど

の増を進めてまいりましたが、一般的な既存大学の拡大というのをもう千人程度は進められるであろう。ただ大学によりまして教員養成学部は拡充ということ自体にいろいろな意味での限定が起ることもございまして、既存大学の拡大だけではなくって、新たな教員養成大学をつくっていく、そうした面で二千程度のもは考へなければならぬまいか、こういうふうな思っている次第でございます。

○松永忠二君 千人ふやす定員増についても、養成大学は何か引き受けていないという実情があることは御承知のとおりでしょう。定員が結局、学生定員がふえても教員増がそれに伴わない。だから私のところはふやすのはいやだと、そういうこととでなかなか各大学が定員増に応じないという実情があることは御承知のとおり。そういう中で、なお千人をやっているという考へだし、それからまた、たとえば二千人は新たな養成大学でも増設してやっていると考へておられるようですが、それだけでも一体どれくらい金がかかるのですか、一年でとにかく三千人ふやす、三千人ふやすには就職率が八割あるいは九割、いままでは一万二千二百とったものが七千人しか就職しないのですから、大体七割ですよ。そうすると七割と見て、有給となると四千人がそこをふやすなければいけない。それで定員を四千人にふやし、新しい学校をふやすにはどれくらい金がかかる、大体ここに二万三千人教育するために必要だといふような、そういう財政的な試算はどうなっているのですか。

○政府委員(木田宏君) 具体的に、まだ、どの程度の大学に学生増をし、何校を新設するかという細部の詰めに至っておりませんために、具体的な積算をいたしておらないところでございます。また、もう一つは、この小学校教員の養成増のほかに、昭和六十年に向けまして大学全般の拡充という問題の一つ考へておりますので、そうしたワクワクとの関係で相当の大学一般に対する拡充投資を入れなければならぬという、その作業を全

体としてもあわせて考へております。お耳に達しておるかと思いますが、新学舎等の建設という作業もございまして、それらの内容と考へあわせて、教員養成の拡充をどういう形で進めるかというのを、今後一兩年の間に急ぎたいと思っておる次第でございます。その意味で、一校当たり大体のラウンドナンバーで積算をいたしますならば、概数をお答え申し上げることはできるわけでございますけれども、現在、この計画のために何億というふうな積算まではいたしてございませぬので、しばらく御猶予をいただきたいと思ひます。

○松永忠二君 ただ、御承知のとおり、こういうふうにもう二万三千人という教員不足を計算しているわけですね。で、生徒増というのはいまうトータルですと出てきて、児童数がずっとふえることはわかり切っているわけなんです。だから教員数も大体わかつてきて、一年平均大体二万三千人だと、現在の教員養成はどのくらいあつて、どのくらいの人が出るということも数字的に確実になつていんだから、いろいろなことは、新しいこともつけようだけれども、そういうようなことをきちんとおやりになるといふことが大事だと私は思ふんですよ。聞いてみれば、まだ積算はしてないという、一体どこへどのくらい定員がふえてきて、どのくらい一体学校ができてくるのか、それもわからぬのに、教員資格認定試験のほうだけはさつきさつき進んでいるという、そこに私たちが言う安上がり教員養成といふことがあるということを言っているわけですね。少なくとも、教員認定試験という免許法の制度を一つ加えるというなら、そこから人を採ろうといふことを考へているなら、小学校だってきちんとなければ、並行的な措置じゃやないやないかといふことを言っているわけですね。大臣、そういうことを言っているわけ

です。それじゃ、またもうちょっと話、聞きますが、一体千人の人というのは、たとえば五百人にして、教員資格認定試験を受ける人というのは、どういう人が初等教育の場合にある、どういふ人が

受けるだろうとお考へになつていふんですか。予想している受験者といふのは一体どういふ人なんですか。

○政府委員(木田宏君) 一つのソースといたしましては、幼稚園の教員免許状を持って幼稚園に勤務しているような人、あるいは保育所その他で保育さんとしての御経験の深いような方、それからもう一つは、現在でもそうでございますが、中学校の教員免許状を持っておりますが、専科という、その教科の担当だけということにならないために、小学校教員としては小学校の臨時免許状を持って赴任をしております、在職中特定の勉強を重ねておるといふような人たちが、こういう人たちに對しまして資格認定試験の制度によりましてその実力を立証できることができれば、小学校教員としての正規の免許状を与えることができるかというふうな考へておりました、大きな受験者の層といひなしましては、その辺のところが一層大きいんじゃないかと考へておる次第でございます。

○松永忠二君 必ずしも自信はないと思ふんですよ。どのくらい受かつてどのくらい来るんだか、ちよつといまのところはつきり……。もし自信があるというなら、そういう予備調査をやっているのかどうか。やはり、こういうものをやったらどのくらい希望者があるのかという、そのくらいの調査がしてあれば別ですけども、だって、保母だつて實際をいつて短大なんかで免許状を持って保母になつていふのは一番率が高いんですからね。その者がそう簡単にそつちへ、しかも試験があるわけですからね。保母さんで短大を出た人が、そう簡単に短大で保母をとるといふのは、大体普通の学科をとるよりはそつちのほうがあれだからとつていふのであつて、そう簡単に、試験があるものをそこへ乗つてくるとは考へられな

ことで、そうなると、この上の表を見てくだされ。上の表に「退職補充」というのを、大体二万から一万二千動定しているわけですね。一体、この「退職補充」という先生というのは、退職するから人を補充しなきゃいけない。もちろん女の先生だから退職者もふえてくるけれども、たとえば、男子の人なんかでも、まだ退職しないです。男子の先生もふえてくるわけですね。それで、大体もうやめたらどうだというので、相当無理してやめさせているのも事実なんです。それから、私は、実は小学校の教員というのは、むしろ年齢の高くなった人がいろいろな欲望を捨てて先生をやった。これは一番最高にいい先生だと思ふんです。もう上のほうへ行こうとか何とかいう気持ちもなくなつて、子供だけを教育しようという熱意に燃えてやるなら、この人たちは非常にいい小学校の先生になり得る。しかも、現実に小学校の先生をやめた人が、やるに仕事もなくて、ほかのほうをさがしている。何か大臣も盛んにおっしゃつておりましたけれども、今度は総理大臣が、校長さんをやった人が何かほかの仕事でぶらぶらさがし歩くようなことのないようにしてやろうというお話を言つて、たいへん感激されているというお話だけれども、私は、校長といえども、何も校長をやめたあとに小学校でゆうゆうと子供の教育をやつてももうというところは、希望もしている先生もありません。それがりつぱな方法だ、道だと教育委員会自身も考へて、そういうことを求めていけば、そうなる先生もありますし、小中学校の先生では、ずいぶんいい先生がやめさせられているんです。その数を二万と読んであるわけでしょう。いま千人あるかどうか知らないという、それを補うのに、教員資格試験というものをまず考へるより先に、一体、そういう退職の先生に就職の場を広げるとか、定年を延ばしたつて退職する人は少なくなるんですからね。そういう道を求めて、本格的なやはり小学校の先生を得るといふのが筋であつて、小学校の先生が得られないから、どうも、そこにも出ていふように「大学に

おける養成ではふじゅうぶんな分野」を考へるか、あるいは「大学教育になじみにくい分野」といふ、小学校の場合には、さすがに「大学教育になじみにくい分野」ではない、「大学における養成ではふじゅうぶんな分野」であるといふふうにとらえなきゃいけないんだが、そうなつてくるとちゃんと経験も持つた、教育実習どころか、練達の士が実は遊んでいるわけですよ。しかも、それがほかのところへ行つて就職をしているわけですよ。何でその者に道を開くといふことをまず先に考へないのか。何も、そんな千人の人のために、そういうふうな道を考へるのが先ではないのです。私は、道を開くといふことに反対じゃないのですけれども、大体それを当てにして、こういうふうな数字を出してくるような、このところにやはり考へ方の問題があると私は思ふのです。何で一体、もう少し退職補充者を教員の場に迎える、そのための制度として定員をそれじゃ伸ばすとか、その間にはどういふ措置をしていこうといふことを考へないのですか。そういうことをやつてくれるといふなら喜んでもう一度現場へ返つて先生をやつて、前の給与と違つた給与にしても安定した退職金をもらいながらやつて、ゆうゆう、しかも、ほんとうの意味で欲得離れて子供の教育をやつてくれるすばらしい小学校の先生というのが得られるのじゃないか。大臣どうですか。そういうところへ目をつけていくのがまず先だと私は思ふのですが、そういう点についてはまず大臣のいわゆるあまり専門的な感覚でなしに、常識的なすばりの感覚からいって、大臣にひとつ御答弁をお願いしたいと思ふのです。

○国務大臣(奥野誠亮君) 松永さんのお話もわかるわけでございますけれども、やはり第二のベビーブームが始まる、そうすると教員の需要も非常にふえる、現在、免許状を取得して、なお教職についていらつしやらない方がたくさんございまして、これはやはり教職を魅力あるものにするによつてもう少し吸収することも可能だろうと思ひます。そういう道も選ばなければなりませんけれども、それだけに十分たよつてしまつたわけにもいかないと、こう思つておるわけでございます。同時にまた、先生方の定年もぜひ延ばしていきたいと思ひますし、また、退職された方が進んでなお教職についていただける、そういう意味で非常勤講師の道も四十八年度から開いたわけでございます。しかし、これにつきましてもまた、はたしてどこまで期待できるか、必ずしもそれだけにたよれないといふような問題もあつたりするわけでございます。かねて教職につきたい、しかしながらいろいろな経緯でその免許状を取得することができなかった、そういうような方々もいらつしやるわけでございます。松永さんは、それはそれでいいことだといふおっしゃつていただいているわけでございますけれども、そういう人たちの希望も生かす道を開く、そのことを通じて今後の需給のバランスの上においても役立たしていただきたい、こういうような総合的な見地からぜひ今回の新しい仕組みを取り入れさせていただきたい、こういうような念願を持つておるわけでございます。

○松永忠二君 文部大臣からはそういうことじゃなくて、いろいろな質問してきたわけですから、たとえばその非常勤講師や講師の条件というのは二千人あるわけですよ、前に、だから、相当な人がきていることも事実だからそれを広げる道もあるわけですよ。本筋としてはとにかく養成学部の充実をはかることが本筋であり、その次にあるべきことはやはりそういういい先生を、退職者を相当二万といふ数を持つておるなら、その中から千人を採る、五百人を採るということとは容易なことだと逆に考へられますね。制度的な保障も与えてやればそれもある。そうして、ただ人材を広く求めるといういわゆる学歴打破、むしろ教育そのものの本質的な意味から言つて学園中心、学歴中心主義を打破するといふ意味でここにも教員に道を開くといふそういう意味でやるというならそれはわかりません。しかし、そうじゃなしに、そこを当てにしていくことになる、それは本末転倒だと再々言つていられるわけなんです、もうちよつと大臣からはもう少しそのものずばりの御答弁をいただきたいという感じがいたしますね。じゃ、もうちよつと話を進めますが、そうなつてくると実は私は、たとえば大学において二年で小学校の免許状をくれようとした。二年制課程といふのをつくつたのです。これを文部省が指導して昭和三十八年から三十九年の間に全部廃止をしちやつたのです。それで、四年制の養成の大が全部した。財政的にも、私たちの国にも余裕が出てきたので小学校の先生を二年で得るなといふことをしないで、四年制でやるといふことは当然なことだと私は思ひます。そうしておいてまた足らぬから今度は検定をやるなんという、ある意味では朝令暮改でしょう。足らないといふような言い方で二年でやつて、またやめて本筋の四年でなければできぬとやつて、また今度は検定だといふ話になる。試験検定より二年のほうはまだそれでも学校といふものでやつていくという意味からいって私は本筋だと思ふのです。二年生課程の小学校免許のいわゆる学校といふほうが、免許法からいって本筋だ。本筋だけれども、それは初等教育を尊重するゆゑでないと、いうことで四年にしたわけですよ。本筋の本格的な養成に返つたわけですよ。これが守れないといふならば、それをまた残念ながらも一度するといふならば、まだそこにも学校といふもので教員の養成をやつていくといふ意味でそういう方向をやつていくといふならまだわかる。しかし、そんなときにはもうすでに廃止して本格的なものに入る。大体私はこの答申の中で、いわゆる初等教育といふのが、初等教育にあつては小学校の教員が今度の試験検定ではまずやらるべきものだといふこの考え方ですね、小学校の先生といふのを、こういうところからべつ視をするといふことになるんじゃないですか。私は小学校の先生といふのは、実は中学校、高等学校の先生や大学の先生にも匹敵するやうないわゆる教育といふ学問、真義の学問とかそういうものについては卓越したものを

持っている人が小学校の教員として望まれると思ふのです。それで、小学校の教員という、何かというすぐべつ視をする。給与方法でも何だかまた変えようとしてみたりする。小学校の教員というのは、小学校教育というのには非常に重要な。私はむしろ皆さんに申し上げるが、いまの教育の中で教育らしいことをやっているのは小学校だけだ。その小学校でさえもいままた受験準備的なものにすぎず、それとして心配しているわけだけれども、それでも教育本来という立場から取り組んで、受験勉強とか、そういうようなことを意識しないで、とにかく教育そのものに打ち込んでいけるのが私は小学校教育の中に高く評価すべきものがある。その小学校の先生を中学校ではやらぬような、小学校はもう検定でやっていくというふうなやり方は、いかにも小学校教員というもののに対する悪い影響を出して、こういうふうには思わざるを得ない。どうして、こういうものが小学校の教員を例にあげただろう。高等学校とかそういうところに大学でなじまないものがあるから一部門戸を広げるといふならわからず、特殊教育については、それを何で初等学校にあつては小学校の教員、いま現実に検討してみたら、何も正規の学校を出た者を使つてくればいいじゃないですか。何で小学校の教員をそんなものにあげるのか。私が言っているのは、初・中・高等学校全教科について道を開く。学校を出ないでも幾らでも先生になれますよ、なれる方法があるんです、そういう意味のいわゆるいま日本の国のものとも弊害になつていける学歴打破、学閥というものを打破するための一つの教員免許法の方法としてその道を全面的に開くということは私は賛成なんだ。しかし、部分的に小学校の先生にまずやらなければいけないのか。何でここにやらなければいけぬ。まあ百歩譲って特殊教育や高等学校に一度そういうものがあるということをまず考えたというならまだそこにあるけれども、何で小学校の先生をこの中に入れる必要があるのか。こんなものを当てにして、高等学校については全教科も開かないん

じゃないか。中学校についても全教科を検定をやらぬんじゃないか。それを何で小学校だけそんなことをやるのか。そういう取り扱ひの中に、小学校教育に対する重要な政府の考え方の度合いが非常に低い。むしろ私は小学校の中にすばらしい、いわゆる無着さんのようなあひう人があつて小学校の先生をやっている、りっぱな先生が小学校にいる。そういうところの先生を尊敬をし、少なくとも給与において差別をつけるようなことのないやり方等にやつていかないとけないのに、こんなことをやるというとはいかにも小学校教育に對する認識のいゝゆる足らなさがあつたんじゃないかというところ、二年制を設けたり、やめたり、また、資格試験をやつてみたり、朝令暮改まことにその原則を貫く努力に欠けている。そういう点について私は強くそういう点を感ずるわけだけれども、この考え方は間違ひですかね、大臣。見当が違つていゝるでしょうか。もし見当が違つていゝるならひとつ、大臣お聞きになつていゝるんだから、こまかい話じゃないんだから、原則的なお話ですから、大臣にひとつ考え方を少し聞かしてくだされう。

○国務大臣(奥野誠亮君) やはり第二ベーパーが始まる。そうすると小学校の児童数がふえてくる。そうすると小学校の教員需要が急速にふえるわけでございますので、それだけに全教職にわたつてまして免許の検定の制度を取り入れるけれども、来年度に關しましては特に必要な問題として小学校の教員等があるということで、それに手をつけさせていただきます、こういうお願いでございます。基本的な需給關係でございます、同時に、また、先ほど来たたび問題になつていゝるうちに、熱意のある方を学歴のいゝかんを問わず吸収していきたい、同時にまた、学歴のある方でも教員養成課程を経なかつた、しかし、教員になりたという方もいゝらつしやるわけでございますので、そういう方にも門戸を開いて、熱意のある方については教員になれる道を開いたほうがベターじゃないか、こういう考え方もあるわけござい

ます。何といひましても、基本的には第二ベーパーが始まるものですから、それに対する対応策もとつていゝかなければならない。特にそういう意味において小学校教員の供給を拡大するという道を開きたいということでございます。

○松永忠二君 そういうような大臣の御答弁なら、さつき私も取り上げたいわゆる教員の補充、退職者の問題、それから教員養成の問題については完全にやるという決意なんですね、方法も考えて、それをちよつとお伺ひしたい。

○国務大臣(奥野誠亮君) さつきも申し上げましたが、定年を延ばしていききたい。過疎県、過密県でなかなか非常にむずかしい問題があることはよく御承知いただいていゝると思ひます。過疎県の扱ひがたいへんむずかしいのでございゝますけれども、しかしせひ定年をあげていききたい。同時に退職された方についても教職についてもらえるようにしたい。したいわけでございますが、非常勤講師の道を一そうふやしていききたいわけでございますので、それがすぐ小学校教員の需要拡大に対応できるかどうか、その数字が得られるかどうか、若干疑問に思つておるわけでございます。しかし、それは積極的にやつていききたいと思ひます。同時に、小学校教員養成課程、若干広げていくわけでございますけれども、こういう問題につきましても真剣に検討を続けていく、また、できるものからやつていくという考えには変わりはないござい

ます。

○松永忠二君 そういう点努力されることだが、いま初等教育についてすぐやろうというところは考へてないようですが、具体的にはいま高等学校の問題を考へていゝるんですが、私は初等教育にそういうことをやるということになるときは、よほど慎重な配慮をしてやつてもらひたい。でき得るならば、これは何も道を開くだけであつて、そこをたよりにするようなことはしない。そのかわりそういう道を開くならほかのほうだつて全教科開いてやつたらいいじゃないですか。何も小学校の先生に学歴がないからいけないというわけはない。高等学校の一体社会科の先生が何もそんなに検定じゃ悪いなんというふうなことはないはずだと私は思ふんです。そういう全部が開かれていゝる中で、初等教育も開かれていゝるというなら私は納得ができる。方法については問題がありますがね。そういう道を開いておくという考え方には、私は教育本来の立場からいゝて賛成でございます。しかし、そこを当てにするという考え方は全然われわれは考へが違ふ。だからそういう当てにする考え方で小学校だけを先にさつとやつてしまふということになると、じゃ小学校の先生というのはいゝりそういうふうにして得ればいゝんだらうということになつて、小学校教育の重要性というものが欠ける点がある。それでなくつたつて、いまでも小学校の先生はといゝる言ひ方をする。全くけしからぬ言ひ方をしていると思ひます。むしろ重要な教育をやつてくださつていゝるこのところをひとつ充実したい。少なくとも初等教育べつ視の考え方に通ずるやり方をとらぬように慎重なひとつ配慮を加えていゝつてもらひたい、そのことについて局長のほうからちよつと聞つてもらひたい。

○政府委員(木田宏君) 一般的には、松永委員の御意見と私も全く同様に考へるわけでありま

おります者とそれから小学校に就職いたします者

との比率は他の中等学校の、教科によつて多少の
違いはあるにいたしましても、免許資格を取り、
教職につく者との比率と比べますと非常に数字が
接近いたしております。全国的に見ればなお数
千人の余裕があるということではございまして
も、過年度の採用者等の措置とか、他講師からの
振りかえといったようなことが現実により、そ
の間にどうしても若干の調整的な措置というもの
をとらしていただく必要があるということと考え
ておる次第でございます。制度論といたしまして
は正規の学歴主義によらない教員になる道を全種
目についてとらしていただく、そういう御提案
を申し上げております。現実にはどの段階からど
ういふうにそれを進めていくかという点につきま
して実施上の体制とか、あるいは現実にはそういう
補充的な調整を加える必要性という点を勘案いた
しまして小学校の教職と、それから高等学校、官
立学校の特別の種目につきまして資格認定試験
の制度を実施する、という現実の予算上の措置と
してこれを御説明を申し上げている次第でござい
ます。制度論としては、松永委員が御指摘のよう
にどの学校のどの種目につきまして道があるとい
うことは大事なことだと考えまして今回一般的
な制度としての改正はしていただきたい、現実の
運用はおつしやいますように、きわめて補充的な
ものであるということの趣旨に立つて運用を適切
にするようにいたしたい、こういう趣意でござい
ます。

○松永忠二君 全部の道を開くのだが、その中で
手をつけるのは順序があるというお話です。順序
があるが、その場合に小学校のところへ手をつけ
るときには慎重にやつてほしいということと言っ
たので、そのことの答弁がないわけだけれども、
その辺はどうなんですか。

○政府委員(木田宏君) 小学校の教職員の資格認
定試験につきましてもただいま申し上げましたよ
うに、現実の実態を考えながら、慎重にこれを進
めていかなければならぬという点は御意見のお

りに私どもも考えます。

○松永忠二君 そういう意味で希望を申し上げて
おけば、これだけ全部開くが、段階的にこれをい
まやるのだということが理解をされているという
ことも一つの必要であらうし、また、検討してみた
結果、その道開かれぬでも、これは他から得られ
るじやないか、また、得る方法も考えていこうじや
ないか、こういう本筋の点はおつしやるとおりだ
というなら、本筋をまた十分ひとつ検討してみ
てもらいたいという要望を添えておきます。

それから、この前ちょっと話が出ましたが、専
科教員の問題であります。実はいま小学校にど
ういう専科教員があるのか、専科教員をどのくら
い持っているのか、各県はどのくらい持っている
だらうかということ調査をひとつ出してもらつた
のですが、いま小学校の担任教科別教員数とい
うのが実は教頭で教科を特別に持っているのあり
ます。だから、必ずしもほんとうの意味の専科
教員という筋合いでもこの表はありません。その
証拠に、国語とか社会とか算数なんかは一教
科担当しているのがありますけれども、これはお
そらくそうじやないと思う。理科、音楽、図画、
家庭、体育というところに一万二千四百五十九人
という先生があるわけですから、ところが、その専
科教員というものは、この前もちょっと話しまし
たように、実は学級編制の定数の基準の中でやる
よりほかにはないわけです。たとえば五学級のと
ころに先生が幾人いるのかというところ、七人い
くわけですね。そうすると、二人余裕があるわけ
です。学級について二人。一人は校長さんでし
う一人は、ことによると教頭があれば教頭にな
っちゃうわけですから、十八学級で二十二人で四
人あつて残っているわけですから、それは校長さん
と教頭さんでしよう。そうすると、たつた二人とい
うことになる。だから、いわゆる専科教員の必要
性というものは、重要なことを認めているのが現
状だ。そんなもの認めないというお話なら私に言
ってくださいます。それはまだそういう方針はあり
ませんという

お話なら別ですけれども、これは専科教員を置いて

て小学校教育を充実するという意味でそういう
ものを考えていく必要があるというふうな文部省
自身も考えておる。そうなるべく、いまのよう
にただ学級編制の定数で考えていくという考え
方だけじやなくて、何か免許法の中でもい
わゆる道を開く方法があるのじやないか。小学校とい
うのは、全教科を受け持つということになって
免許状が出ているわけだけれども、中学校の教科
担任の免許状は持っているわけですから、この先生を
いわゆる小学校における専科教員と与えようとい
う方法によつて、教科によつて小学校でど
んどん専科教員がやれるという道を開く、免許状で開
く道も一つはある。それから、定数の中にやはり
もつと何学級になつたら少なくともどの程度の専
科教員が必要だということ、そういう意味で定数法とい
うものをもちつと充実をしようかあるいは内訳を
書いていくとかという、ほんとうに小学校の教育
に専科教員というものは必要なんだと、かつてわれ
われが師範学校時代の先生というのは、何もかも
やつたから音楽でも体育でも何でもやるけれど
も、いまのいわゆる養成課程の中では私は必ずし
も小学校の免許状持ってきた者が完全にどの教科
でもというわけにはなかなにかかっているとい
う現状がある。何か免許状で道を開くとか、
定数法の中にももう少し道を開くことによつて専科
教員の充実を考えていく必要があるのじやない
か。こういう具体的な問題についてどうお考えに
なっているのか。まず専科教員を充実するとい
う考え方は、何らかの方法で専科教員を充実する
ことが小学校教育のプラスになるし、そうやりた
いというのが文部省の考え方であるのかどうなの
か、専科教員というものはそれほど重要に考えて
いないのかどうか。もしそういう専科教員につ
いては充実していこうというならば、いまの定数法
は充実してない、もう少しそういう面からこの
免許法でなしに、もう少しそういう面からこの
専科教員が具体的に置けるというような道を開く
必要があるのではないか。この二つの点について
御答弁をひとついただきたい。

○政府委員(木田宏君) 専科教員そのものの考え

方につきましては、初中局長から御答弁申し上げ
たほうがいいと思うのでございしますが、いま御指
摘のございました免許制度の面からは、現行の免
許法におきましても附則を設けて、音楽、美術、
保健体育または家庭の教科につきましては、
中学校の教職の免許状を有する者が、当分の間、
その免許状にかかる教科に相当する小学校の教職
または講師になることができるという道を開いて
おるわけでございします。で、今後免許制度の上で
こういう中学校の教職の専科として認めるという
道があるにいたしまして、免許制度の上で、こ
れを小学校の教職の免許制度の中に専科教員を
立てるかどうかという点につきまして、教員養成
審議会ではいまかなり賛否の意見がいろいろある
ものでございしますから、論議の最中でござい
ます。

小学校教員の免許状の中にそういう特定の専科教
員の免許状を立てることの可否といったのが今後
の課題として残っているものでございしますから、
今回はそのことの御提案を申し上げてござい
ます。そうして免許制度の上では、先ほど読み上げ
ましたような現行の法律のワクの中で、中学校の
教師が小学校の特定の教科を担当することができ
るし、また、そういう担当の専科教員になる道
があるという点は一応の道がついてる次第でござ
いします。これが今後、小学校教育の教員の充実
の中でどういう位置づけのものになるかとい
うかという点につきましては、御指摘がございま
したように、定数全体との関係もあることでは
ございしますから、担当のほうから御説明申し上げ
たいと思ひます。

○政府委員(岩間英太郎君) 定数法上は、ただいま
御指摘ございましたように、ある一定規模の学
校からは専科教員が置けるような定数上の措置を
とっております。一般的に申し上げて、やはり小
学校の高学年くらいになりました場合には、専科
教員のほうがよろしいという意見がござい
ます。ただ、現実の問題として、これは各都道府
県の判断にまかせる、ただ定数上の措置はとる、

そういうふうな方針でまいつてゐるわけでございます。

○松永忠二君 だから、やはりその辺でいま検討されているというなら、やはりその辺をきちんと結論をつけていかなければ、現実の専科教員といつててもなかなか専科教員がでないといつた一つの制度上のワケがあるわけですね。これをひとつやはり検討してもらいたい。高学年にいくとさうだといふ話だけれども、局長は、高学年じゃないですよ。一年生、二年生の小さい子供を取り扱うときに、ほんとうに技能を持った者と持たない者じゃえらい違いがあるわけですよ。ただ遊ばしておけばいいとか、あるいはたまをあずけてやるという、極端なことを言えば、それと技能を持っている者の取り扱い。学年は上にもいって非常に差ができるけれども、下にいって非常に差ができるわけですね。だから、そういう意味では、むしろやはり教員養成という現在の問題とからみ合わせてみると、一つのやはり欠陥があるとするなら、そういう面はそういう面から補つていくということも必要だし、現実的にも担任外の先生をほしい、専科の先生をほしいという気持ちを持つてゐるわけだから、それは言うとおりの免許法で一部開かれてゐるけれども、その道をどう重ねるのか、それを定数法ではどう重ねていくのか、もう少しやはりその辺を免許法を扱うところと初中局と連絡をとつて意見を固めていくということをしなさい、言うことは言うけれども、ちつとも前進していかないとということになるので、この点についてぜひ努力をしてもらいたいと思ひます。

実は、まだ小学校のあれにも質問がありますが、なかなかこれは簡単ではありません。一つ問題あるのは、いわゆる教員の採用の段階で、採用試験がどういふふうに行なわれて、いまこれだけ先生が足りないといふことの中で、実は卒業したのに就職もできないで一年遊んだり、二年遊んでいる者があるわけですね。これがそこに言う、いわゆる過年度卒業生の中にいるわけですね。これはいわゆる教員採用試験は思想の調査になつてゐるじゃない

か、各県でそういうトラブルが起つてゐることは事実です。その中で若い者たちは一つのグループをこしらえて、自分らの就職する運動をやつてゐるといふ実態も、実はあちこちにあることは、あなた方も御承知だと思ふんで、この問題は、あるいは後ほど皆さん方から出るかもしれせんけれども、一つの大きな問題だと思ふ。

少し、ちよつと理事と委員長、実は一番重要なことが一つあるんです。そのことの質問をしたいのですが、いま厚生省の局長がせつかく見えてゐるので、その話に入るとおそろしく十二時までにはできないと思ふので、看護婦、看護婦の問題を取り上げて、ここで質問したいと思ひますので、この問題が残るといふことを承知しておいていただいて、午後の時間にひとつ質問させていただきますのでよろしくごさいますね。

それじゃ、せつかくおいでですから、そこを一つ置いて、厚生省の関係のところに入つていきたいと思ひます。

そこで、まず今度の改正で、高等学校の教員の免許状に看護及び看護実習の教科を加えるということが出てゐる。看護科の卒業生の就職状況は一体どうなつてゐるのか、まずこれをひとつ聞かしてはし。

○政府委員(木田宏君) 高等学校の看護科、四十七年三月の卒業生について申し上げますと、四十七年三月の卒業生は、四千四百名でございます。そのうち就職をいたしました者が二千四百名でございます。上級学校へ進みました者が概ね二千四百名でございます。未就職者はほんのわずかしかがございまして、ですから大体六割が就職をし、四割弱が上級学校へ進んでゐると、こういう状況でございます。

何割に一体当たつてゐるのか、この点はどうでしょうか。

○政府委員(木田宏君) 准看護の入学定員で申し上げますが、准看護全体の入学定員が厚生省の調べでございますけれども、約三万三千、最近年度でちよつと年度はあとで申し上げますが、三万三千でございます。そのうち高等学校の関係の入学定員が五千六百といふふうになつております。それ以外が、したがひまして各種学校でまかなわれておる、こういう状況でございます。

○松永忠二君 厚生省のほうそれで間違ひないですか。

○政府委員(滝沢正君) 数字の上では全く資料としては同様でございます。三万三千に五千六百でございます。

○松永忠二君 そうすると、これは何割くらいになるんですか。

○政府委員(滝沢正君) 二割弱でございます。一八%くらいでございます。

○松永忠二君 そうすると、准看護婦の就職率が六割で、それから准看護のいわゆる学校における看護科の卒業生といふのは、准看護の養成の中の二割を占めておるといふのが大体考へ方ですね。

そこで、文部省にお聞きするんですが、看護科を設置するときは何か諮問をして設置をしたのか、答申を受けたのか、これはどうですか。

○政府委員(岩間英太郎君) 正確な記憶はございませんが、理科教育及び産業教育審議会の産業教育の分科会で御意見をいただいておりますといふふうでございます。

○松永忠二君 その文書はどうなつておりますか。

○政府委員(岩間英太郎君) 先ほど申し上げましたとおり、ちよつと正確な記憶はございませんので、いま調べて午後にお答えいたします。

○松永忠二君 何か昭和三十七年にいふあなたの方の言つた産業教育審議会が、女子教育について触れて、准看護婦の方向でできるというふうなことは何だかいつておられてゐるといふ話ですが、看護科といふものを一体設置することについて、特にその点について、いわゆる諮問とかを受けて答申を得たとか、そういうことは全然ないといふふうに私は記憶してゐるんですが、それは間違ひないでしょうか。

○政府委員(岩間英太郎君) おそろしくそのとおりであらうと思ひます。これは看護婦が足りないといふふうな実上の要請がございまして、各府県でそういうものを設置したいといふふうな希望があつて、それを取り上げて私どものほうも、たとえば産業教育の関係の設備の補助金、そういうふうな手当てをしておるといふふうなことになるように記憶しております。

○松永忠二君 大体、看護科設置の経過についてそういうふうな状況だ。

で、厚生省のほうへ聞きますが、看護婦と准看護婦の養成については、一つの計画を持つておるのかどうか、どういふ計画があるのか。

○政府委員(滝沢正君) 准看護婦、お尋ねの基本的問題でございますが、中卒二年で准看護婦制度といふのが、助産師法で定められておるわけでございます。このこと自体が実は医学のあるいは患者さんといふ非常に重要な場面に、中卒の年齢で従事するといふ看護業務全体から、いまこの問題は看護制度検討会を設けて検討していただいておりますけれども、大方の趨勢としては逐次准看護制度といふものを縮小して、そして高卒三年以上を原則とする看護婦制度を充実していくという方向にあるわけでございます。ただ計画的にこれをやりませんと、量質両面の確保の問題が看護問題にはございまして、特に衛生看護高

校の場合には、すでに学校としてつばな制度上できておるわけでございますから、これを看護婦にするためには、進学課程を擁し、あるいは二年の専攻科を看護高校にいたすといふふうなことを充実しながらできるだけ看護婦養成の方向に切りかえまして、そして准看護といふものが、中卒の進学はほとんど高校に進学するような状態になつてまいりましたので、若干の地域差はございますけ

れども、やがては准看護制度というものを縮小し廃止していく、法制的にも時期を見てこれを廃止するということを検討したのがたまたまの状況でございませうけれども、計画的には量質両面の確保のために准看護制度をにわかに廃止するということは困難でございませう。したがって、看護婦進学課程等、看護婦になる道を広げながら、できるだけ看護婦になっていただくように努力しながら、この制度を併存して量の確保にも努力しなければならぬというふうな現状でございませう。

○松永忠二君 厚生省のほうへいつてみますが、看護婦、准看護の養成について、学校教育法によって学校養成をしているものは一体どのくらいなパーセントがあるのですか。

○政府委員(滝沢正君) ただいま学校教育法で看護婦養成のものは、大学四年制で八校、これは四十七年四月の統計でございませうけれども、短大三年の形で十校というところで、大部分は各種学校としての高卒三年の養成所形式のものが二百四十五校でございまして、学年定員として一万八千人程度でございまして、一条校に基づくものが七百二十人になりますので七%というところでございませう。

○松永忠二君 七%という数字、私のほうでは一%ぐらいですかね、看護婦短大、高校看護科、大学専攻科のものは全体の一%。まああなたは七%と。これは一体厚生省としてはどういう考えなんですか。いわゆる学校教育法に基づくものに養成を本格的にしようという考え方なんですか、それともこれはどういう考えを持っているんですか。

○政府委員(滝沢正君) 方向といたしましては、一条校に基づく学校教育による看護婦養成というものを強化拡大していきたい、そして各種学校の養成も量的確保の上からはにわかに廃止するということは先ほど申し上げたような理由で困難でございませうが、逐次拡大の方向は、一条校の学校教育に基づく看護養成というものを強化していきたいということ、一般看護関係者の声もそのような点でございませう、また諸外国の養成制

度を見ましてもそのようなことでございませうし、また看護業務という専門職としてのあり方から考えましても学校教育に基づくものを拡大強化する必要はある、こういうふうな考えでございませう。

○松永忠二君 そういふようなことについて文部省側と協議をして一つの考え方をまとめたことがあります。

○政府委員(滝沢正君) 具体的には、文部省も従来技術短大あるいはたまたま御検討願っておる看護学部というふうなこともございまして、具体的な数字の上で養成計画というものを年次のに詰めるといふようなところまでは現在至っておりませんけれども、文部省とわれわれとはお互い委員会等においても交流してそれぞれ委員になっておりますし、発言の機会もございませうし、また意思を通じまして、基本的な一条校による看護婦養成の拡大の方向は文部省にも御了承願っておるものというふうな理解いたしております。

○松永忠二君 私は、文部省のほうからそのことについて連絡しましたし、そのことは聞いたことがない、そうすね、協議したことはない、正式に、事実あなたおっしゃったとおりまだ計画がないといっているくらいだから、看護婦を看護婦に持つていこうという考え方は基本であるとか、看護婦は看護婦養成の中で二割といひますか、二五%相当を占めておることはこれも事実です。今度新たに免許法の中に看護実習という科まで設けて学校までつくっているでしょう。そうなっておる段階で、一体どっちのほうにあればあるかといへばあなたのとこのほうが所管の責任ですね。その看護婦なり看護婦の養成というのはいまあなたのとこが計画を立ててやるべき事柄でしょう。その計画の中で学校教育法に基づくものに移行していきたいというなら、学校教育法に移す限り文部省のとこになるのだから、また、こういう免許法に伴ってこういう高等学校がどんどんできておる傾向の中で、将来的にけれども、あなた口をすべらせて看護婦なんかやめて看護婦にしたいといっている。そういうときに学校をつくって免許

法もつくっていいこういふんです。併存的に必要です。ということなんだけれども、この制度そのものについて根本的に連絡、協議、計画を立てる必要があると私は思いますが、文部省にしてみれば、これだけの看護科を設置するにあたって何らの答申も受けていないし、産業教育審議会がたまたま何か一項か二項口をすべらせた程度でこういうふうなたまたまとやっていくということになると、高等学校の制度というのはいろいろの人が要望すればどんどんそういうことになってくるというところにもなるので、よほどこれはきちっとした計画を立てていかなければだめ、当然あなたのはうは学校教育法に基づいて看護婦養成をやめるのを主体にしていきたい、いまや約一〇%程度だけれども、そうしたいというなら両者の間で協議をして計画を立てるべき筋合いのものだと思ひます。事実あなたのとこでは五十三年までの目標の看護婦員の数というものはあるでしょう、五十一万五千人という計画があるでしょう。こういう計画と一体どういう関連をもっているのか。今度またお話を聞くと、社会保障長期計画ができればこれを再検討しなければならぬといひていられるでしょう。そういう中で一体看護婦制度というのはいくつ位置づけをするか、こういう点について非常に何か手ばかりがあるという感じがします。そういう点十分両者で協議をしてきちっとした計画を立て、その計画に基づいて養成していくということがないと、学校教育としても問題がある。文部省のほうにも問題があるけれども、厚生省の側にも問題がある。むしろこういう問題に手をつけるときには、厚生省と文部省が協議をされて一定の何か目標を定められてやっていくなら別なのに、高等学校の看護科を希望によってどんどんふやしてしまふ、それがたまたま需給計画の中のこういう位置を占めてどうなっておるかという点についてははっきりしたものがないでしょう、あるというなら出して下さい。まだそこまで詰めていないでしょう。少し、こういう点

は詰める必要があるのじやありませんか、どうですか。

○政府委員(滝沢正君) 看護婦の需給計画全体は厚生省の責任でございまして、確かに申し上げるのとおり、またお答え申し上げましたように、数字的に具体的に詰めたものはございませうけれども、一般的には教員の確保、特に一条校に基づきます教職員の確保ということが、これが非常に重要な問題でございませう。各種学校の養成の場合も、六カ月ないしは一年の講習会等によってこの看護教員の養成をいたしておりますが、これも基本的には各種学校であつても教員の資格という問題がまだ十分確立していないという基本的な問題もございませう。文部省の一条校の場合は、教員の資格の問題が確立しておられますだけに、この教員の養成確保という問題がたいへんわれわれ全体からながめたときにも重要な課題だと思ひますので、結論としては先生おっしゃるよう十分に協議をして、養成するにも三年要するわけにございませうし、将来の病床の増加あるいは医療需要の増大等を見込みまして、基本的には先ほどお答えしたように一条校の看護婦養成の拡大ということを基本にお願いすることとして、教員養成確保の見通し等も踏まえて計画というものは将来立てる必要があるというふうな考えでございませう。

○松永忠二君 文部省側のほうでも学校教育法に基づくものを基本にして看護婦養成を考えているというなら、文部省側はそれを受けて、どういふうに立つて計画を持てるのですか。そういう中で看護科というのはいくつ位置づけを持てるのか、この点はどうですか。

○政府委員(木田宏君) 先ほど滝沢局長からもお話が出ましたように、今日、中学校卒業後で看護のコースへ入るというふうなそういうタイプの人が現実になくなってしまひまして、ほとんど全部高等学校へ進んでいくという高校の進学が一般化しておる現状でございませう。したがって、この高等学校教育と別に中卒者を予定した准看護の養成機関というのはいまは実質的に縮小整備をしていくと

いうほかはなからうと考えるのでございます。また、私もそういう現実でございまして、高等学校の中で看護のコースを設けて将来のそういう希望者に教育をしていくという体制を整えていかなければなりません。しかしその現実が今日までのところ、先ほども御説明申し上げましたように、准看護養成数の約二割にも満たない実数になっておる。これは今後拡大を考えると、この必要であらうというふうに一般的には思っておる次第でございまして、これはまあ初中局の管轄になりますけれども、看護高校に対する産振の補助その他の措置を講じてきた次第でござい

ます。また、最近になりまして、大学、短期大学等におきまして正規の大学教育のワクの中で看護の教育ができるように、また、その看護の教育を担当する教員が正規の大学教育の中で養成できるように、こういう御要請は看護関係者、広く医療関係者からも強く受けておるところでございまして、文部省におきましても国立大学の中に看護短大を正規に設けていくという努力を七、八年前からいたしてきておるわけでございまして、その今日における現実、この看護婦の養成定員二万人の中の割にも満たないという状況でございまして、今後、文部省としてはこの看護の教育を高校、大学を通じて、やはりその高校、大学の教育の課程の中で看護婦の希望者に対する養成がより一層充実していく、こういう姿勢で整備をしなければならぬというふうに思っておる次第でございまして、そのために教員養成大学にも看護教員養成課程を設けて、現在のところ教員養成大学で看護教員の養成をいたしておりますのが四大学でございまして、そのほか一般大学におきましても学部あるいは看護短大の拡大ということを考えていかなければならぬ、こういう気持ちでおるわけでござい

ます。○松永忠二君 どちらのほうが主體なんですか。文部省は受けて立つという立場でいわゆる学校教育法における養成を考えていくのですか、その計画は、つまり厚生省の一つの計画とタイアップしな

から文部省のほうでいわゆる学校教育における養成を考える、充実していくという筋合いですか。そういう筋合いだと思ふのですが、それと違ひますか。厚生省、文部省、どちらでもいいです。

○政府委員(木田宏君) 医師の場合と同様でございまして、全体の養成数、確保数がどれだけ必要かという点は、厚生省の御当局のほうで御判断をいただくべき課題でございまして、それに対して正規の学校教育の中でどのような拡充策が講ぜられるかというところは、私どものほうもその厚生省の御意見を受けるがらわれわれが推進していかなければならぬ課題になる、こう考えております。

○松永忠二君 そういう意味で、厚生省と文部省との間で統一したものはまだないということですね、それは間違いないですか。

○政府委員(木田宏君) 厚生省からは看護婦養成の全体計画その他のワク取りは、私も相互に関係者が委員その他で入っておりまして連絡を合せておるわけでございまして、特に看護婦の場合には、現在学校教育で受け持っております部分で、医師と違ひまして非常に小規模でございます。この一般的な拡充というところで文部省も仕事をいたしておりますが、この将来の養成像の中のどの部分をどれだけ学校でというようなこまかい詰めの御相談まではまだできておりません。

○松永忠二君 厚生省が出している計画はよく存じておりますと言っている。五十三年の目標のこの数も実は問題があるんですよ。例の二泊体制というふうなものが確立されてないんだとか、あるいは老人医療の医療化が進んできたらそれがどうなるかという計数なんかわかっていない、はっきりしてない。そういう誤差が出てくることは承知の上で、五十三年の目標として五十一万五千人という数をきめておるわけですね。これは今度出てくる、いわゆる長期計画に基づいてこれを再検討しなければできなくなっているわけでしょう。これ自体が不備の上にまた再検討の時期に迫られておるわけですね。これに基づいて五十二年

の目標に基づいてどこをどういうふうに詰めて自分のほうで受け持っていくとか、そういう話はまだ具体的に詰めていないというんですからね、詰めていない。それは少しおくられているということとを言っているんですよ。もう厚生省のほうでございまして、その点を文部省のほうに詰めていかなければならぬ、文部省のほうで子供を養成して学校をつくっていく以上は、その辺をきちっとしてもらわなければ、そんなむやみやたらに金がたくさんあるわけじゃないでしょう。だからやっぱりきちっとした養成の計画の上に乗っかっていかなければならぬということに、そのための予算要求というものもやはりしていかなければならぬ筋合いのものだ。もつとこの問題について、厚生省と文部省の間に正式の協議ができて、そしてある程度の計画ができ、そういう中でいわゆる看護科、いわゆる看護衛生科というものがどの程度高等学校につくられていくのか。そしてまた看護婦養成は短大で、あるいは大学で、どういふふうに受け持っていくかということをやっていくか、やできないものか。ただ、足らないんですよ、要望がありまして、ということで学校をふやしていくということでは、しかも免許法でもこうなっていく。しかも話を聞いてみると、看護婦養成の教員というものが、その養成の体制が全然ないので、それがなければ困りますよ、ということも厚生省は言っているわけでしょう。そうやってくれば唯一、その点について詰めた計画の上に立つてやはり今度のこういうものを進めていかなければ、少なくともこういうものが出てくるのだから、そういうものをちゃんと持っていて、十分に厚生省と文部省で協議されてなされておるものかと思つていたが、どうも調べてみたらそうじゃない。どうも聞いてみたところもそうでもない。厚生省は目標を持っています、目標は文部省も知っている。その目標も実は問題がある。しかしその中で一〇〇％学校教育法に持つていきたいと、こう言っているけれども、現状は一〇〇％も足らない程度だ。それならどこをどういふにふやしていくのかという話がなければなら

ない。また話を聞くと、准看護婦というものはだんだんやめて看護婦にしたいという、こういう話があるのに、片一方じゃ、看護衛生科をこしらえて准看護婦をどんどんつくっていくというの、ちよつと何だかおかしいなという感じもする。当分は並行が必要だということお話しですがね。もうちよつとやっぱりその辺をきちっとしていく必要がある、ということを感じるわけです。大臣はどう見ますかね、その話を聞いていて、ちよつと大臣に伺います。

○国務大臣(奥野誠亮君) 計画をつくっていくよりも、現状が非常に不足しているものですから、高等学校でも受け入れてくれる限りは高等衛生看護科をつくっていききたい。同時にまた、その先生も不足しているようでございますけれども、技術短期大学などの卒業生もふやしていきたいという気持ちでおるわけでございまして、先般そういう必要性の問題については厚生大臣とも話し合つたわけでございまして、具体的に厚生省のほうから提案を持ってくるという段階までには至っていないわけでござい

ます。○松永忠二君 厚生省に聞きますが、四十七年の七月に看護制度検討会というのをつくつたのでしよう。これは間違ひありませんか。

○政府委員(滝沢正君) 先ほどのお答えの中にも申し上げましたように、制度検討会を発足させまして、近く中間的な御答申をいただけるものと期待いたしております。

○松永忠二君 こういうところにはやはりしっかり文部省側のほうもタッチしていく必要があるですね。ただ、この中には看護学校協議会というのはメンバーの中に入っているのですか。

○政府委員(滝沢正君) 看護の養成に関係する各方面の御意見をこの懇談会が拝聴いたしております。その中にいま先生の御指摘の看護学校協議会の御意見も承つたと記憶いたしております。

○松永忠二君 その一体団体の意見はどうなっているのですか、このことについては。

○政府委員(滝沢正君) これは懇談会といたしま

して、たとえば看護協会あるいは日本医師会等、各方面の御意見を委員会としてお聞きしているというか、書面によって提出していただいているという程度に承知いたしておりますので、いまの看護学校の協議会あるいは協会、これも書面としてお出しただいたように記憶いたしております。

○松永忠二君　そうすると、看護制度検討会には文部省側の人は入っていないのですか。

○政府委員(滝沢正君)　委員としては入っていたいておりません。

○松永忠二君　看護制度を検討するに、自分の省だけでやっていただければよいが、いやいやいかという感じがしますね。門戸を開くなどということとを盛んに言っているのだから、自分のところばかりでやらぬで、もっとほかのところの人も入れて、入って意見を聞いてみたらどうかと思います。しかし、一応文書によってその意見を提出してもらったと、大体その十六団体の意見はどこに統一しているのですか。その統一している点は。

○政府委員(滝沢正君)　資料として各種団体の総合的な御意見でございますから、いまのお尋ねに的確な答えになるかどうかわかりませんが、相対的には看護婦制度というものを廃止する方向を示唆しておられます。と同時に、また一面、廃止は急には困難である、かなり長期の、しかし、その名称が適切でないという御指摘等もございす。それから、一般的にかなり強く出ておりますのは、特に看護関係の協会からは、先ほど来お尋ねのございましたように、看護教育を学校教育法的一条校としての教育の方向に逐次移行させるべきであるという御意見はかなり明確に出ております。しかし、必ずしもそのような方向をとらずに、たとえばもちろん並列方式、各種養成も必要であるというような御意見もございす。概略申し上げてそのほか、たとえば処遇の改善であるとかあるいは看護業務を明確にしというようなことを踏まえまして、いろいろの多方面の御意見は出ておりますけれども、きょうの問題に關係あるような重要な点としてはそのように理解いたしております。

ます。

○松永忠二君　十六団体の文書による提出によつてまとまった意見というのとはほとんど統一している。看護婦の名称を一本化すること、准看護を廃止をしたい、それから看護学習の明確化をはかる、待遇、労働条件の改善をする、ということとはほとんど全部一致している。ただ、日本医師会の意見が違っている。日本医師会の方は医師の認定を中心にして、かつてに資格の認定を行なつて自由に使つてというやり方をやりたい、自分で使つていける者を自分で認定して、それで使いたい、ややつこしいこんなものは困るということでしょう。だから日本医師会はその意見を持って、他の者がほとんど望んでいる准看護廃止をするといっているのに、片方は准看護をつくるという、私はそこら辺がさつきからわからないんです。免許法上にも看護と看護実習というものをこしらえるということですね、高等学校は、高等学校はしかし准看護です。准看護を廃止するといふのが懇談会で検討されて、ほとんど意見は一致しているといっているのに、片方では、何だか准看護が足らぬというか、学校の免許状まで変えて、そうしてその間は学校をふやしていく。どういふことになっているのか。この辺は何だかこういふいゆる看護婦制度が問題があるというので、看護婦制度の検討ということとは非常に重要だといふふうに考えています。しかも、われわれいろいろ施設の問題を取り上げてみても、実は看護婦がないものだからやれないんですよ。だから、ほくら、看護婦の重要性というものは身にしみてわかつていけるわけだけれども、それならそれなりにきちつとしていかなければだめなと思うが、とにかく准看護を廃止するといっているのに、片方では准看護をつくるというの、何だか筋が違つちやうていふように思ふのだけれども、この辺はどういふことになっているんでしようかね。どういふ一休説明をすればこれはわかるんでしようか。

○政府委員(滝沢正君)　確かに先生御指摘のように、私は、委員会なりで御検討の方向あるいは看護関係者の強い要望、そういうものも、また諸外国の看護婦養成制度を見ましても、全部が全部一條校という仕組みではほとんどないのでございまして、要するに、各種養成と学校教育法に基づくものとが並存しているというのが大体アメリカはじめ各国の状況でございます。その場合、中卒二年あるいは高卒一年という案を過去に厚生省は法案として出しましたが、それは成立しませんでした。が、そういうような形の看護婦というものを、はや高卒以上の少なくとも三年くらいの線を基準とした看護婦制度というものを考えなければならぬという基本的なお考えは、私は、諸外国の実情に照らしても、また、わが国の看護業務というものの性質からいっても当然の方向だと思ふのでございすが、現存するわが国の准看護婦制度というもののについて、先生御指摘のように、廃止の方向というものも各界の御意見の中に出ております。しかし、方向ということ、現実には、先ほどお答えしましたように、量の面の確保ということも必要でございますし、また、それぞれの教育課程の中でたとえば専攻科というものを設けることによって、看護高校から看護婦になる道、あるいは進学課程を通るといふ者が、どんな進学課程の増設が実現いたしておりますので、そういう方向を踏まえながら准看護といふものを、こゝには廃止できない、廃止する方向で逐次検討しろ、こういうことは御意見としては私もつともだと思ふのでございすが、具体的にこれを行政上いゆる看護高校にいたしましたも、できるだけ専攻科といふようなものも設置することによってそのま看護婦になれる仕組みといふものを強化していく、こういうようなことも対策として講じながら、ただ、この廃止ということがいままでの看護高校の養成を強化してきた方向と矛盾するではないかという御指摘は、その形の上では確かにごもつともだと思ふのでございすが、現実にはそういうような処理のしかたをかなりの長期の先の姿として考える必要があるということでございます。まして、看護婦養成問題というものがあつた時点を区切つて、法律改正で准看護を廃止するということはきわめて困難なことでございます。場合によつては、すでに准看護になつていられる者に通信教育による看護婦の資格の確保という御意見も一部の団体等からも出ておりました。また、いゆる准看護婦制度といふものを看護婦という資格にできるだけ持つていくように努力しながら、将来の方向としては准看護婦制度といふものだけで終るような資格、身分の制度といふものは廃止の方向で検討すべきである、こういうふうになつていけることは理解しておりますので、かなり時間的には相当先のこととして考えながら看護婦になれる道といふものを開き、なお、いゆる一條項に基づいて看護婦養成の強化の方向も併存しながらやつていきたいと思います。こういうふうにご考慮願ひでございます。

○松永忠二君　文部省に聞きますが、准看護を廃止したい方向である。看護婦といふものに高めていきたいということであるので、高等学校で看護婦の養成ができるようなものに変えていくこととしていふのですか、それともそういうことは全然考えてないのですか、その点はどうか。

○政府委員(木田宏君)　高等学校教育の職業課程のあり方につきましては、初等中等教育から答弁があると思ひますが、現実には准看護といふ資格は将来はなくして、正規の正看護に高めていきたいという方向は当然の観点だと考えてございす。ただ、これからいって、すべての子供たちが高等学校へ進学をしてきております現在、高等学校で看護の教育がなくていいということではない、むしろ看護の教育はできるだけ充実した形で早くから行なわれる、それによつて正看護の資格といふものを取得できる時期もむしろ早まりこそすれおそくなるというのではないだろうと、こういうふうにご考慮願ひでございます。ですから、看護婦の免許資格が将来高まつていくということと、それから、高等学校におきまして職業教育の一つとして、看護といふ教育がより需要が多くなればなるほど必要になると、こういう点は両方を考えなきゃならぬこ

とはなからかうかと思う次第でございます。
○松永忠二君 私、聞いておるのは一体高等学校を看護婦のいわゆる養成——看護婦の資格が取得できるようにするのですか、そういうことは全然考えてないのですかということを聞いています。それはどうなのか。

○政府委員(岩間英太郎君) 高等学校でございます。これは看護婦を養成するということは無理だろうと思います。しかしながら、看護婦を養成するためには専攻科でもつくって、看護婦を養成するということができるように、これは私もそのようにできるように努力をしているわけでございます。つまり、専攻科の設置につきましては私も将来の方向にしたいということでございます。現実問題としまして、看護婦だけでいいというところは、これは医療サービスの観点から、それから看護婦の資質の向上に待遇の改善という意味から申しますと、それは当然の方向だと思ひますが、現実問題としまして、看護婦の業務に携わる方が非常に少ない、病院は開いておつてもベッドがあいておると、それから、私どものほうにも、たとえば特殊教育の充実ということになりますと、こういうふうな方々もやっぱり必要になるわけでございまして、そういう意味で量的な面から申しますと、やはり現在は相当高い必要度があるんじゃないかということでございますから、この養成を、私もが厚生省とは別に独自の観点からやっていくということも、これは高等学校の資格を与えながら、そういうふうな需要に応ずるという意味から申しますと、これは適当なことじゃないかというふうに考えるわけでございまして、しかし、方向といたしまして、看護婦養成、看護婦というものを養成していくということでございます。いまさら、これは高等学校だけでは年限が足りません。内容が足りませんから専攻科というものを設置していくというふうなことでカバーしていくということが一つの方法であらうというふうに考えるわけでございます。

たとおり、三分の一の方は上のほうに進学されるというふうな実態もあるわけでございまして。
○松永忠二君 まあその看護婦養成は無理だということではどうな。私は、高等学校でそんなものをやる必要はない。高等学校というものは、そういうところでは私はないと思うのですよ。看護婦養成が必要なら養成の科をつくればいいじゃないですか、ちゃんと。学校教育内に。そんなことをやらめつけないで。高等学校にそういうものを養成させるという必要は私はない。で、看護婦というものがなくなるといふ傾向にあるということであり、それはむしろ看護婦をしないというなら、その看護婦養成というものをどうするかという形の中で考えていくべきものであつて、こういうふうな形で看護婦養成を、まあいわゆる看護婦になつていくのだから、たくさん要るから、要望するからというふうなことで高等学校へどんどんこういうものを入れ込んでいくということも、もう高等学校の教育の中における職業教育のあり方という意味からいっても問題があるんじゃないですかね。そういうことは全くそういう考え方になつて看護婦が足りない、それだけ看護婦の要望がある。だから看護婦を高等学校でつくればいいじゃないかというふうな考え方で高等学校における職業課程というものをそういう形で考えていくといいのかということですね。だから、看護婦養成というものがあつて、看護婦を計画的にやらにやでないと、そういう中で学校教育はこの方向でタッチをし、どういうふうな立場でそれを養成していくかということとは別個にそれを考えていくものであつて、当然、幾ら看護婦が将来なくなるからといって、看護婦の資格を高等学校の中でつくっていく、そのほうが実際のなんというものの考え方があつていい筋合いは私はないと思うのです。また、そういうふうな看護婦というものが考えられていくとするならば、高等学校の中で一体看護婦をつくるという、こういう高等学校のいわゆる養成のやり方がいいのかどうかということになると、基本的にはどうもこ

の辺は検討をきちつとしないきやでぬのじゃないかという感じがします。もともと看護婦というものは中途はんばなものであつて、暫定的には必要だということであるという、そういうんだん意見がほとんどとまつていく段階の中で、なるば、一体そういうふうなものを、衛生看護科等を設けていって、しかも衛生看護科へくる者の六割、もつとがそこへ入っていくわけですからね。そういうふうになつていくということ、そういうものを高等学校で引き受けていくという、そういう筋合いはないのじゃないかという、そういう形で何でも要望に応じていけば高等学校はもう限りなく多様化していくということになつていくと思ふのです。だから、そういうことにも通じていくわけですね。この問題は、そういう考え方とされる。特に私が疑問としたのは、片方は看護婦を止せよと言つておられるのに、片方は看護婦に熱を上げて養成をされていると、それで、しかも看護婦は足りないから看護婦はやめて看護婦養成をきちつと学校でやつてもらいたい。学校教育を中心にする。特に看護婦養成の教員が足りないのだということになつてくると、その辺の要望にこたえるという線のことをまずしっかりとやっていく必要があるのじゃないかということを考えて、まあ何というのですかね、受け取り方がやばらばらになつていくので私はこんなような質問をしたわけですがね。いま言った看護婦というのはやめよう、看護婦生徒にしよう、看護婦というのは高等学校で養成をしていくということに必ず筋合いはないし、また、それはできないということになると、そこまでは意見は一致をするわけですか。どうですか、局長。

○政府委員(岩間英太郎君) ただいまの御説、私全く同感でございます。ただ、いまの高等学校の看護科というのは、まあいろいろな職業の課程の中で一番安定したものでございまして、生徒の意識調査などをやりましても将来看護婦になりたいという比較的確固たる信念を持つておられる。それからその看護学科を希望したその動機等につきまして

も非常にしっかりしたものである。自分はこの学科に入つて満足をしておるといふ満足度も一番高いというふうな、いすれ高等学校を卒業しましてからは職業人として世に出るわけでございましてから、そういうふうな希望も多く、それからその考え方もしっかりしてある、はっきりしてある。また卒業したあとでも看護科の生徒たちはいわゆる就職率も高いというふうなもの、これは高等学校の一つの形態として私は必要にも合つておるし、それから本人の希望にも合つておるといふ意味では、最もはつきりした、最もいい制度だといふふうな考えをしているわけでございまして。将来、卒業業者が就職できないとか、そういうふうな可能性が出てまいりましたら、これはやはり再検討を要するといふことは当然でございますけれども、私は、学校教育は学校教育、必ずしも看護婦が足りないから高等学校をどんどんつくっていくんだという考え方は持つておりません。

それから、なお、先ほどちよつとお尋ねがございまして、お答えをおくらしたわけでございまして、現在の理科教育及び産業教育審議会の前身でございまして中央産業教育審議会、昭和三十七年の十一月に「高等学校の学歴科教育の振興方策について」という建議がございました。その備考の中で、女子教育の充実との関連で、職業教育の充実の一環として、たとえば看護婦の養成を高等学校でやるということも考えられるといふふうな、そのところちよつとあれでございましてけれども、看護婦の養成も考慮されるというふうな、これは備考でその御意見があつたということでございます。

○松永忠二君 備考のほうでちよつとあつたのをやっているわけですね。

それから、何か、私の、筋はそれでございまして。それからまた、高等学校で看護婦をやっているのはまことに適切でございましてというのじや、どうも首尾一貫してないもので、ちよつとおかしいと私は思うんだけれども、これは、大臣も聞いておられるように、厚生省とちよつと文部省の間で、

看護婦養成の問題でそれぞれの分野を明確にしな
ければできない時期にも来ているわけで、長期計
画ができたわけで、これに基づいて看護婦養成の
あの五十三年目標というのはまたあらたまってく
るわけだし、その段階でどういうふうないわゆる
行政のしかたをしていくのか、そういう中で高等
学校の衛生看護科というのはどういう展望のもと
にやっていたかなければいけないものなのかとい
うことをやっぱりきちんと詰める必要があると私は
思う。どっちかといえば、そんなものを詰めてな
いというのはおかしいじゃないかという話で、大
臣からは、私はそんなものはないとは知りませ
んでしたというような御答弁があるかと思つたらそ
うじゃなくて、こういうものをつくることは必要
だという、法律案の提案のほうの必要なことばか
り強調されるものだから、私たちとしては、本来
のものの準備がきちんとしていなければならないとい
うことを私は申し上げたわけです。まあ、なおひ
と十分はこの問題については詰めてきちんとし
てもらいたい。特に厚生省と文部省の間でよくひ
とつ計画を練つて、そして安心してというのか、
高校の教育の中で衛生看護科というものをどうい
う形で受けとめていくのか、いわゆる高等教育の
暫定的な措置のような考え方のなか、高等学校の
教育の中の職業教育として適切なものであるのか
どうかという点についてもやはり考えをまとめて
いく必要があるんじゃないかということを申し上げ
まして、午前中の質問を終わります。

○委員長(永野鎮雄君) 午前の会議はこの程度に
とどめ、午後一時十五分まで休憩いたします。
午後零時十四分休憩

午後一時二十五分開会
○委員長(永野鎮雄君) ただいまから文教委員会
を再開いたします。

休憩前に引き続き教職員免許法等の一部を改正
する法律案を議題とし、質疑を行ないます。
質疑のある方は御発言願います。

○松永忠二君 別表一の、一般教育三十六とか、
一般教育の単位を今度削除したのはどういうわけ
ですか。

○政府委員(木田宏君) 一般教育は、大学の
四力年で終了いたしましたためにどういうふうな履
修しなければならぬかということ、一般的には、
大学設置基準に規定してあるわけでございます。
また、短期大学につきましては短期大学設置基準
に定めてあるところでございます。この一般教育
の扱いにつきましては、免許法にも規定してあり
ますように、三十六単位という単位数を大学設置
基準におきましても要請をしておるわけござい
ますが、この一般教育の扱いその他につきまし
て、これを弾力化することかいろいろ意見等もご
ざいます。したがって、一般教育の履修は大学
の一般的な基準の中で取り扱うということにいた
しまして、免許法の個別の規定の中に一般教育の
履修要件を規定するというのを避けた。また、
た、一般教育自体の改革問題等も大学一般の問題
との関連で考えられるようにして、その取り扱い
を大学設置基準のほうにゆだねさせていただきた
い、こういう趣意から今回この一般教育の關係部
分を削除させていただきたい、こういうふう
に考えるわけでございます。

○松永忠二君 一般教育課程を削除したのは、大
学の卒業要件の中に、大学設置基準の中にあるか
らそれでいいじゃないかと、そういうことで削除
したのですか。そのほかにまだ何か理由があるの
ですか。

○政府委員(木田宏君) 基本的には、一般教育は
大学の設置基準で一般的に規定をしますから、そ
れにゆだねるということに足りることはなから
うかというのが基本的な考え方でございます。
○松永忠二君 大学設置基準の第三十二条には、
この前もよつと少くともこのことで国士館の話
が出ています。『卒業の要件』というのは「一般
教育科目については、人文、社会及び自然の三分
野にわたる三十六単位」、その単位が三十六単位、
二項「前項の規定にかかわらず、大学は、学部、

学科又は課程の種類により教育上必要があるとき
は、一般教育科目について「単位のうち十二単位
までを、外国語科目、基礎教育科目又は専門教育
科目について単位で代えることができる。」、し
かし別表第一の三十六単位と法律で規定をするこ
とと大学設置基準でいわれる三十六単位と規定す
ることとはたいへん大きな差があると思うので
すけれども、この点は同じに大学設置基準に書い
てあるからいいということなのか、そこには大き
な差があるということ意識をしながらこれを出
してきたのか、その点はどうなんですか。

○政府委員(木田宏君) 一般的には、大学設置基
準で一般教育の扱いを大学一般の課題として考
えておる。三十六単位で人文、社会、自然等、保健
体育も含めまして三十六というふうに書いてある
わけでございます。それを免許法の中で、大体
その大学設置基準制定の趣旨にのっとって規定を
いたしたものとこのように考えておる次第でござ
います。

○松永忠二君 いや私の聞いたことを答えてくだ
さいよ。別表第一に三十六単位ということ規定
してある。法律で規定してあるのと、それからい
わゆる大学卒業の要件として大学設置基準の中
にいわゆる三十六単位、一般教育科目が三十六単位
と規定したのとはいくら大きな差があるかと私は考
えるけれども、あなたは同じようなものだと考
えるのか、こういうことを聞いています。

○政府委員(木田宏君) 基本的には、それほど大
きな差異はないのではなからうかというふうに私
は考えます。

○松永忠二君 それはもうたいへんな違いだと私
は思います。昭和四十一年の教職員免許法等
の一部を改正する法律案というのがここにありま
すが、これは当時反対を受けてついに廃案になっ
ちゃった。その廃案になった際に提案した別表一
にも、これと同じように一般教育を削除して提出
してあったんですが、これが当時議論を呼んだ
ことはもう御承知のはずだと私は思うのですが、
そういう意味からいうと、あなたが大学設置基準

にきめてある三十六単位と別表一にきめてある法
律の三十六単位とは差がある。ウェットが違
うということについては全然理解がありませんか。
また、これは廃案になった四十一年度の教職員
免許法のとときに同様な提案をしているというこ
とについてはどうなんですか。その二つを答弁して
ください。

○政府委員(木田宏君) 私の思い至らない点があ
るのかもしれないけれども、私は、この免許法
の別表第一に掲げてございます三十六単位は大学
設置基準の三十六単位の趣旨をそのまま書いたも
のであるというふうに考える次第でございます。
その後、大学教育の中におきまして、一般教育の
単位の弾力化ということをおきまして、一般教育の
あり方につきましまして、いろいろと創意
工夫を考え、改善をしなければならぬというこ
とが、つとに論議になっておりました。そしてその
一般教育の改革問題との関連で、免許法には法定
してあるという点が大学における一般教育の扱い
としてなお問題のある点もあるからというこ
とから、三十六単位を免許法で法定するというこ
とをはずして弾力化ができる余地を広げておきたい
という趣意が前回の法律改正のときにも上がった
ことだと思つてございます。その意味では免許法
に法定してあるということは、この三十六単位の
扱いが法律上の羈束を受けるということになりま
す。大学一般教育の扱いを大学設置基準で
一般的に規定をしております。この設置基準
の扱いで、一定単位数までを他の科目にかえるこ
とができるという省令の扱いと違ひが起こつてく
るという意味での差異は確かにあるかと思いま
す。

○松永忠二君 だから念のためにあなたにお聞き
したのは、その三十六単位に規定をしたのを削除
したのは、大学設置法に三十六単位と書いてある
から、それでいいのじゃないかと思ひました。と
それと同じでと言つたのでしよう。ところが
ま言つたらもう少し加えたわけでしょう。そう
じゃなくて、あの一般教育科目については何か弾

力性とか何とか、そういうことが議論をされて
いるのはという話をつけ加えたでしょう。だから
私が聞いたときに、三十六単位規定であるから
いいというのじゃないのしょう。まだほかに目
的があるのしょう。それをい言ったのじゃない
のですか。もし別表に法律規定してあるのは、設
置基準に規定してありますからそれでいいです
と、こういう答弁なら、この提案理由はおかし
いでしょう。そう書いてないですからね。そうい
うふうなことでよりほかにも書いてあるのですか
ね。大学における一般教育の弾力化に対応するこ
とができるよう」と書いてあるじゃないですか。
「できるよう」一般教育科目の最低修得単位数につ
いての規定を改め、「規定を改め」と書いてある
でしょう。三十六単位に、こつち書いてあるから、
三十六単位で同じことだという答弁をしたけれど
も、だんだん聞いてみると、そうじゃないでしょ
う。いわゆる「一般教育の弾力化に対応すること
ができるよう」一般教育科目の最低修得単位数につ
いての規定を改め」と書いてある。つまりそれを
消しちゃったということでしょう。消したという
だけじゃなくて、提案理由の四のところにそうい
うことが書いてあるだけじゃなくて、これはひと
つ大臣にお聞き取りをいただいておきたいので
す。法律にきめてあるわけですよ、三十六単位と
いうのは。一般教育課程が三十六単位なければ
きぬと。ところがそれを消したわけですよ。消し
たということは、単にこつちにあるからいいとい
うのじゃない、これは提案しているように、「一
般教育の弾力化に対応することができるよう」に
と書いてあるのです。だから最初の局長の答弁は
違っているのです。片方にも規定もしてありま
すが、同時に一般教育の弾力化に対応すること
ができるように消しましたということでしょう。そ
ういう目的を、なければこれはおかしいのに、答
弁としてはそういう答弁をしているわけですよ
ね。だからもうこれを消したということは、単に
消しただけじゃないのです。これは弾力化すとい
う前提の上に立って一般教育課程というものの

三十六単位を消したわけですよ。そういう趣旨のも
とに基づいて、昭和四十一年に免許法を出してき
たものだから、これはおかしいという議論なり反
対があつてとうとうこの反対を受けて廃案になっ
たのです。その廃案になったそのものをそのま
まここに、もう一回出してきて、それで同じよう
に一般教育科目を削除して提出してきてあるのだ
す。大学設置基準にありますがよろしゅうござ
いますというのじゃないのです。法律にきめて
あるものと、設置基準にきめてあるものとの間に
は差異がある、設置基準のほうはほとんど変える
ことができるけれども、法律はこうして提案して
こなければ変えられない。それだけじゃなくて、
単にこつちにあるからいいですというふうな理
解だけじゃなくて、これを弾力化するという意味でこ
れを消したということになれば、この前免許法に反
対したことを承知の上でこういう問題を出してき
たらほかの問題もいえますけれども、この法律は実
はそういう点では重要な免許法の改正なんです
よ。これだけ出してよこせばこれは相当の議論の
出るところであるのかかわらず、三つの法律の
陰に隠れてこの法律が提案されているものだけ
から、そういう点で議論が集中をされないわけだ
すけれども、これは本質的な大きな問題なんです
よ。これをとつたことは、かつてとうとうとして提
案して国会に出してきて廃案になったんですよ。そ
のほかのところもありますが、特に弾力化という
ところに問題があつたわけですよ。一般教育科目と
教職科目と、そういうものの教科の科目との配合
を変えていこうと、この前はそれぞれ数字を出し
てきたんですよ。数字を出して、ここにもありま
すけれども数字を出して、今度は数字を出さなく
て提案理由の中でこのことばを入れてある。「一
般教育の弾力化に対応することができるよう」一般
教育科目の最低修得単位数について規定を改め」と書
いてある。規定を改めということばもう明らかに
ここにはかいて出ている教職課程とか教科に

ものと教職に関するものと単位を移動させよう
という前提なんですよ。この前はそこを削って移動
させる単位を出してきたものだから国会で非常に
問題になつて、いまは一般教育科目が非常に重要
なときに何で専門的なものばかり多くする
んだという議論があつて、とうとう廃案になつて
しまった。今度はそれを逆手に使つてですよ、削除
しましたと、ただ削除しておいて、黙つていて、
私ちよつと何か衆議院の答弁見たら、これはある
からいいですよと、変えましてという答弁をして
いるようですが、それだけを答弁しているわけだ
す。そうじゃないんですよ。ここの提案理由の中
に一般教育科目の最低修得単位数規定を改めとい
うんですから、とつておいて改めというんだけれ
ども、とつただけですと改めというんだけ
を書いてあるんだから、ほかのところへどうい
うふうに科目が配分されていくかということになる
わけですよ。そういうものをもつと正直に出してき
て廃案になつたんですよ。今度はそれをちようど何
を削つただけですという言い方をして、実は提案
のほうへはちゃんと一般教育の弾力化に対応する
というふうな言い方をしてきたんですよ。これは
要するに、教員養成における一般教育科目とそれ
から教科に関する科目と教職に関する科目をどう
するかということば非常に議論のあるところなん
ですよ。対立した意見もあるところだ。非常にず
るいやり方であるという点も一つあります。当
時このことについては非常に問題だということで衆
参でもそれで、私のほうはそれほど議論せぬ
でもだめなことになつちやうたんだが、衆議院の
ほうでは参考人を呼んでやつた。参考人の意見の
中にそういうことが出てくる。参考人がこつち
で、「一般教育の規定が別表から消えたというこ
とば、御承知のように、一般教育科目の修得単位数
は、現行の人文、社会、自然のおの十二、計三
十六以上ということから、人文、社会、自然合
せて二十四、基礎教育科目十二というふうに変え

られようとしておるわけでございますが、このこ
とからみ合わせて考えますときに」というのは、
要するに、弾力化して規定を変えろというこ
とですよ。今度のことはどういふこと。一般教育につ
いての規定が免許法に前に書かれたということ
は、単に設置基準とグアブとかグアブないとかい
うことではなくて、やはり専門の教育課程の中で
学芸学部を中心に教員養成を行なう、そういう新
しい大学における教員養成というものが、それま
での師範学校における教員養成の批判に立つて、
真の意味の一般教育というものが中核にならな
ければいけない、そういうたいへん大きな悲願を込
めていた一つのあらわれではないかというふう
に思うわけでございます。だから、単に設置基準に
あるからという筋合いのようなもの、簡単にそこ
をとつてしまつて、しかもほかのほうへ単位をあ
らためるものをくつつけろというのはいか
しい。この前は正直に今度は教職とあれの、教科の単位
をふやして出したらどうです。今度は消しただけ
でそこはふやさないで、そうして一般教育
科目は弾力性を持つていくというふうな言い方
をして、これは改めようとしていられるんですよ。非
常に何というのですかね、前に廃案になつて議論
をされた問題をちゃんと承知の上で、しかも、そ
ういう目的を達成するために正直にそういうこと
を法的にちゃんと規定をしないでおいて、そうし
てとつておいて、事実上同じ効果をあげようとい
うふうな考へていられるんですよ。あなたは一般
教育科目の弾力化は必要だということを言つて
いた。必要だという前提の中に立って一般教育科目
を消したのでしょう。消した以上はそれは今度は
弾力化して、ほかのほうへつければいいことであ
るわけですよ。そういう目的を持つていられるので
あるならば、そういう目的の単位はちゃんときち
として出すべきでもあるし、これは教員養成の問題
として基本的に大きな議論を呼ぶものであるとい
うことをちゃんと承知の上でこつちう出方をし
ている。法律に規定したものを簡単に消しておい
て、設置基準のほうできめてあるからいいと称し、

その設置基準はいつどういふふうに変わっていくかわからないようなやり方でこれをやるという、こんなインテリなやり方は私たちは賛成はできない。私の言うことが違っているというなら違っているという理屈をきちつと云って、そうして答弁をしてみてください。

○政府委員(木田宏君) 大臣の提案理由の中で御説明を申し上げておきますように、大学における一般教育の弾力化に対応することができるようという趣旨がありますことはもう間違いないと思います。そのように考えておるのでございます。前回のときに御議論になったことは承知をいたしておるのでございますが、自來、大学教育の改革というところにつきましては、この一般教育の弾力化を進めるべしというのが大学の教育改革の第一案件でございます。そして、その後大学設置基準に改めてございまして、各専門領域を通じて、一般教育の扱いについてはそれぞれの大学の考え方によつて、そして三十六単位を人文、社会、自然の各領域について十二単位というワクどりは一応残すにいたしましたが、その弾力的な運用を十二単位までは講ずることができるといふ大学教育を通じて一般的な弾力化という措置を講じてまいりました。今日、それぞれの大学におきましてそれぞれ考え方がございまして、かなりこの弾力的な措置を受けて、くふうをしておられるわけでございます。免許制度におきまして、一般教育の規定三十六単位というのを、他の学部と同じようにこれをそれぞれの大学の創意くふうで弾力的に運営できるようにしたいというのが、今回の御提案の趣意でございます。

○松永忠二君 それなら一番初めにそれをいえないじゃないですか。そこが目的であるなら、設置基準に三十六単位ありましたということと同じです。それなら、そうだと、そういったじゃないですか。それなら、ちゃんと目的を知っているならそのことも話すべきでしょう。答弁について、そういうことと、もう一つは、一般教育の弾力

化をはかるという趣旨でございますと言ふべきでしょう。突き詰められていかなければそこの言わない。まあそれはとにかくとして、あなた一般教育は弾力化が各大学で行なわれているといつたていつの法律で三十六単位を動かすことはできないことになっていくんだから、それ以上の単位について、それは流用するとか何とかいうことはあります。三十六単位というものはもうどうしても取らなければ、これはもう免許状が取れない、今度は三十六が消えちゃったんだから、大学設置基準に三十四にする、三十二にすればそれでもうほとんどそれは合法的なんです。いわゆる三十六単位の基礎の単位まで流用ができるようになった。流用するといふふうには提案して書いてある。だから三十六単位をきちつと法律の中にあるのとはいいがもうえらい免許法のいわゆる一般教員の別表一です。ね、免許状をくれるときの教育に非常な大きなやばり影響がある。それだからそんなに単位を流用して、三十六単位一般教育科目というものが三十六単位を減するよなことはだめだと、大体いまの大学では一般教育というのは非常に重要なんであって、特に昔の師範学校というのはともすれば専門教科だけにいて教職課程に重点を置き過ぎるから、そこでいわれるこの一般教科を広くして高い教養を得させようといふことで始めたことだから、そんなばかなことをしちゃまずいじゃないかという、こういう議論があるわけだ。それだから三十六単位をきちつと法律で規定をして、もうこれ以下には下がってはいけませんぞといふことをきめてあつたんです。これを今度は取っちゃったことによつて、しかも、それは文部省が勝手に変えられる基準に、そこへ単位の数を移した。移してそのままにやつていくんです。という答弁ならまだそこにあるのに、いやそれは弾力性を持たせると言っているんだから、これは三十六単位は当然大学設置基準の三十六は変えていくという趣旨でもって提案をされているとらざるを得ないじゃないですか。そんな弾力化といふのは、一般教育科目につ

いて、すべき方向じゃない。それが反対の理由……もしそれが賛成だといふんなら学者呼んできて聞かしてください。これは議論の分かれるところですからね。議論の分かれるところは、これは参考人を呼んできて、おれたちの言うことが正しいんだというなら、これはひとつやつてください。まだほかにもあります。単位取得のものまで今度は法律で削っちゃった。このあと質問します。それだけじゃないんです。しかもあなた方筑波大学の法律で、何という一体提案の解説をしているんですか。「筑波大学の理解のために」といふのは早くから狭い専門にこり固まらないで幅広い勉強をし、専門分野ごとの学部ではうまくいかないといい方をしておるんじゃないですか。一般教育はすべての学生に対して専門のいかんにかかわらず人生と学問体系における自分の専門の正しい地位を理解させる、将来社会人として行動するときの必要な教養として一般教育というのはある。これはもう国大でも日本学術会議でも決定している一般教育のことなんです。一般教育に問題ありとすれば、それは実施の内容方法、課程の編成、教育の編成、組織にかかる問題である。もつとそういう一般教育をやるところの先生のいわゆる質を充実するとか数を多くするとか、あなた方が今度は筑波でやっているように一般教養といふものを、教育課程をつまみ縦割りにしてどこでもやるというやり方にしていくとかいふことだけども、そういうことをなぜやるかといふことの理由の中には、早くから専門にこり固まっちゃまずいといふことで提案をしているんじゃないですか。一般の教育科目といふのはいかに重要であり、新しいいわゆる大学の教員養成の場合に、広く大学における一般教育の位置も重要である。重要であるところが、あまりどうも教養課程でうまくいっていないからというわけで、今度は縦割りにしてはさんで、そしてそれをやつていくと、そういうときに、法律で三十六単位という最低の単位を規定する、そこを消してしまつて、消しましたが他意はございませんと、設置基準にありますから

それと同じでございますというなら、まだそこにも少しは、まあ二重のあれだから取つておくといふそんなばかな理屈はありませんが、法律の基準と一緒だから取るなんというばかなことはないが、まだ話の筋はわかるのに、それはもう弾力化のため、いわゆる規定を改めるといふことだと、こういうことでしょうか。そんな根本的な問題をこの形では提案をしていくということになると重要な問題は問題だと思ひます。そんなことは参考人の意見を聞かなければわかりません。理事はどう思っているのかね、ちよつと理事の意見を聞かしてください。

○宮之原貞光君 松永さんからそのほかにあれば指摘してもらつて、それでまた私も理事会で相談させていただきます。もしあつたら、指摘してください。

○松永忠二君 ですから私は理事に、参考人を呼ぶ必要があると盛んに言つておいた。それをいまだかつて理事会で取り上げてやつていないからそういうことになるでしょう。参考人を呼ぶほどの必要性のある免許法の改正ですといふことを言つていたでしょう。そういうことなんです。これはもう非常に大きな重要な問題なんです。ただ、単位を削りましたという筋合いじゃないのです。ただし、何だかほかの法律がばつばつ、ばつばつ頭にきちゃつていゝるんだから免許法のこのところなんか浮かび出てこないわけだけれども、非常に重要なところなんです。これは文部大臣おわかりになつておると思うのです。ね。

もうちよつと進めてみますか。それじゃ、別表の備考の単位の計算のしかたを削除して「この表における単位の修得方法については、文部省令で定める。」としたのは、なぜ、別表二から別表七まで同じような措置をしているのか、これはどういふわけですか。

○政府委員(木田宏君) ただいまお尋ねの点から先にお答えを申し上げますが、これと大学設置基準で、単位といふことが何であつて、単位の計算方法はどうかといふことが一般的にきめられてお

るわけでございますから、こちらで重ねて規定をする必要もなからうという整理の感覚から扱ったものでございます。で前回、四十一年の免許法改正案の際に御論議になったことは承知しておるののでございますが、その後大学関係者の大学教育改革についての強い意見がございまして、大学設置基準の三十二条にあります卒業の要件としての履修単位の履修のしかたにつきましては、昭和四十五年に文部省令をもちまして一部改正をいたしまして、三十六単位の一般教育課程のうち「十二単位までを、外国語科目、基礎教育科目又は専門教育科目についての単位で代えることができる」というふうに、大学の履修要件一般につきましては弾力化をはからせていただきました。これは大学関係者の当時一致した強い要請でございまして、こうした弾力化によって大学が自主的にそのカリキュラムを組めるようにするという意向を受け入れたものでございます。もとよりこのときにも一般教育が重要であるという御意見はございまして、一般教育全体のワクどりとしては三十六単位という基本原則を変えたわけではございませんけれども、その一部について、個々の大学のまた専門領域によつての考え方を生かし得る、こういう措置にいたしました次第でございます。ただ、各関係大学におきましては、免許法の関係で御指摘のように、三十六単位という規定がございします関係上、教職の単位を、免許資格を取らうとする学生と、そうでない学生との間に、教育上の単位数その他履修の指導等に若干こまかい差異が出てくるものでございますから、その辺のところを同じように指導できるようにしたいという現場の実態もございしますし、また、一般教育科目がもともとこれを全部なくしてしまうという趣意ではございませんから、大学の自主的な教育の方針に、大学設置基準にのつとつてゆだねるということをお認め願いたいという趣意でございます。

○松永忠二君 それは、前のほうにさかのぼってのあなたの希望ですよ。希望だけでも、そんなことはできませんよ、そんなことは。設置基

準にまかしちやう……。さつき言っている一般教育科目というのは重要であるので、三十六単位というのは少なくとも内輪に見積もって最低の単位と。たんだから、その三十六単位を守っていかなければできないですよ。それで、しかもいま一般教育科目というのは非常に重要だというように、いろいろな法律にもいわれている趣旨から考えたつて、これは三十六単位は守っていかなければいけない。ところが、三十六単位を削った上に、それに弾力性を持たして規定を改めますと、こういうふうなことになるてくれれば、もう学校教育、設置基準のほうも変えるところがないですからね。えなきやほかに変えるところがないですからね。三十六単位というのは、法律で通っちゃったんだから。そこで、変えるよりはかに変えるところは。ない。こんなことは、あなた、そう簡単に——何だか免許法は教育検定試験をつくるための法律だ。と、こういつている中で、こういう重要問題をつるつる、つるつるつと織り込んできて、それで。うっというて通そうということですよ。三十六単位、もつと削つても、一般教育で削つてもいいという結論を率直に言つて出るのはたいへんな問題ですよ。つまり教員養成なり大学の中で三十六単位という単位を削つてもいいんだと、一般教育の科目について現に。いやそういう、大臣、議論をやる学者があつたら、私は、お話を聞いてみた。いいですよ。せめてこれぐらいなものは法律で保障しておいたほうがいいというのが、この前の議論だったんです。しかも、筑波だつて、提案の中にもそういういままでの専門のところにこれが初めてからこり固まっちゃますいと盛んに言つて、それでいまの学部じやだめだと、それで一般教育課程と、いわゆるあれを縦割りにしていく、六年制のもの考えるというようなことを言っているわけです。まあ、その議論はもうちよつとあとにとつておきます。しかし、あなたは、単位のことにつては何も触れていないね。単位は、要するに設置基準のほうにそういうことと、同じことがきめてありますからいいですと、こういうのはまた問

違ひなく言つてくださいよ。また、ほかに目的があるというなら……それだけですか。

○政府委員 木田宏君 大学における単位の計算は、各学部を通じて共通の単位計算というふうに考えられるわけでございますから、設置準にこの単位の考え方と、その単位の計算方法を書いておきますことによつて十分足りるという趣意でございます。

○松永忠二君 それじゃ聞きますが、実は單位數を變えようとしたことはなかったんですか、單位の取り方。

○政府委員(木田宏君) いま、大学におきます別表第一の最低履修単位数、これをどうするのいかということ、教職関係の単位数をふやすほうがいいという意見もあり……。

○松永忠二君 教職の……、そんな話をしていない。単位の取り方ですよ、一週一時間とかなんとか、そんなことは、あなた、前の話ですよ。

○政府委員（木田宏君） 失礼いたしました。その意味での単位の計算方法については、何ら変えるという意見があるわけではございません。

○松永忠三君 変えようとしたことがあるかと聞いていますよ。

○政府委員(木田宏君) それもごいません。

○松永忠二君 そんなことはありませんよ。昭和四十一年に大学設置基準を改める考え方があって、単位の計算方法を改めようとしたんですよ。一般

の授業の現行一週間一時間を十五週で一単位を一週一・五時間ないし二時間で十五週を一単位としようと考えた、こういうことを考えたわけです。

員の授業というものはうんと重くなる。だから、これはもう教員増がなければそんなことをされ

やめになったのですよ。これを変えようとしたことがあるんです。また、それは変えようとすれば変えられるんですよ、これは。それはどうですか。

○政府委員(木田宏君) 単位の計算方法につきま
しては、大学設置基準の二十六条に計算方法の規

定が一般的に定まっておるわけでございまして……。

○松永忠二君　それを変えようとしたことがあるかないかという……。

○政府委員（木田宏君） それは昭和四十五年に一部改正を実施いたしております。

○松永忠二君 改正したことがあるって……。改正したことがあるわけない。

○説明員(阿部充夫君) 昭和四十五年に大学設置基準の第二十六条、単位の計算方法についての規

定の改正が行なわれまして、それまで一週一時間十五週をもつて一単位といっていたような方式に

対しまして、毎週一・五時間あるいは二時間というような授業を行なった場合の計算方法がつけ加えられたわけでありまして、若干、単位の計算

方法については、前回の免許法の提案が四十一年の當時でございしますけれども、それから今日まで

の間に大学設置基準のほうが改正をされておるわけでございます。

○松永忠二君　そうなると私だって調査室でなお

一人で質問しているでしょう。あつちが課長もいろいろなのがいてやっているでしょう。それ

んなこまかいことを一々、なら、ぼくのほうで調査室で調べて、そうしなければわかりませんよ。

これは戦後、法律は改まったんですか。設置基準のほうも変えたんですか。この法律は改ま

らないでしょう。終戦後、この単位の取得は非常にやかましくて、一時間の授業について二時間の

予習または復習を必要とする講義によるものについては、十五時間の授業の課程といつて、これは

非常にやかましかったです。高等学校や何かに
ついてもこういうふうな単位のこまかいあれが

あった。これも単位の取り方というのは、非常に重要な問題だとして、一時間には二時間の予習と

復習の時間が必要だということを考えてそういうふうなこともやっただですよ。これを読んでみれば

ばわかりますよね。だから、この法律は改まった
ことはないでしょう、この法律は。

○政府委員(木田宏君) 免許法は、その点、いまでも一度も変えておられないわけでございます。改まってもいいわけでもない。ただ、大学の単位というものの考え方、それからその単位の計算方法につきましては、大学設置基準で定めておられるわけでございます。免許法の現行規定と同じ趣旨のことを原則として大学設置基準の単位の計算方法にうたっておられるわけでございます。講義につきましても、いま、御指摘がございましたように、「教室内における一時間の講義に対して教室外における二時間の準備のための学修を必要とするもの」とし、毎週一時間十五週の講義をもって一単位とする。」「免許法で規定しておりますものと同一規定をいたしておられるわけでございます。ただ、この単位の計算方法に對しまして、ただし、教室外の準備のため学修が基準どおりでない事情がある場合等の、そのただし書きの規定を、昭和四十五年に、これは教員の免許法による単位とは別の、一般の大学の履修単位につきましては、これと異なった単位の計算方法ができるという規定を加えた、こういう修正はいたしております。それは一般の大学教育全体の単位の方につきまして、原則どおりではやりにくい事情があるというので、ただし書きを加えた、こういう趣意でございます。

○松永忠二君 そういうなら何ページのどこにそれが書いてあるのですか、これの。

○政府委員(木田宏君) いまお手持ちの法令集の一〇九ページの一番下の欄の大学設置基準の二十六条です。

○松永忠二君 これは、根本のところは「講義については、教室内における一時間の講義に對して教室外における二時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週一時間十五週の講義をもって一単位とする。」「これは法律事項であり、そのままでしょう。

それから「ただし、教室外の準備のための学修が基準どおりでない事情があるときは又は教育効果を考慮して必要があるときは、」ということでしょう。こういうのをくつつけただけでしょう。だから、さつきから話の出ている、法律における単位の取り方というのは、ここに法律に、別表に規定してある単位の取り方は、いままでも変化したことはいまありません、こう言ったら、そのとおりですと、だから私はそれを言うわけでは、それからまた逆に裏返せば、そういうふうには続き足しでもできるくらいだから、もともと変えられるですよ。とちまたでたんだから、設置基準で、続き足しがありまうと、変えまうとしたというのだから、変えまうと言ったというなら、片方で単位を変え、それと同じことを書いてあつたて、いつでも変えられますというのを裏側に言っているわけですね。だから一般教育科目については、弾力性をもって変えろといっている。だから、法律で単位の修得、履修の方法をきめたというのには、これまた柔軟に思っているわけですよ。ルーズなそういうようなやり方をするというふうなことでなくて、一般教育科目の単位をきめると一緒に、単位の修得のしかたというものは、一週一時間の授業に一時間の予習、復習がくついている、それで十五週の講義をしなければというふうな一単位はくれぬといふことになつてゐる。それを一度改めようとしたんです、昭和四十一年に。一般の授業、現行一週間一時間、十五週を一単位とするのを一週を一・五にしよう、五時間ないし一時間、それで十五週を一単位というから、授業は一倍半から二倍に多くなるわけですよ。それでなければ、単位を一単位取れないようにしようとしたんですよ。ところが、それは定員をこのままにして、そんなことをされたのじゃやないじゃないかという話になつて、とうとうこれはさたやみになつちやつたわけなんです。そういうふうな、文部省はいままで単位計算の修得の方法を自分で変えようとした。変えようとしたけれども、それは実情に即さぬとか、反対を受けて変えることはできなかったのです。文部大臣は変えないこと、できなかったことがけしからぬなんというふうにまさかお考えになつてゐると思わぬのだけ

でも、そういうくらいこの単位修得の方法というのは問題があつて、法律規定ちゃんと入れておく、免許法の重要な一つの項目だということを入れて、これまたそういう意味でこれも実は参考人あたりで多くの議論を呼んでゐるんですよ。こつちで書いてあるからいいですよといふことを言われても、これだけではどうも納得できないといふことを言っている。事実さうだと思ふんですよ、私は。だからもう全然いふゆるあれが違つちやつてゐるわけですよ。一般教育科目をとつた今度単位の修得のしかたは、設置基準にそのまま書いてあるといふ、そこだけでも問題はあつたんですよ。これをどうも変えようとするし、変えられる。重要だから法律事項にしたのに、それをさつと削つちまつて、設置基準にあるからいいという理屈もいふ。今度一般教育科目については、いふゆる最低単位の規定を改めるというのをいつてゐるわけですよ。こんないふゆる単位修得、これ戦後免許法でできて、いまだかつて変えることがなかつた単位修得の方法の法律規定をあつさりとなつちまつた。しかも別表第一から第七まで全部となつちまつた。さうして、しかもなおかつ一般教育科目もとなつちまつたといふことになれば、これは単に教員資格認定試験を開いたという程度の筋合いのものじゃないんですよ。これは、私たちの委員会としても一体それがいいのか悪いのか、特に私が申し上げましたように、すでにこれは法律として国会に出されてきてそれはもう廃案になつちやつた、そういうものを、しかもこういう形で提案をしてくるしかたというのは正しいも、やはりこれは正しい提案のしかたではないではないかといふように思ふんですが、大臣ひとつ少しは正直なところを言つてくださいます、明快なことを言つていただきたい。

○國務大臣(奥野誠亮君) 弾力化ということが一つの主要な課題になつておつて、そのことがこの法案の改正になつておられるわけでございますけれども、同時に關係の審議会からも、こういう趣旨の意見をいただいておりますのでございまして、そういう意見に基づいて「そんなことあるものですか」と呼ぶ者あり」提案をしておられるわけでございますが、その点につきましては事務当局のほうからお答えさせていただきます。

○政府委員(木田宏君) 単位の計算方法は、大学教育一般を通ずるものとして処理していただきたい。これは免許基準を定めるとき単位の計算方法が、他の大学の専門領域の単位の計算方法と違つたといふことも、大学教育としては必ずしも適切でもない面もございまして、大学教育全体として、いろいろな専門領域の教育指導いたします際の単位の基準を講義の場合、演習の場合等一般的にきめさせていたきたい、また、それで足りるというふうな考え次第でございます。

また、この一般教育につきましても、大学關係者からは一般教育の基準の弾力化といふことを、昭和三十年度の後半から紛争を通じて非常に強く要請を受けてまして、その点で各大学教育、これはいろいろな専門教育を通じて、一般教育の弾力化といふ措置を大学設置基準で昭和四十五年につたわけでございます。これは大学制度を弾力化し、大学の自主性に教育のしかたを一步ゆだねたものだといふことで、大学關係者からは当時非常に歓迎されたことなのでございまして。ただ免許法の關係だけはこの三十六単位の取り方が法律で規定してございまして、喜ばれたわけではございません。弾力化が進み、喜ばれたわけではございません。免許の關係につきましては、從來どおりこの点の措置が弾力的には行ない得ない。現在も免許法の規定どおり実施しておるというところになつておるのをごさいます。しかし、この一般教育のしかたその他につきましては、個々の大学が教育改善の進め方としていろいろ工夫をいたしておるのをごさいます。三十三、三十六単位といふ原則のワケ取りをゆるめておられるわけではございませんで、その一部の履修のしかたその他を弾力化できるように改善を認めるという、

大学の自主性を認めました四十五年の省令改正の線を、免許単位につきましてもお認めをいたしたい。そういう意味で、これは大学の自主的な教育方針にゆだねるということにしたい。免許単位といたしましては、御指摘のように、一般教育の単位が重要であるということ、もちろん承認をいたしますけれども、免許のための必要要件といたしまして、教科、教職、その他教育の免許のための必要単位というものは別にあがっておるわけでございしますから、大学教育一般を通じて一般教育の単位につきましても、前回以来御議論は出ておったところとございしますけれども、昨今の大学改革、教育改革の一番大事な領域として、一般教育の弾力化ということとを国立大学協会その他大学関係者が強く要請をされ、免許以外について実施しておる点を、教員養成の際にも、そのことの弾力的な措置が可能になるように大学にゆだねていただきたい、こういう趣意で、一般教育を重視しようという意味ではございせん。大学の主体的な、自主的な教育を少しでもゆとりをもつてできるようにいたしたい。これが大学を通ずる一般教育の一般的な考え方とございしますから、免許の規定からこの規定を削除させていただきたいという趣意がございします。

○松永忠二君 大臣、いまの答弁を聞かれてわかると思うのですがね。三十六単位というのを、そのほかのものを弾力化して大学は喜ばれたというところを言いましたね。それで、三十六は、つまり弾力化といったって、三十六は大学設置基準のほうに出してあるのだから、それは確保されているから消してもいいじゃないかというの、いま言ったでしょう。三十六を必ず確保する。三十六以外のものの弾力化というのをやると、それで非常に喜ばれた。三十六は削る気持ちはありませんと、それで設置基準には三十六とまっていますと、こういうのがいまの説明でしょう。そんなら逆に言えば、それは三十六が守りたい、守る必要があるなら、三十六を法律に書いてお

きやいいじゃないですか、消すことはないじゃないですか。私の言っているのは、その三十六を消すことによって三十六の弾力化も自由にできるようになる。そんなことを言ったって、書いてないのだから、大学設置基準のほうを減らせばそれつきりになっちゃう。いやそんなばかなことは三十六の一般教育単位なんて減らす気持ちは毛頭ありませんと、そんなら、免許法のほうにちゃんと三十六と書いておけばいいじゃないですか。あとのものを弾力化してどうこうというのは違

うのですか、私の言うのは。
○政府委員(木田宏君) いまお手元に法令集をお持ちでございしますので、一〇ページの三十二条の弾力化されて喜ばれた条文を御説明しておきたいと思ひます。大学設置基準の第三十二条でございします。

三十二条は「卒業の要件」でございまして、その第一項には、「大学に四年以上在学し、次の各号に定める単位を含め、百二十四単位以上を修得することとする。」二号に「一般教育科目については、人文、社会及び自然の三分野にわたり三十六単位。」これが免許法に書いてあるわけでございします。この第一項は変わっておらない。この原則はそのままにしたのでございします。これだけでは窮屈だ、ぜひ弾力化をしてくれということで、関係者の強い御要請があり、相談を結んだ結果、第二項で、「前項の規定にかかわらず、大学は、学部、学科又は課程の種類により教育上必要があるときは、一般教育科目について同項第一号の規定により修得すべき単位のうち十二単位までを、外国語科目、基礎教育科目又は専門教育科目について単位で代えることができる。」

で、次のことは外国語のことについての特別の規定でございしますが、この弾力化を昭和四十五年にはなかったわけでございします。これは大学関係者の強い要請によりましてはかり、またこうした弾力化を加えたことによつて非常に喜ばれておるわけとございします。ただ、免許関係の単位につきましては、この弾力化が行なわれていないものでござい

ますから、大学は日常の教育指導の上にいろいろとやはりギャップが起こるというような問題等もございまして、一般の他の専門学部その他の一般教育につきましては、このような措置もとられておることであるから、教員養成の扱いにつきましても同じように扱えるようにしてやること、大学がカリキュラムを組みます場合にやりやすい。そして、こうした点の単位との与え方は大学の自主的な措置にゆだねさせていただきたい。先ほどワク取りを変えておりましたと申し上げましたのは、三十二条の一項一号に、免許法の現行規定と同じ原則を原則としてちゃんと残しておるわけとございします。これはこの単位数自体をいじるという考え方は持っておりません。ただ、この三十六単位の中の運用として、それぞれ若干の科目につきましては、大学の考え方によつて弾力的な措置がとれるという許容は、教員養成につきましてもお認め願うということが大学教育改革のためにもよろしいのではないかと。また、そこまで申し上げないまでも、大学教育一般につきましてのこうした体制ということで、教員養成の基礎になります。一般教育も取り扱っていただきたいというものが、今回の御提案申し上げておる趣意でござい

ます。
○松永忠二君 そういうことだと、裏返すと、現行の免許法に三十六単位という法律規定があつても、逆に設置基準で現実にこういうことをやっているの、現に三十六単位ない。それで、一般教育科目については三十六単位、その中で結局一般教育科目については「十二単位までを、外国語科目、基礎教育科目又は専門教育科目について単位で代えることができる。」と書いてあるの、現に「できる」と書いてある大学設置基準があつて、しかも法律があるでしょう。現に実行されておるわけでしょう。それではないのですか。
○政府委員(木田宏君) この教員養成の免許単位以外については、この弾力化が実行されておるわけとございします。教員養成学部につきましては行なわれておりません。以前からのままの形で教員

養成学部の教育が行なわれておる次第でございします。
○松永忠二君 そうなると、たとえば教員養成課程というものに三十六単位をそういうふうに位置づけたことが、一体こういう弾力化をそのまま適用していいか悪いかということにやっぱりさかのぼって議論があるわけですよ。一般の大学ではそういうことをやっています。しかし、免許法にはそういうことはやれないようになっておる。現にやっていないわけですね、免許法についてはやれないのを、一般にもやるからやれるようにしてくれというのがあるあなたの御趣旨なんですよ。だから、そうなつてくると、三十六単位というのを規定したということについては、あなた方から言つて、弾力化の現状においてはふさわしくないという議論が根底にあるわけですよ。ところが、私たちは三十六単位、つまり教員のいわゆる免許法の資格の中の三十六単位というのは、少なくともその程度の三十六単位は教員としてのいろいろな授業をやる上において、これは先生の資格ですからね。片つ方は大学を卒業するかどうかという問題ですよ。それとは違つて、大学について卒業して授業を教えるということについては、教職課程とか、あるいは教科に関する単位もあるわけだ。そういう中の配分で三十六単位というのをつまり規定づけているわけなんだ。一般の教育大学で幅を、弾力性をかけて喜ばれたというところ、即それがイコール免許法に三十六単位をくずすかどうかということについての議論に直結するよな議論のしかたというのは、これは私たちはとるべきじゃないと思ふんですよ。そういう議論をおとりになるなら、一体、三十六単位が免許法の中で、いわゆる教員免許の中で、教員養成の中で必須欠くべからざるものであるのか、くずしていいものなのかということとをまず議論してかからなさい。この前のつまり国会で通らなかつた理由というのは、それをくずすべきではないということと通らなかつた。それをだ、ただこつちのほうにそういう規定があるから、それはこつちのほう

にそういう規定があるから、それはこつちのほう

にそういう規定があるから、それはこつちのほう

にも流用してもらいますという考え方、だから免許法のいわゆる考え方というものがどういふふう
に守られていかなきゃいけないかという問題にな
ると思うし、それは、まあ大臣が意見が違ふなら
別に何も私は押しつけはいたしませんけれども、
しかし、そういう議論をして廃案になったんでは
よ。それを、そういう議論を抜けて、こつちに設
置基準がありますからと、ただ、そつちを移した
だけでございましてという答弁のしかたでこの問題
を逃げていくというわけにはいかぬと私は思うん
です。

それからまた、いま話が出たのは一般教育科目
について、単位については何も説明はないわけ
です。単位の取得というものはあくまでいまま
でも変わりはない。ただし、どこで少
し入れかえただけなんです。単位とい
うのも、これは戦前、戦後の一時間の単位を二
時間、復習を置くという考え方のもとに
立つて単位をきめ、この単位について一時変えよ
うとして反対を受けてとうとうできなかった、そ
れを部分的に現に授業の形が違ふからこうだとい
うたし書きをつけたものが一つできたことは事
実だけれども、そういうことになってくる。だか
らこれは、教員養成というものの、一般教育
課程というものが戦前の師範学校の反省から出
てきて、三十六単位というものを最低の単位とし
て確保しているわけですよ、これは、教員の場合に
は、これは単に大学を卒業すればいいという筋合
いじゃないですか。だから、私は、そういう
三十六単位をもうくすのを前提にして提案をさ
れてくる、単位についてもただ書きがくつつい
たことはあります。これは、ある意味では、
単位についてもこれからの弾力的なものを考
えていきますということであるとすれば、これは
もう免許法の根本の問題にぶつかる問題であつ
て、そんなことを簡単に、いまぐらゐの説明を聞
いてそれで通すというわけには私はいかぬと思
う。そういう筋合いのものじゃない。弾力性があ
るといふなら、たとえば、三十六単位をくすして、

どこに一体それを、教職科、まさか一般外国語の
ほうへ持つていくことはできぬでしょう。教員
の場合には、少なくとも、どこかの、ここにある教
科に関するところか教職に関するところへ単位を
入れ込む案があるなら案を示すべきだ。ただ弾力
化という名前ですり抜けていくわけにはいかぬ。
また、一般の三十六単位を外国語の科目に流用し
ている十二単位を、同じように教員の場合にもそ
ういうことを考えることは、これまたできません
よ。そんなことをしたらたいへんなことですよ、
三十六単位の中で十二単位そつちのほうへ持つて
いっちゃうなんて。そういう筋合いのものなんです
すよ。何か一般教育科目の弾力化なんという、
いまでもどうもやるべきことだという、そのこと
ばかり先に出てきてしまつて、もうそのことで、
大前提としていいように考えている。私は文部大
臣に主としてこのことを話しているわけでありま
すが、やっぱりこれは、失礼な話ですけれども、
私たちのほうが長くこういうことをやっています
と、そう簡単なものではないという筋合いのもの
なんです。だから、そういう単位を弾力化する
なら、その設置基準の弾力化なんというものは、
教員の場合でできません。それならどこに一体弾
力化して――それを正直にこの前は法律で出して
きた。弾力化していく教科と教職に関する単位ま
できつちと入れて、数字を入れて出してきたん
ですよ。それで問題になってきたから、そういう
ところは出さずにおいて、三十六をくすすといふ、
そういうことだけ出してきた、通ると思つて。だ
から非常に重要な問題を比較的、要するに何とい
うんですかね、容易にやる方法というものを、提
案のしかたとしても巧みに提案をしてきたといふ
ことになる。もともとから、これを提案してきた
たてまえからいって、これを通したいという気持
ちであるならまことに巧妙なやり方だと言わな
きゃならない。巧妙なやり方だけれども、そんな
ことを見のがしてはおけない。それほど重要なも
のを、こういう二つの中にぽこっと入れてきて、
それで免許法という改正の中へ、何か資格認定試

験が中心のような改正の中に入れて込んでいくのも
少し疑問がある。特に一般教育科目の弾力化とい
うのなら、ほかのどういふような科目に移すのか
という案も示してくるべきである。単位を減える
というなら、どこかの単位にどういふふうに取り得
て将来変えていくという単位にどういふふうに取り得
ていられる小中学校、高等学校の免許取得の資
格として適当であるのかどうなのかという点にも
議論がある。しかも、あなたの方のお出しになつて
いる一般教育という科目に対する考え方において
も重要性を強調をして、筑波で出しておるにもか
わらず、こつちのほうは一般教育科目三十六を流
用できるような方法で簡単にしてくるというこ
とについても終始一貫しないものがある。そうい
うことを、まあ私は大臣がこのことをよく御存
じあつてどうしても出さなければ、通したいといふお
気持ちなのかどうかという点についてはやや私は
疑問を持っています。そういうことをま
ちゃんとお承知の上でやつてこられてゐるのか。
いや、そんなものでなしに、そういうほどの目的
のものがあつたんじゃないかという、私はいい意
味にとつてゐるんですがね。もしそうじゃなしに、
ほんとうにその気持ちでこれを出してきたといふ
ことになれば、まあ、少し考え方としては質的に
悪い。しかもそれが三つの問題のある法律と一緒
に出してくるという点についても、やはり少し方
法としてぐあいが悪いのじゃないか。必要ならば、
認定試験についてということに限つて出してくる
点についてならまだしも、こういう法律を、私再
度申し上げておきますが、そう簡単に免許法の
一部改正だといつて、さつと議論する筋合
いではないといふことを私は提起をしたい。私は意
図的に言つてゐるわけではありませぬ。意図的
に言つてゐるのじゃない、そういう筋合いのもの
のだといふことを委員長はじめ委員の皆さん御相
談なさつて、それを処理するにあつては、そう
いふ問題をやはりきつちと関係方面から聞くなり
ゃんとしなければならぬ筋だと私は思つて、
すよ。そういう点を特に委員長、理事に要望して、

あらためて何か委員長から御発言があるならばお
伺いしたいし、あるいは文部大臣から御意見があ
るなら御意見を聞かしていただいて、私の質問は
終わりますけれども。
○安永英雄君 閣下。理事会でも審議をしますけ
れども、大臣のほうでその点をはっきりおっ
しやつていただかぬと、局長じゃわからぬですよ、
何回繰り返したつて。これはさつとやりますよ。
○国務大臣(奥野誠亮君) 松永さんのおつしやつ
てゐることはよくわかるわけでございます。ただ、
私たちの考え方と食い違いがあるというござい
ます。一般教育科目について、大学設置基準の中に人文、
社会及び自然の三分野にわたり三十六単位と、こ
う書いておるわけでございます。各大学の内容
は区々だろ、こう考えるわけでございます。
できる限りまた弾力化を進めたいといふことで、
単位の補完制度まで取り上げたわけでございます
で、そういうこととの関連におきまして、一般の
大学教育についてはさらに弾力化を進めたほう
がいいじゃないかといふことで、先ほどありました
第二項の規定をわざわざ置いてゐるわけござい
ます。各大学が教職員課程につきましては、特に
おつしやつてゐるような一般教育を充実してい
くんだといふ意味ではそれで尽くされると、こう思
うわけでございますけれども、単位のあり方につ
いてはその大学いろいろ御希望があつてもいいの
じゃないだろうか、たまたま教職員養成課程だけ
は法律でびしと区分して書いてゐるわけござ
いますので、自然それがそのままになつておつた
といふことではなからうかと、かように考えるわ
けでございます。それにつきまして、やはり各
大学の弾力的な運用にゆだねるべきだといふ考え
方で法律上の単位の数を削減していただいたとい
ふことでございます。

問題は、教職員養成にあつて一般教育を高め
ていかなければならぬ、それはよくわかるわけ
でございますけれども、一般教育の科目が三十六
単位といふことで、それを確保されるかどうかと

単位といふことで、それを確保されるかどうかと

単位といふことで、それを確保されるかどうかと

いうことになりまして、必ずしも私にそれにとらわれなくて、その大学が別な科目をつけることによって実質を高めようとする場合だって私にはあり得るのじやないかというふうな思ひ方でございします。できる限り弾力的な仕組みに持っていきたいです。大学の自治にゆだねられる方向をぜひ御了解いただきたいのだとかように存じておるわけでございます。

○松永忠二君 だめです。大臣、そんな答弁ではとても。弾力化、弾力化というけれども、小学校の一級免許状をもらうのに、三十六単位の一般教育科目と教科に関するもの十六単位と教職に関するもの三十二単位です。こんなものは当然なものとなんです。それを三十二単位の弾力化、弾力化と、各学校の自主性にまかせましてどうしようというふうなお話だけれども、一般教育科目を三十六をやはりしっかり守っていかなければできないといういわゆる考え方があるわけです。三十六を取るなら、弾力化というなら、その三十六弾力化したものを、それじゃ教科に関するところをどう入れる、教職に関するところをどう入れるとか、どうするとかというふうなものも前は明確に出してあったのです。それが今度は、そこはそのままにしておいて、取るだけ取ったのです。しかし、取ったけれども、ほかにはいわゆる認定基準のほうでまわってあるからいいじやないかというところじやなくして、それは減らす、弾力化する、自主性にまかせたらいいばという弾力化して、自主性にまかせたらいいじやないかという議論があるけれども、そんな議論は、教員の免許の場合に通用しないのです。三十六の場合に、三十六までぶつぷしていつて、それを際限なく弾力化して自主性にまかせるといふことはあり得ないのです。そこに、あなたが安易にお考えになっているのか、文部省がそう考えておられるのか、それはもう大いへんな議論のあるところだから、その議論は学者の意見も聞いてみなければいけない。そう簡単にあなたの方がさつといて法律が

通つてしまふわけにはいかぬと私は思う。あるいは認定を、戦後守られてきた単位修得の方法を簡単に基準法に持つていつてしまふ。しかも基準法へ持つていつてそのまま実施をしていきますという約束じやなくて、それは弾力化することがあるという、そんなら、こうして持つてきた免許法の基本的な最低のものを守つていくべきなのか、それとも弾力化がいののかというについては徹底した議論が——この前は議論がなされた結果だめだということになったのです。通らなかつた。しばらくもうそれはやめちやつたのです。文部省は、やめちやつたのを、今度これと一緒にすつと出してきつた。それも真正面からぶつかつて、教職課程とかそういうものの単位を改めないで、そこだけ削る形で提案のほうだけ弾力化という名前をくつつけて出してきつた。だから、そういう点について私は言つてゐるのであつて、文部大臣は政府のほうだから、盛んにそういうことを言うのは悪いと私は言ひませんけれども、これはそういうわけにはいかぬので、委員長のひとつ意見を聞いて、あるいは理事の御意見を聞かせてもらいたい。

○委員長(永野鎮雄君) ただいまの松永君の提案について、後刻理事会を開いて、その結果を委員会に報告することになります。

○鈴木美枝子君 文部大臣、皆さんも疲れになつたらうと思ひます。私も疲れてしまひました。いま法律つてたいへんだと思ひました。私なんかどつちかという本職が俳優でおかあちゃんですから、子供たちが一ぱい目に浮ぶんで、頭が痛くなるほど法律を討論されたけれど、現実には子供たちはあんなだということがすく頭の中にくるのでございします。

アメリカでは、法律家のことを「法律家は悪い隣人だ」というくらいです。ドイツでは「法律家は悪いクリスチャンである」と言つています。日本では、この席では通用しないでしょうけれども、「法律家は三百代言だ」と昔の人は申しました。やはり魂の問題について、子供の教育のことから、人間の教育については、それだけのことを

言つていまいしめながら法律を正していることがどの国にもあるのです。奥野大臣は大学の専攻が法律でいらつしやる。私は、大学へ行つておりましたので、まず局長さんに伺ひたいと思ひます。弟が高校の先生でしたので、とてもいろんな点で悩んでいました。私にまで松永先生とそれから大臣の答弁を聞いておりました、さっぱりわからなくなつてきつたので、初めから、「教員養成の改善方策について」昭和四十七年七月三日、教育職員養成審議会建議、この中にある内容をこまかくお聞きしたいのでございします。

一ページの、この間松永先生もこれについてちよつと触れておりましたけれども、どうも答弁が同じことばかり返事をしている。狂いなく同じように答弁しているのは根本にあるものがあるうきまつてゐるからで、ここに書かれてゐるこの文章のとおり読ませていただくと、「中央教育審議会においても、同年六月十一日、「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的な施策について」——この中央教育審議会というのを一体どうして戦後の開放性とかそれから二大原則という、まあことばで言えばそれだけのことなんです。が、この内容について、伺ひたい。どうしてこの中央教育審議会というのをつくらなければならなかつたか、昭和二十八年で書いてあるんですけれども、どうして中央教育審議会をつくらなければならなかつたのですか。そのことを局長さんに伺ひませう。そのときの大臣は奥野大臣ではございませぬ。

○政府委員(木田宏君) 文部省に中央教育審議会が置かれたのは、かなり古いことになるわけでございますが、もう終戦直後から教育刷新審議会というものが置かれてございまして、これが戦後の教育制度改革についての基本的な方策をいろいろと打ち出されたわけでございます。教育刷新審議会の改組されたものが中央教育審議会でございます。文部省におきます諸般の重要事項につきまして、御意見番としていろいろと御意見を賜ふための機関、こういう意味で中央教育審議

会が置かれておる次第でございします。

○鈴木美枝子君 いま局長さんは戦後すぐと言つたけど、何年でございしますか。

○政府委員(木田宏君) 教育刷新審議会と申しますのは、戦争が終わりましたから直後に委員を新たに構成されたものだといふふうに考へる次第でございします。そうして、その教育刷新審議会は文部省設置法が昭和二十四年につくられました際に、文部省設置法の中で中央教育審議会として、それが引き継がれたといふことでございします。たぶん、私の記憶間違ひないと思ひんでございします。が、どうも、中央教育審議会はできまして、昭和二十四年文部省設置法によつてあらためて中央教育審議会としての整備ができた、こう考へておる次第でございします。

○鈴木美枝子君 それは戦前の教育を民主化するためにつくられたんでしようが、当時はアメリカの意見が多分に含まれてゐるわけでしょう。その当時のアメリカの意見をお伺ひします。

○政府委員(木田宏君) 教育刷新審議会ではわが国の戦後の文教政策の基本をいろいろと論議をされた次第でございします。その際、アメリカ側の教育使節団の報告書という膨大な報告書がございまして、その中にも占領当局のいろいろな教育改革の方向が出ておりましたから、それとの関連で教育刷新審議会の方々が戦後の教育改革の論議をされたという経緯はございします。ただ、その論議の過程の中で、教育刷新審議会の委員の方々が自主的にわが国の戦後の教育方針をおつくりになつたと、こう私は理解をしておる次第でございします。

○鈴木美枝子君 アメリカ教育使節団は幾度ぐらゐ来てゐるんですか。

○政府委員(木田宏君) 戦後第一次の報告書を出しましたときと、第二次の報告書を出しましたときと、まとまつて二回訪問をして来たかと記憶しております。

○鈴木美枝子君 第一次の報告書は、大体アメリカ側の簡単に一番いいところをいいますから、どういふようなことを言つてゐるんですか。

○政府委員(木田宏君) 現在の学校教育法に書いてございますような新しい学校制度を立てるといふようなことであります。

それから、従来天皇大権のもとで処理をしてまいりました教育を、国民主権のもとで処理できるような体制にすること等を基本にいたしまして、文教政策の各般にわたる意見が述べられておったと思います。

○鈴木美枝子君 この第一次アメリカ教育使節団の報告書の中に、いまの言い方ではちよつと民主主義の概略にもならないんですけれど、当時アメリカ使節団はこういうことを言っているんです。

「デモクラシーの生活のため、組織は個人の価値と尊厳との承認を基礎とする。人間のうちには自由へ向う、また、個人的及び社会的成長へ向う測り知れない可能性が存在している。窒息させるような諸条件を除去することは、人間のエネルギーを解放する。子供のつくり知れない資質は、自由の陽光の下においてのみ豊に結実する。教師の最上の能力は自由の雰囲気の中においてのみ花咲くという信仰と観念が」まあ、アメリカはクリスチャン、新教をもとにした国であるから、デモクラシーの基本的なことはきつと宗教ということばを使っているんでしようけど、「信仰と観念が、以上のような、教育制度・内容・方法改革をつらぬいてみられる思想であるが、このような観点から(報告書)はさらに、官僚とくに内務地方官僚によつて主導権を握られていた。従前戦前の集権的な教育統制の機構と教育の外見的中立性を批判し、つぎの諸点を提案しているのである。」これが第一次の意見書の中に書かれております。

私は、この意見書はものすごく重要なことだと思ひました。それこそ、もしか自由主義を求め、主義と言つちやうと違ひますけれども、先ほど言つた教育は人間の魂の真理の問題を明確にとらえたアメリカの報告書だと思ふ。これは第一次とおつしやう。では、アメリカ教育使節団は第二次にこのすばらしい提案を、違ひ意見で日本に言つてきたことはございせんか。

○政府委員(木田宏君) もの考え方の基調が変わつておるといふことではないと思ひますが、その後、第二次の使節団が参りましたのは、第一次使節団によつて打ち出された報告と、それを受けた日本側の対応のしかたが両三年経た昭和二十四、五年のころではなかつたかと思ひます。そのころに、第二次使節団が参りまして、そして、その戦後の教育制度諸改革の進み方あるいはその後若干の時点で考えなければならなかつた問題点等の補足意見が表明された。改革の現状把握とそれに対する補足意見と、こういうふうな性格論としては考へております。

○鈴木美枝子君 補足された部分を、おつしやつてくださいますか。ただ、「補足」と言うことばだけじゃわからないので。

○政府委員(木田宏君) いま、私、手元に一次の報告書も二次の報告書も持つておりませんので、具体的にお答え申し上げるわけにはまいりませんが、第二次使節団の報告書と申しますのは、先ほど申し上げましたように、一般的に第一次使節団の報告と、その後の実施状況に勘案していろいろと補足的な意見を述べたものでございまして、もの考え方の基調が変わつておるといふわけではない。こう記憶に基づいて御返事をした次第でございします。

○鈴木美枝子君 第二次のときに状況が変わつてきた。だから、基本的には私が最初に読みましたアメリカ教育使節団の言つてゐることは、第一次と変わらないのだというわけでございますか。第二次の内容がわからないんですね。日本の状況が変わつてきた。第二次のときにはアメリカの教育使節団が来て、最初のこととあまり変わらないと言つたけれど、その辺のことがわかりにくい。第二次に來たというところは、どういふことを教育問題で言つてゐたのか。いまの御説明ではまるでわからないのです。状況が変わつてゐたという、状況の変わり方についてどういふんですか。

○政府委員(木田宏君) 第一次使節団が参りましたのは、わが国の戦後の教育改革が実施される前

の段階で、戦前からの教育制度と終戦直後の現状を考えながら、将来の方向を述べたというところとございしました。その後、学校教育法、教育委員会法等、基本的な諸制度が打ち出されまして、教育基本法も一番その基礎にあるわけでございますが、二、三年の実施の経緯にかんがみて若干の補足的な意見を各領域について述べておる。改革の進め方、あるいは実施状況についての意見と、それからまた今後の持つていき方に対する補足的な意見であつた、こう性格論を記憶して申し上げておる次第でございします。

○鈴木美枝子君 私は子供たちに大事なこともたものですから、聞くのですが、補足したというのはい。何が補足されたかわからない。私は内容を聞きたい。「補足」とか、そういうことは内容を聞きたい。何を補足したのか、それをちよつとおつしやつていただけないでしょうか。私も、その点について勉強したいと思ひますので、その第二次の補足、アメリカの使節団の、報告書の内容が知りたいのです。

○政府委員(木田宏君) 先ほど申し上げましたように、第一次、第二次と使節団の報告書の教育政策に関する基本理念が変わつておるとか、もの考え方が変わつておるといふわけではございせん。具体的実施状況に対して、第一次使節団の申し述べました一般的な方針に対して各項目全部ではございせんが、重要な、あるいは第二次使節団の気づいた項目について補足的な意見というふうにいまだ申し上げた次第でございしますが、手元にいまものがございせんので、場合によりましてその第二次使節団の報告書の写しをございしただけならば一番はつきりすることでございますけれども、性格論として差異はないという点は申し上げられると思ひます。

○鈴木美枝子君 それではあとでそれも刷つて皆さんに渡していただきたいと思います。教育使節団が戦争のあつた時期にただぶらぶらと来ないと思ふものですから、やつぱり知つておくことが

日本人として大切なことだと、私は思ひますので。いま第二次が昭和二十四、五年とおつしやうした。それ見せていただくとなんかふんわりと思ふんですけれども、どう勉強させていただきます。私の知つた限りなんです。昭和二十八年、MSA協定、聞いてください。昭和二十八年、MSA協定、それはアメリカ教育使節団の来たあとですね。教育に關係するから申します。なくなりまして池田さんとロバートソンさんの会談のときに教育と宣伝、文化、そのようなことが会談されているといふのは事実でございしやうか。

○政府委員(木田宏君) 私は、そのことについて何も申し上げるだけの中身を承知してございせん。

○鈴木美枝子君 このアメリカの第一次に來た教育使節団の先ほど読み上げた内容がすばらしいから私は御質問申し上げてゐるんです。そうすると昭和二十八年、MSA相互安全保障条約の中の教育と宣伝により、これは平和憲法の九条を変えるようにというふうな注文があつたらしいのです。が、昭和二十八年の段階においては、戦争の体験者がいるうちはだめじゃないかという意見は池田さんは言つてゐるようでございします。その時期以後はどうしたらいいかというこの中で、教育と文化と宣伝によつて若い人に影響を持つといふようなことを言つてゐるようでございしますけれども、その昭和二十八年に中央教育審議会——ここに私簡単な字引きで調べたところによりますと、昭和二十八年にできた中央教育審議会は文部大臣の教育政策決定のための諮問機関、こつちの池田・ロバートソン会談の昭和二十八年とやや時期を一緒にしてゐるのですが、文部大臣の教育政策決定のための諮問機関として一体何ですか、諮問機関というの、局長さん。

○政府委員(木田宏君) 中央教育審議会は文部大臣の政策を決定いたしますための諮問機関でございまして、文部大臣が御意見を聞きますための相談機関であるといふふうな御理解をいただきたいと思います。文部省設置法の二十六条に中央教育

審議会のことが規定ございまして、その職務を御参考までに読み上げてみますと、「中央教育審議会」は文部大臣の諮問に應じて教育、学術又は文化に関する基本的な重要施策について調査審議し、及びこれらの事項に關して文部大臣に建議する。こういう職責を持つておるわけでございまして。

なお、先ほど私中央教育審議会の発足の時期を昭和二十四年の文部省設置法発足の時期というふうに申し上げましたが、発足の当初はまだ別の名称であったかと思つたのでございまして、教育刷新審議会以来引き続いて審議会を文部省持つておつたと思ひますが、中央教育審議会が審議会として発足をいたしましたのは二十七年の六月六日というふうになつておりますので、訂正をさせていただきます。

○鈴木美枝子君 中央教育審議会ができてから、文部大臣は何人おかりになつてゐるのですか。

○政府委員(木田宏君) 十八人だと思ひますが、あるいは一人、二人計算が違つておるかもしれません。

○鈴木美枝子君 十八人ですか。それでは奥野大臣は十八人目ですね。文部大臣の教育政策決定のための諮問機関というのはいまでもあるのですか。

○政府委員(木田宏君) 中央教育審議会は現在でもございまして。

○鈴木美枝子君 これが骨子になつてゐるのですね。大臣は十八人おかりになつてもその骨子の中で問題をお出しになつてゐるわけでございますね、文部大臣。

○國務大臣(奥野誠亮君) 中央教育審議会のいろいろな御意見あるいは国会におけるいろいろな御意見、各方面の御意見を尊重しながら文部政策が立案されて、究極的には国会の御審議をいただいでゐるものと、かように考えております。

○鈴木美枝子君 昭和二十七年の六月に発足したのが骨子になつてゐるとはいえ、流動してゐるわけでございますか、内容については。

○政府委員(木田宏君) 中央教育審議会はそれと

きそのときの時点におきます重要事項につきまして御意見を出しておられるわけでございます。そのときの重要問題につきまして文部省から御諮問を申し上げて、それに対するお答えをいただきますが、文部省が仕事を進める、こういうことでございまして。

○鈴木美枝子君 諮問機関の中の教育制度、学術、文化、それらに関する基本的施策について調査し、審議すると、こうなつてゐるわけですね。またばく然と文化といつてもいろいろあるし、学術ということも私はお伺ひしたいし、教育制度、昭和二十七年六月にその制度について、基本的施策について調査し、審議するといふ、このことが今日の法案の問題として出てきてゐるんですね。局長さん。

○政府委員(木田宏君) 中央教育審議会からは昭和四十六年に教育改革のための基本的施策についての御答申をちょうだいいたしました。この答申の中にも教員の養成、確保につきましての一項目が入つてございまして、この際の御答申の考え方、この法案の一部に入つておると言へば入つておるようになつてゐると思ひます。

○鈴木美枝子君 それでは、たいへん長くかつてつくり出した重要な教育問題をこの文教委員会でもほんとうに審議が短時間で法律化しちゃうんですね。ちよつとその点について、局長さん。

○政府委員(木田宏君) 中央教育審議会ではいろいろと御諮議があり、またそれを受けて私どもも具体の課題としてどういふふうな処理をしていったらいいかと、いろいろと教育職員につきましてには教育職員養成審議会等の御意見もはかりながら、政府としての成案をまとめて御提案を申し上げてゐる次第でございまして、まあ国会の御審議のことにつきましては、国会でお取り運びいただくこととさせていただきます。その審議の内容について私からとやかく申し上げることではなからうかと思ひます。

○鈴木美枝子君 長い間大学の先生その他を集めて十年以上もかけたことを審議するのになつた三

カ月だけですか、十年かかったものを衆議院、そして参議院で三カ月足らずで法律化しちゃうといふのは、たいへん日本のために、子供のために、子供は日本の未来なんだから、私はそういうことは十分審議をやつていただきたいと思ひます。大臣、その点について。

○國務大臣(奥野誠亮君) 今回お願いしてございまして法律の改正は、教育職員養成審議会の建議に基づいて立案をし、お願いをしてるところでございまして。

○鈴木美枝子君 私はことばであげ足をとるような感じはしますが、ことばで内容は内容を持つてゐるわけですから……。戦後の、開放性。大学で専門教育を受けて教師になるという、開放性がございまして、今度昭和四十四年の四月に文部大臣に提出した答申書では、まるで開放性とは違つた問題が出て来まして。中央教育審議会では「開かれた大学」ということばがいろいろな雑誌に出ていたのを私、記録したんですが、それには、大学の閉鎖性や独善を改め、社会の要請に即応でき、社会からの批判と協力に道を開き、社会に奉仕することを新しいあり方とする大学だと、昭和四十四年になつて突然この「開放性」が閉鎖性になるわけですね。どういふ理由でそういうことを言ひ出したんですか、局長さん。

○政府委員(木田宏君) いま、お尋ねの趣意がちよつとよく読み取れない点がございまして、中央教育審議会が文部省から今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本施策についての御諮問を申し上げまして、御諮議をすつと進めていたございました間、大学問題につきましては、従来の大学がいわば戦前からのどちらかという象牙の塔にこもつたような性格を一部持つておりますから、これがもう少しこれからの大学は教育研究の場を通じて社会の諸要請との関係を密接に考へていく。教育につきましてはエリートだけの教育ではなくて、青年、大衆のために高等教育を進めるといふことも考えなければならぬし、社会の各方面で進んでいきます新しい知識の創造、技

術の開発、そういうことの中心になります知的創造活動、研究活動を大学は社会の各方面の事態の進展と相まって考へていかなければならない。で、教育と研究と、それから大学自体が社会に奉仕をする。アメリカ、イギリス等では、その奉仕ということを非常に大きな大学の課題として説明しておるわけでございますが、社会の各方面の要請に大学が奉仕するという姿勢を持たなければならぬ、そういう教育研究と、社会に役立つ大学、社会の期待にこたへる大学といふことを考えますならば、大学の運営についても社会各方面の人たちの御意見に耳を傾ける、そういう意味で開かれた大学といふことばが使われてきたものだと思つております。別段この考え方が急に変わつて閉鎖的な学校をつくるというふうな意見は出てないと思ひます。

○鈴木美枝子君 いやこれ、単に宣伝ですか。

○政府委員(木田宏君) 宣伝ではございませんで、今後の大学というものが、やはりそういう基本的な性格を持つたものとして充実しなければならぬ、こう考へております。

○鈴木美枝子君 どうして昭和四十四年にそういう方向をとり出したのですか。

○政府委員(木田宏君) やはり大学教育の内容、あるいは大学の研究の内容といふものを日本の社会の動き、要請、日本の国民の大学教育を求めるその内容に即応させるというその必要性を関係者が広くお感じになつたからだと思ひます。

○鈴木美枝子君 大学生のああいう行為に対してですか、学生運動の行為に対してですか、昭和四十四年に「開かれた大学」と言ひ出したのは。

○政府委員(木田宏君) 学生運動のこともございまして、基本的には大学の教育研究のあり方ということを考へての御意見だと思ひます。

○鈴木美枝子君 私の一つの経験なんでございまして、一九六六年に、昭和四十四年より三年前になるわけですが、沖繩のおかさんに呼ばれて沖繩に行つたことがあるのです、バスポートもまだ

使わなければならないとき。一九六六年に学生運動のはりみないな形で早稲田大学で月謝値上げ反対がございましたが、あれはいつですか、早稲田の月謝値上げ反対で最初に目立って新聞に出たので覚えてるのです。どなたかいつだったか正確に言ってくれませんか。

○政府委員(木田宏君) 何回か授業料値上げ反対の動きがあったかと思うのですが、いまちよつと記憶がさだかでないと思いますので、別途お答えをさせていただきます。

○鈴木美枝子君 重要なことなんでちよつと調べていただきますと思います。

○委員長(永野雄雄君) 鈴木委員、それがいいと続けられませんか。

○鈴木美枝子君 はつきりすることが重要です。それでは調べていただいて、先ほど申しましたその時期同じくして沖繩のおかあちゃんのところにも本土のおばちゃんというところで行きました。その行く前の十日ばかり前に、早稲田の学長さんで、大浜さんが新聞に出ていました。まだ方々で学生運動が起きていたわけじゃなくて、早稲田一件でございまして、月謝値上げして反対しているのだと、新聞読みながら思いました。しばらくして大浜さんが病気で倒れたと新聞に出ていました。やはり学生さんにあれされて倒れたのかと思つておりました。すぐに総長がかわりました。かわった人は、そうだ、阿部賢一先生でした。その時期ならわかります。突然大浜さんが病気で倒れた。私は役者でしたから、ただ新聞で見たという大衆の一人の感覚でしたけれど、大浜先生という人が倒れたというのは印象的でした。そして、沖繩へ行って小学校、中学校をおつかちやんだというので五十力所ばかり、ただ本土のおつかちやんだというので回っているときに、八重山で大浜さんが元気で銅像の除幕式に来ていたのです。そのとき私こう思いました。銅像は銅だから一日でできないなと思つた。早稲田の月謝値上げ反対の最中に銅像をつくるために銅を鍛っているのだとしたら大浜さんの病気で

倒れたというのはそれで。そして大浜さんは知つていらつしたのだ。一体そういう関係はどうなんですか。でも、私がこれを言いたいのは、日本をよくしたいのです。私たちの愛国心なんです。局長さん。

○政府委員(木田宏君) たいへん恐縮な感じがしますが、お尋ねの趣意をちよつとはかりかねている点がございますが、古いことからお答えを申し上げておきますが、私もいまのポストにそう長くおるわけでもございませんので、大浜先生がその時点でどういふことがあったのか全く知らないでございまして、お尋ねに対してどうお答え申し上げていいのかわからずと見当もつきません。もう少しお尋ねをいただきましたらお答え申し上げます。そのときもできようかと思う次第でございます。

○鈴木美枝子君 沖繩と本土と、古いことを言っているのじゃないのです。教育にかかわるたいへん大事なことを私は見つけたわけですね。いつかはそのことを話したいと思つていたわけなんです。病気で倒れたのはそれで、私には何か学生運動に火をつけた感じがするのです。大浜先生というのは沖繩の人で、本土の方と結婚していらつした。新聞が病気で倒れたって、何も書かなくていい。今度新聞の方にもここに來てもらつて一度聞いてみたいのです。そして学生の月謝値上げ反対の要求に火をつけた。沖繩の方たちが差別という問題を。私は銅像というところで、大浜先生の銅像を八重山に立てることは、本土で出世した人というのを沖繩の人々に印象づけるというふうなそのとき思つたのです。それは知つていらつしやいます。重当なことだから、返事に困ります。聞かすにはいられないわけですよ。

○政府委員(木田宏君) どうもたいへん恐縮でございますが、大浜先生の銅像のことなど全く知らないものでございまして、何とお答えのしようがございません。

○鈴木美枝子君 銅像のことを知らない。それは見なければわかりません。いまも立っています

から、八重山に銅像は。東京では病気で倒れたという。もちろん沖繩の人にも言いましたよ。「東京の学生の月謝値上げにいた大浜さんが見えなくなったら沖繩の八重山の銅像の除幕式に元気で来ていた」と。そうすると、そういう形で学生運動に火をつけた。そして学生運動がエスカレートしていった、早稲田を最初の動きとして。若い人というのは、血気盛んといいますが、どうしてもよしにしろ悪しにしろ前に進んで行くものです。それを指導する。よく指導ということばを委員会に聞くんですが、行きつくところまで指導はどうかという見え方です。そのことについてはどうでしょうか。

○政府委員(木田宏君) いま鈴木委員のお考えになつていらつした特定の事件について、私自身と同じような認識を持ってないんじゃないかと思ふものでございまして、お尋ねに対してどのようにお答えができるか、たいへん恐縮な感じがしますが、一般的には、戦後の大学につきまして、また早稲田のように非常に学生数も大きくなつてまいりました大学につきまして学生の騒動が起る。それは特定の総長が一人で処理をされるということではなくして、教官があけて学生の指導に取り組み意見にもありましたように、大学の教官がどこまで学生に対して徹底的な指導ができているかという点については、いろいろな論議があり得るというふうな思ふのでございます。もう少し大学生に対する指導を適切にすべきではないかという御意見もございまして、紛争の過程を通じて出てまいりましたことでございますが、大学の教官は教育と研究を中心にすべきであつて、学生のあまり何といひますか、学外における行動まで指導の能力はないし、そこまでの責務はないといつたような御意見までいろいろございまして今日に至つております。これはあらんになる方のお立場によつて大学の先生の指導が適切でないという御意見も成り立ちますし、さまざまだと思つた次第でございますが、今日の大衆化した大学に対して、学

生のどこまでを大学が指導の責任を負わなければならないかという点につきましては、一般論としてはなかなかむずかしい点もございまして、個別の案件によつて具体的に私も考えてみたいものだといふふうに思います。

○鈴木美枝子君 文部省はどういう役目を持っているんです。

○政府委員(木田宏君) 大学につきましては、文部省は、一応国・公・私立の大学を所轄をするというところになつておまして、文部省の所管の教育機関であるといふふうに考えておりますが、この教育、研究の内容につきましては、大学の自主性というものをできるだけ最大限に尊重をし、また文部省として教育、研究の内容に対して不必要な介入をすべきではないといふふうに考えております。

○鈴木美枝子君 介入をすべきじゃないということをお考えですね。そうしたら今度この法律は一つの介入になりませんか。

○政府委員(木田宏君) 教員の免許基準をどうするかというのを今日、教育職員免許法という形で国会の御審議を得て立法の過程で示していただいているわけでございます。これは、教員の資格基準を一定水準に保つための必要な政策課題だといふふうに思ふ次第でございますが、その内容につきましては、必要最小限のもの以外には、できるだけ大学の自主的な運営にゆだねるよう考へていくべきものだ、このように思つております。

○鈴木美枝子君 いまのおこはは確かでございまして、いまのおこはは確かでございまして、二つ記録しておいてください。いまそういう学生運動と、中央教育審議会、昭和二十八年から発足し、今日まで文部大臣が十八人かわつたといふ、学生運動をエスカレートさせながら教育の内容を変えざる二重構造を感じます。先般のフランスの学生運動「五月革命」、フランスの場合の例を引いてみます。一九六八年に起こつた五月革命。ちよつとそれと似たようなところが日本の学生運動にもありました。しかし、その後フランスでは

学生にどうしたか。文部省の方たち、文部大臣がどうしようとしているかという問題にすいじ差があるの、読んでみます。フランスでは、「一八〇八年」だからいまから百六十五年前に、ナポレオン学制の中で、中央集権的な国家統制下、研究と教育の分離がはかられた。以後、百六十年にわたってその基本的性格が維持されていた。ずいぶん長いこと研究と教育が分離されていたわけです。学生運動「五月革命」は一九六八年に始まった。パリ大学を中心として大学紛争が起きた。日本の学生運動もややや時期が同じです。ただし、フランスでは一九六九年十一月に制定された高等教育基本法は、フランス共産党が破棄するという問題点を残したけれども、学生参加を積極的に打ち出すとともに、財政自治を含め大学の自治を認めた。これは百六十五年前とやや時期は同じなんですけれども、日本の場合の研究と教育を分離するという方法が、——これは一つの例です。日本はフランスのような国じゃありませんが、でも、参考として必要だと思うのです。参考にして取り入れるのかは別です。そしてフランスは比喩的な、あの国、文化的な国ですから、そういう重要なことでもなかなかユーモアなことばで言っています。「研究は教育にとってまずしい親戚でも高貴な親戚でもない。競争相手でもない。研究は可能な限り教育と一体となり相互の利益をはかるべきである。」なかなかすばらしい解決をしましたね。フランスは、やはり私、フランスという国、映画祭で行ったことがありますけど、基本的に文化の歴史を感じます。この教育と研究の分離。先ほど分離しないとおっしゃいましたね。これから教育と研究を分離する筑波大学のこともおありでしょう。さっきは分離しないと言っていましたね。これからつくる日本の大学はフランスの百六十年前に逆行するわけなんですか。やはり若い人——いや、若い人にも日本の場合五月革命のまねをしているなというところを感じました、ある部分では。しかし文部省が指導というからには、大臣もはつきり問題をしばって若い人のためにしゃべっ

ていただきたいと思うんです。

○政府委員(木田宏君) いまフランスのいろんなお話がございました。フランスはヨーロッパ各国を通じて一番国の教育体制の強いといえますが、歴史と伝統を持っておる国でございまして、ナポレオンのとき以来、中央政府が中心になりまして、大学の総長も先ほどの教育基本法ができましたまでの間、政府の手によって大統領まで関与するといったような国柄でございました。

それが最近、大学への進学者の数が非常にふえてまいりまして、パリ大学一大学だけでも十七万人という学生数をかかえ込むような大きなことになってしまいました。とうてい教育も研究もうまく行なえないというようなことから、従来考えておりました大学の学部制度というものを分解したいとして、学部とかわない、ユニテという新しい組織にして教育と研究の体制をそれぞれ整えていこうというような改革を進めておるわけでございます。もちろん、学生の参加等のことも基本法の中に取り入れまして新しいかなり思い切った改革を進めておるわけでございますが、日本の場合、フランスとやはり国の歴史と伝統が違いますから、大学の管理運営について学外者が幅広く関与するというような歴史的な伝統を持っておりませうので、日本の場合には、日本の歴史の中から必要な改革案を進めていかなければならぬと思っております。その際、文部省はやっぱり大学におきます教育研究が主体的に行かない得るよう、そういう配慮を持って大学のお世話をしなければならぬというふうに考える次第でございます。

○鈴木美枝子君 教育と研究を分離することはそのままやるわけですね。

○政府委員(木田宏君) これは大学のそれぞれの御要請によって考えていかなきゃならぬ点があるわけでございまして、現在の大学でも、大学の中に大きな研究所を持っておりまして、研究に専念できるようにしておる組織がございます。東京大学だけでも十数個にのびります附置研究所等をかかえておりますが、こうした大きい研究所の体制をとって

りますところは世界の中で日本の大学の一つの特色といえるかもしれませんが。むしろ研究所が教育と離れて独立の研究だけしているという点に一つの問題意識を感じておる方々も少なくないわけでごさいます。で、大学全体が、大学の教育、研究、これは大学としては非常に大事な二つの活動でございますから、それを学内でどういう体制のもとに処理をしていくのがいかかという点は、いままでの大学のパターンにとらわれることなく、今後とも考えていかなければならない、このように考えております。従来教育、研究が一体であって、今度筑波で分離するというような言い方も出るわけでごさいます。必ずしも従来教育、研究がすべてについて一体であったというわけではございませんし、筑波の場合にもすべてが分離するというわけでもございません。まあ筑波の御審議ではございませんから、いずれ、そのことにつきましてはまた別の機会にお答えさせていただきます。必要なら、われわれといたしましては、必要な大学の教育の改善あるいは研究体制の整備、これはそれぞれに進めていかなければならぬ課題だと思っております。

○鈴木美枝子君　私は、教育と研究は分離できるものではないと思うんです。教育と研究が分離して離れるということは、研究は全然成り立たないのじゃないかというふうに思っているんです。で、一番最初のほうに戻りますけれども、この諮問機関の中にある文化について文部省が言っている文化って一体何ですか。

○政府委員(木田宏道)　文化っていうのは、非常に幅の広い概念だと思つ次第でございまして、それぞれお使いになる方がお使いになる場所に即して考えてみなければという一義的な定義でもって文化とは何だということを御説明できるわけのものでもないと思うんでございます。文部省におきまして、文化ということを使っております場合には、これは文部省設置法の中で出てくることばでございますして、この場合には主として教育、学術、文化、こういう教育、学術と並んで文化とい

うことはを使う例が多いわけでございます。文部省設置法には、その意味で教育、学術とは異なつた意味の文化といたしまして、「芸術及び国民娯楽、文化財保護法に規定する文化財、出版及び著作権その他の著作権法に規定する権利並びにこれらに関する国民の文化的生活上のための活動をいう。」「こういう法律上の定義を持つておるわけでございます。

○鈴木美枝子君　それじゃ、町に出ている文化的なもの、それは娯楽のジャンルに入れていいんでしょうか、文部省のいう定義になりますと。

○政府委員(安達健二君)　ただいま木田局長が申し上げましたのは、文化庁で扱うところの文化はどういう範囲であるかということを明らかにしたのにとどまるわけでございます。同じ文部省関係の法律でも、たとえば文化功労者年金法等におきまして、文化ということばを使つておりますけれども、その法律に従つて顕彰される方々はいわゆる芸術家のほかに學者等も含まれておるわけでございます。したがいてまして、先ほど木田局長のお話のように、各法令によつてそれぞれの文化の概念も違つてくるだらうと思つてございします。そこで、まあいわゆる文化とは何かということとでございますけれども、これを最も広く考えましたときには、それはそれぞれの国家社会の中におけるそれぞれの成員のメンバーの生活のしかたということではないか、これは最も広い意味における文化といわれておるわけございまして、この中には知識、信仰、芸術、道德、法律、慣習といふようなものも含めまして、文化という概念に含めていふと思うのでございします。要するところは、人間が単に動物的な生存にとどまらず、その生活をより合理的に、あるいはより美しくしよう、そういうところに、そしてそれぞれの社会におきまして、その生活のしかたを美しくしよう、あるまじく、その生活のしかたを美しくしよう、あるまじく、それが合理的にしようとするところにそれぞれのパターンができるわけございまして、そういうものがいわゆる最も広い意味においての文化である、というように考えられるわけございまして、し

たがいて、芸術とか、学術はそういう生活の
しかたというものが最も高度な意味におきまして
抽象化されて現れたものが学術であり、
あるいは芸術である、かように考えるところでご
ざいます。

○鈴木美枝子君 抽象化されたということばをい
まおっしゃったから、抽象化する、そういう作家
のこと、前に私高見大臣のときに質問しましたけ
れども、日本の中で最も抽象的な前衛的な川端康
成さんが自殺したという変事について高見文部大
臣に答弁していただいたときに、私は子供のとき
から川端康成さんを知っておりまして、十代から
知っているから、あの方が何を考えていらした
のか知っているんです。自殺しましたので、いま
言ったような相互的な中で、日本の作家の中で、
まあノーベル賞をおとりになったという文化人
であるあの方が、なぜ自殺したんですかと言った
ら、高見文部大臣の返事では川端先生から手紙を
もらった。そして世界ペン大会を日本でやるのに
一億円の金を借り歩いたけれども、五千万円貸し
てくれませんか。それから税金をただにしてくれ
という手紙をもらって、返事を出さないで申しわ
けございませんでしたという答弁をいただきました
。川端先生の手紙の内容は経済ということにな
りますね。文化のジャンルの作家の立場。それか
らい言った文化のそれぞれの立場、テレビや映
画。子供は一日の半分以上を学校にとられ、あと
の環境は町に飾れたエロ映画やテレビの日常生活
の中で子供が自然に教育されている。そういう社
会全般の環境をどうお思いになりますか。

○政府委員(安達健二君) 先ほど申し上げました
ように、文化という、日本の文化が高くなるかど
うかというところは、一面におきましては芸術が非
常に盛んになり、あるいは学問が振興されるとい
うことにはあわれまれますと同時に、各国民それぞ
れがそれぞれの生活自体が合理的で、かつ美しく、
美的な感覚によってささえられる、こういう二つ
の面からの考え方をとらなければならぬと思う
わけでございます。したがって、文化の政策

という面からいいますと、一面では学問をすすめ
あるいは芸術を振興していくというような面と同
時に、国民生活を豊かにし、その芸術やそういう
もののなかにはぐくまれて心が豊かになり、そうし
て余裕のあるものになるというようにすることが必要
でございまして、こういうことは単にいわゆる文化
政策でなく、教育の政策も含めまして、社会全
般の中でそういうものがつちかわれていかなけれ
ばならない。したがって、先ほどお話しにござい
ましたいろいろな映画とか、そういうようなものも
やはりそういう日本人全体の生活がより豊かにな
るような方向において位置づけられていかなけれ
ばならない、こういう問題は単に文化政策の問題
だけでなく、同時に、教育の問題であり、また、各
国民全体がそういうふうな意識していかなければ
ならない問題であると思うわけでございます。

○鈴木美枝子君 いまおっしゃったことはたいへ
なりつばな言い方でございまして、それは、そうい
うおっしゃり方どおりにはいかないと、経済の
問題があると思うのです。これは私は文化の面
で言っているんです。いまノーベル賞をとった川端
先生の自殺も経済の面でもございましたね。金を五
千万円貸してくれ、税金をただにしてくれ、これ
経済です。それからテレビとか映画についても経
済。つまりテレビの作品をつくるのにスポンサー
というか、そういう人たちの意思が芸術家より先
行して内容に口だしするということや日本でもござ
います。そのことは御存じでしょう。そうしてま
た、小学校なんかには私行きまして、応接間に学
校経営というものが書いてありますね。学
校経営というのとは一体何ですか。応接間には子供
も入ってくるかもしれない。ああいうものを
堂々と出すという感覚が、もう金というものに麻
痺されているんじゃないでしょうか、局長さん。

○政府委員(木田宏君) 学校経営といつたよう
なものの考え方、これは学校の運営をそういう経
営論的な立場から考えていくときの一つの考え方
だというふうに思うのでございます。しかし、い
ろんな世の中の事象というものは、それぞれの角

度から見得るわけでございますから、学校が文化
的に大事な社会の施設であるということを経営の
面から見てもできまして、また、他のいろん
な事業体と同じような事業組織を考へるという意
味でそのことに限定して、学校の経営という観点
を考へていくこともできるわけでございまして、さ
ら、たまたま何かどれかの一つのことはだけで、
学校の全体の性格を律してしまふということには
無理があるんじゃないかというふうに思います。

○鈴木美枝子君 「自由」とか、「それぞれの立場」
ということは、たいへん便利に民主的のうちにう
まく利用されていますけれども、このたびの教員の
五段階というようにもなると、金で格差をつ
ける。私は文化的な立場からその五段階の点につ
いても経済で先生を差別していく。先ほどの学校
に行つて学校経営と応接間に出ていた、他の学校
は違ふとは思ひます。私は、それが文部
省の指導だと思ひます。たとえばいまは文化の
立場から川端先生を一つの焦点として経済を言
いました。それからいふ、働いている役者の人たちが、
金を出すスポンサーから越えることができない。
創造が金を越えることができないという立場に追
いやられる。

一九六六年の十月に、期待される人間像と政府
は申しましたが、このことだつて、やはり経済の
ことで言つてますね。何でも金がかかわつてくる
わけね、金からんでくるんですよ。森戸辰男さ
んはどういう人ですか、局長さん。

○政府委員(木田宏君) 私も森戸先生の御専門に
ついて深く存じておるわけでございせんが、お
若いころに東京大学の経済の助教授をしてらつ
しやいまして、戦後、社会党内閣ができました際
の文部大臣として私も御迎えをいたしました。

〔委員長退席、理事楠正俊君着席〕
その後、広島大学長として十二年御在職であつ
たかと思ひます。教育各般にわたつて、非常
に識見の深い、また御造詣の深い方であ
られるというふうに考へております。(森戸事
件抜けているよ。だめだよ、それが抜けておつた

らだめなんだ。」と呼ぶ者あり)
○鈴木美枝子君 それじゃ、ちょっとそれも教え
てください。

○政府委員(木田宏君) 森戸先生が東大の経済の
助教授をしておられたときに、クロボトキン
の問題だつたと思ひますけれども、お書きになり
ました論文が当時の当局側の指摘するところにな
りまして、東大助教授をおやめになつたという事
件でございまして。

○鈴木美枝子君 ここにこういうのがあつてす
けれどもね。中央教育審議会は、「期待される人間
像」を含む「後期中等教育の拡充整備について」
答申しました。その際、森戸辰男さん、中教審の
会長さんだつたわけですね。中教審会長さんは、「文
部時評」という雑誌で「答申と教育再改革」とい
う文章を載せている。戦後の押しつけられた六・
三制教育体系は改めなければならぬ、産業界の
要求にこたえて」と。「産業界」というのは一
体何ですか。

○政府委員(木田宏君) その文面がどういふ
に使われてお書きになられたことかは、私もその
流れがわかりませんので、御趣意を私から答え
することも適切でないかと思ひますけれども、経
済活動をやって御関係の方々からという意味
ではなからうかと推察をいたします。

○鈴木美枝子君 「産業界」というのは経済界で
ございましてね。「経済界」に対して、文部省が違
う意思を持つことができないんでしょうか。

○政府委員(木田宏君) 日本の教育をどう考へる
かということにつきましては、教育自体の立場か
らものごとを進めていくべき性質のことだといふ
ふうに思ひます。戦後のいろいろな学制改革その
他教育上の施策を考へました際に、必ずしもすべ
てが、ある教育以外の側面の方々の御要請といふ
ことだけでできてきておるものでないという点
は、私も承知をいたしております。戦後、義務
年限の延長ということを進めました場合にも、そ
の教育政策が、他の経済的な観点からする方々の
御意見とは異なつておつたというふうな経緯のこ

とも承知をいたしておるわけでございます。

しかし、教育政策を進めてまいります場合には、やはり日本の教育政策として、日本の諸条件というものを勘案しながら進めていかなければならぬ。その意味では、他の日本の諸活動——経済活動も文化活動もそうでございますが、そういう諸活動と離れて教育政策だけがひとりよがりをするということであつてはならぬというふうに考えます。

○鈴木美枝子君 日本の教育が世界の中で独特なものをつくるために「産業界」が必要なんではないかと。

○政府委員(木田宏君) いまも御指摘がございまして、われわれの国民のいろんな力と資金とでわれわれの国民の知恵を伸ばしていくということを考えなければならぬわけでございまして、そうした教育の源泉になります社会的な力というものを国民全体としてつくり上げていく、それは具体的には、国民の生産活動によってそのエネルギーをつくり上げていくという点が一番大きいわけでございまして、生産活動の中に、何も二次産業のことだけ申し上げているわけじゃございせん。鈴木先生のような文化活動も通じて国民の生産ということも考え得ることでございますけれども、やはりわが国の生産活動を通じて、われわれの教育あるいは社会福祉その他もろもろの活動をささえていくわけでございまして、そうしてまた、教育の場合には、その教育の成果を受けて社会各層に働いていく青年層、あるいは、学校教育だけでなく、幅広く社会教育、家庭教育等を考え、各方面の各層で仕事をしておられる方々の中に教育界から育つていった方々が溶け込んでいく、そういうことを考えますと、教育のいろいろな諸問題を考えます場合に、社会の各方面とのつながり、関連というものをよく考えておかなければならぬ、またそういう方々の御意見というものも聞きながら間違いないようにしていかなければならぬということかと思ひます。

○鈴木美枝子君 税金だけじゃまかなっていくことができないんですか。

○政府委員(木田宏君) わが国の教育は、国民全体の活動力の成果としてささえらるべきものでございまして、その基本的な部分は、公の施策であります限り、国民の税金として流れていくという点もございまして、わが国の教育活動がすべて全部税金だけのものというふうには考えておりません。やはり、国民のいろいろな諸領域におきます活動の成果あるいはその活動力そのものが、教育をささえていく力になっておるのではないかとこのように考えます。

○鈴木美枝子君 国民のエネルギーやそれを土台にしておっしゃいますけれどもね、文化とか教育というものは、たとえばスクールという意味を申しても、ラテン語で「スコラ」といって「ひま」という意味を言うんですよ。文化とか教育は、少しは「ひま」がなければね。——頭や心の「ひま」がなければ油も切れませんよ。産業産業とか、開発開発といつて宣伝してね。それじゃ、日本でコンピューターを使うのとアメリカで使うのとでは立場が違うから使い方も違うと思ひます。どうでしょう、御返事ください。

○政府委員(木田宏君) 教育活動は国民の精神的な知的活動の中の大事な領域でございます。これは、一面から申しますと、いま御指摘がございまして、一面に、ひまという観点から見ていくことができるのだと思ひます。しかし、それを可能にするのは、やはりそのひまを見出して知的活動ができるだけの余力を国民全体としてつくり出しておくと、その土台のあることを考えないわけにはまいりません。その意味で、教育活動というのは、一面、今日におきましても、国民の所得が豊かになり、また労働時間が短くなりまして余暇ができたということから、たくさん青年層が、その余暇の時間を有意義に使いますために、知的活動にたくさん力をさき、時間と資金を充当することができるようになっておる。そういうことだろうと思ひます。

(理事楠正俊君退席、委員長着席)

○鈴木美枝子君 いま、私が聞いたのはコンピューターのことなんです。アメリカが使うコンピューターと日本が使うコンピューターとは違うと思ひます。その違い方をはつきりつかないでいたいへん間違ひが起きてしまうというのを申し上げておるのです。それは人間に對して。私は人間という「子供」とか「大人」とか、そういう言い方じゃないんです、人間に對して。

その点について、局長さん、すみません、お答えください。

○政府委員(木田宏君) 日本とアメリカでコンピューターの使い方が違うことはないというふうに考えております。

○鈴木美枝子君 違うんです。機械は同じなんですけれども、違うんです。

記録されますからそれじゃ私言いますけどね。たとえばNHKにコンピューターの機械が入ったとする。——私の知っている範囲で申します。日本映画の撮映の中にコンピューターは入りません。ただどアメリカ映画では、コンピューターが必要になっております。大体映画は一つの例に言いますと、アメリカ映画はカメラ三台使ってます。日本じゃ一台しか使えないのです。金がないから。これは一つの例なんです。あらゆる人がある能力をとおしやるから、そのあらゆる中の一つの事例として言うのですが、アメリカ映画は撮映のために三百人、人間が必要になるのです。三台の機械になると、一台のカメラに百人位のスタッフが要ります。三台のカメラと三百人の人間が同時に撮映に参加するとしたら、やはりコンピューターを使わないと連絡もとれません。日本の場合を申しますと、NHKにコンピューターが入る。アメリカの撮映と違って、一台のカメラでやっていると、人間が五、六十人なんです。五十人でコンピューターを入れますと人間のほうがコンピューターに使われてしまうわけです。アメリカのように、大企業でやる場合にはコンピューターは必要なんです。人間と

人間の連絡のためにです。そういう解釈がなんです。機械を尊重して人間をそれに従わさせる。フランスの映画の場合は、アメリカ映画と対応しながら映画芸術を使用し世界を市場にして、やはりもうけることもしなければなりません。そういう場合には、俳優がシナリオの内容を理解できるように、二カ月前から台本を渡します。「ひま」がなければ人間は想像によって人間を表現することはできません。フランス映画の場合、コンピューターは使用しません。アメリカ映画のように制作費がありまけんから。二カ月前から台本を俳優に渡すのは、契約金の前に十分勉強する「ひま」をつくることのできるのです。試験勉強の記憶だけをたよりにしてゐるのは、文化でありません。俳優がからだじゅうにしみるほど、つまり魂がゆさぶられるほど勉強するんです。私たち、それをエネルギーと申します。あなたのほうでは、機械のほうが世界的な動きを持つてゐるというふうな言い。コンピューターの使い方ははつきりしてないで、人間が機械であるコンピューター以下になるというところはアメリカにやしてません。フランスでも、アメリカと対応したら金がないでしょう、だから映画を一本つくるにしましても、契約以外の準備期間を二カ月以上も台本を俳優に早く渡す。たとえば人間はどうすれば一番美しく直実に迫ることが出来るかと考えるのが文化なんです。何でも忙しくて、それがエネルギーになると、それは原爆時代じゃありません。原爆時代というのは、人間の肉体の中にある細胞を一つずつこまかく見る力を持つてゐるんですよ。だから俳優の場合で言えば、資本と対決したときに、金がないなら早いから早く台本を渡すとか、この審議をするのに忙しかから早く打ち切る。貧乏な国なら、貧乏な国とは言つてないじゃないですか、世界何位というのをいつでも宣伝してゐるじゃないですか。宣伝というのは自分たちの生活に關係ないことをさも「そうなんだ」と思わせ

ることを「宣伝」と言うのです。そういう「宣伝」と「機械」の歯車に人間をなれということとは科学時代は違います。原爆の時代とよく言いますが、私は、人間を有機的に一つ一つの機能を発揮できるようにすることだと思ふのです。それを発揮できないようにしているじゃないですか。「科学のほう優先している」という言い方。それについてちよつとお答えになつていただきたい。文部大臣は十八人目だからいいです。(笑聲)

○政府委員(木田宏君) 私どもも決して教育を考へます場合に、機械に従属するような教育ということをお考へておるわけじゃないで、主体性のある国民の育成ということをお考へておられます。社会でもまた機械を使つていける人間でなければならぬ、このように思ふ次第でございます。

○鈴木美枝子君 それではちよつとお考へておられるような気がするんです。原爆時代における人間の可能性なんということはです。やはり文化というものをばかにしているからです。文化が科学に世界的にかなわないように思ふのは間違ひです。月に飛んだからって科学が人間より優位になるわけではないでしよう。たしかに月まで行ったのは、創造的な、創造的科学です。文化は創造的なものだから。その点についてやっぱりたいへんに研究しなければいけない時代がきたというならば、私はそれをほんとうに文化的な人間も一緒に勉強しなければならぬと思ふます。それを多様化とか、一律に貧乏人にしちゃつて——戦争前もそうでした、基本的には日本のやり方はそうです。全部貧乏人にしちゃつて、歯車みたいに使うときに、そのときに平和憲法をええようにすることにならないように、私が願うのは、やはり文化を、人間を、表現したいからそう言うんです。だからその点について平和憲法とのからみ合ひの中ですね、局長さん、大臣はけつこうでございます。局長さん、どうぞお答えください。

○政府委員(木田宏君) たいへんむずかしいお尋ねでございますが、私も教育を進めていきます場合には、教育基本法一条にも教育の主旨も示されておることでございますから、人間の尊重ということを核にして進めてまいらなければならぬ、こう思つております。

○鈴木美枝子君 その点についてもすごく研究をやり直してくださいませんか。——あまりいい返事してないようですね。(笑聲) やっぱり文化性がないから、これははつきり言えないんです。文化性がないから、いつもエリート意識がある学者なんてことばを年じゅう言うんです。そういう学者の考へていらつしやること——それは学者だつて必要です。しかし世界的にいま文化を考へなければならぬときにきています。で、原爆ができたから、原爆ができたから、平和のために人間について研究しなければならぬ。それで、いよいよ教員養成制度という問題を伺うわけですが、(笑聲) つまり、私はどうして今までそれを聞いたかといふと、最初に言いましたように、法律ね、法律の趣意を幾つか見ました。文化的な立場から見ると法律というものとはよくよく魂の問題を検討しながら、文化を研究しながらやつたりつくり出さなければ——日本に金があるといつたつてみんなそれぞれたいへんなんですよ。私もたいへんなんですよ。あなたはいかがですか、局長さん。(笑聲)

○政府委員(木田宏君) 確かに法律をつくり出す場合に、非常に技術的な要素もたくさんあるわけでございますが、基本理念といつたしましてはそれが国民の精神生活、文化の向上という大事な要素につながるという点も考へておかなければならぬいかと思ひます。

○鈴木美枝子君 あなたはどうですかと言つたら、客観的にものを言いますね。今度それじゃそれぞれの生活について別な場所でお話しし合ひしよう。(笑聲) 経済成長経済成長というから……。それで、さつき何でも経済、経済というので私は人間に大事な文化的なものを言つたわけでございますけれど、確かにそうなんです、あらゆるところで。だからそのあせりや、あがきがあると

思ふんです。あせりやあがきが、子供を、ある点貧乏人をつくらなきゃならないというふうなことで、ちよつと私のことばは露骨かもしれないけれど、今度の高校の多様化ということばを使ひながら、職業別のような感じがするんですね。あの高校のあたりはやはり文化的な面から言へば最も大事な、一般教養が必要なんじゃないでしようか。私は工員にするんじゃないかと心配していらんだ。工員の方たちを悪いとは言つていません。だけれど高校時代に一般教養を十分にしようとして自分の専門を生徒みずから選び出すということが大切ではないでしようか。高校の学科に看護科もできるのですか、そのことは看護婦さんの問題だと思ふんです。看護大学が何かつくつたらどうなですか、それについてはどうなんでしょうか。

○政府委員(木田宏君) 看護教育を広く学校教育の中でも考へなければならぬと思つておりまして、高校の看護科もふえておりますが、大学レベルにおいても御意見のような方向を今後進めてみたいと思つております。

○鈴木美枝子君 先ほどのあれでは五十一万からいらつしやるようですね、看護婦さん。そうすると、十一万からの生徒が高校で看護科で勉強するといふことは「平和憲法に關係する」——こわくなつてきましたよ、私。それよりも、子供を大事にする点において、やっぱり一般教育にするべきです。それはするとかしないじゃなくて、考へが違ふんじゃないかと、もっと文化的に研究していくという時間をどうぞ生徒のためにとおつたになつていただきたいと思ふんです。重要なことだから、それから、教師の方たちの「五段階」という、金で差別をするというふうなことは恐ろしいことです。スイスのようにはいかないでしようけれど、スイスでは大学の教授と小学校の先生もみんな同じ収入です。教師の方たちの「五段階」はスイスの例を研究して、その点についても考へてほしいんです。

それから、たとえば看護婦は、アメリカでもソ

ビエトでも、医者と看護婦は病人の肉体の中での分業ですよ、医者と看護婦さんは、「時間、時間。一般質疑じゃないよ。」「関連だよ、内容について文句を言う必要はない。」「と呼ぶ者あり。

○委員長(永野鎮雄君) どうぞ、鈴木君。

○鈴木美枝子君 そういふふうにしてほしいんです。私そういう願ひを持っています。それは、一つの参考じゃなくて、事実外国にあるといふことを参考にして「五段階」はやめることが、私の願ひなんです。やはり何といつても、女といふのは、例ええば、「母校」といふのも「母」といふふうには書きますし、女といふのは平和を愛するから——平和といふのは何も戦争でたまたが落ちぬといふことじゃないんです。人間の喜びや悲しみを平和にとらえていくといふ、そういう問題を私は提議しているんです。

そして、学校の教員養成制度の調査報告書というのを読んでみますと、最後のほうに、「現職教員の研究が不断に行なわれるべきことを示しており、免許状を取得しながら教職につかない者が多い」と、こゝろ書いてあるんですね。どのくらいいるんですか、そういう方は。

○政府委員(木田宏君) 免許状の取得者を延数で申し上げますと、昭和四十七年三月の卒業生につきましては、二十万五千八百六十九人おるわけでございます。そのうち教職につきました者が三万一千人という数になつております。

○鈴木美枝子君 免許状を持つて就職をしないと、いふふうにはこゝろでは発表されているんですが、これは十一月三十日だから去年の教員養成制度の調査報告書ですね。ところが、私の調べたところによりまして、試験を受けて、そうして不合格になつた。——私調べた一覧表を見ますと、北海道の札幌の大学で、受験者数は二百四十六人で不合格になつた者が三十四人、函館で百八十四人の不合格者が二十九人、旭川では二百九人で四十四人、そして、みんな学生が自治会の三役をやつた学生だけが、全部不合格になつていられるんですね。そうすると教員の免許をもらつた人で仕事をしない人

と、それから学生の運動つまり自治会の仕事をしている人がほとんど合格されてないんです。そのことは御存じですか。

○政府委員(木田宏君) いまおあげになりましたデータはどういうことなのか、私ちょっと心あたりがございませぬ。免許状の取得者がすべて教員の採用を申し出るのも限りませんので、教員の採用を申し出た者はこの中の一部分であらうかと思いますが、その採用を申し出た者の中から具体的に任命権者のほうで就職を認めたというのが三万人でございまして、私のほうの手元には、何名教員の採用志願を申し出たかというデータがいまちょっとございませぬものですが、その辺の事情がどういふことであるか、お尋ねのデータにつきましてはちょっとお答えをいたしかねる次第でございします。

○鈴木美枝子君 四十八年度の採用試験を受けた人数が三万人います、落ちた人が二千人いる、というんですね。そういう記録ございしますか。

○政府委員(岩間英太郎君) 全体の調べは、ちよつと資料はないのでございしますが、過密地帯の様子を調べたものがございしますが、たとえば東京でございしますと、四十八年度は志願者が一万八千五百人、受験者が七千六百八人、合格者が三千五百人、そういうふうなのが、これは小学校でございします。中学校では、七千五百人程度志願をいたしまして、実際に受験したのが五千二百三十名くらい、合格者が千人ちよつと、そういうふうな数字でございします。したがって、ただいま先生御指摘になりましたように、二千人というのはちよつと私どもでわからないわけでございしますけれども、もう少し実際には多いんじゃないかというふうな気がいたします。

○鈴木美枝子君 先生にたいして、そして先生になりたいたいというのは子供が好きとか、やはり自分のいままで勉強したことを未来にリレーしたいというふうな気持ちが多いと思うんです、私の弟もそうだったから。そういう考えを持った学生の生活をとらえてみましょう。家庭教師に週二

回行つて一カ月の収入が一万五千元、そして送金を少くしてもらつて、この学生の場合は埼玉大学とあります。それで寮へ入つて寮費が三千元、食事が三食食べて一万円、そして文部省が指令している負担区分があるそうですね、食べ物や少し助けてもらつていそうですね。そしてそれだけじゃ足りない、三食食費一万円じゃ足りない。たいていラーメンを食べると言つていました。ついてはおかずが、寮食のおかずは麦めし盛り切り一ぱい、御飯のお代りだめだそう。盛り切り一ぱい、おかずは魚一匹、このごろ公害でアジなんかはちよつとつけないところもあるらしいんだけど、それから肉なんかは一きれ、それにおみおつけ、それだけじゃ若くて足りないものだからラーメンを夜たべる。ラーメンの費用が必要だと言つていいます。それで、全体で食事代二万円、寮で食費まで二万円だそう。ほとんど夜中に食べないといふのが本代だと言つておられます。それ以上金のかかるのが本代だと言つておられます。本を買つたのにはやはり学生ですから一番本にお金がかかる、どうしても大学の専門書は高いから。最低で二万八千円は必要になる。下宿にいたる人はもつとかかるだろう、こう言つておられます。そういう思いをしながら先生になりたいという若い人は大勢いるのです。私が埼玉大学の寮にいた学生さんたちには聞いたことなんですけれども、「学問とはばくちがほんとうに人間として存在したい」——これははたしてそのように思つていられるのです。人間として存在したいというのはいくらもあつて、人間として存在したいといふことは「金に命令されたくない」といふことじゃないでしょうか。つらい、暮しても自分の希望する教師の仕事ができれば豊かなのです。金に縛られない人間であり、希望を持てるということがね。だから最低の生活でも先生をやりたいという意欲が持てるんじゃないかと私は思ふんです。人間として存在したい、特に「人間」と言わなければならぬ青年の気持ちに私はわかるような気がします、そして学問といふのは

その若い青年にとつては最低の条件だと言ふのですよ。人間として高めるための最低の条件だ、こう言ふのです。あと十分ですからこれでもう終わりますけれども、その人たちが、去年試験を受けたときの問題があります。前に私が申しあげたコンピュータに、この試験の場合、「はい」とか「イエス」というそれだけの返事をすればいいという適性検査です。問題は四百八十問。コンピュータは速いんですね。「はい」「イエス」、これで出てくるのです。そこで四百八十問全部言うのはたいへんです、時間もありませんから少し言ひますと、この場合コンピュータに出てくるのじやないですか、私も一回やつてみたいのですけれども、こういう問題なんです。「あなたは黒い便をしますか」、「道を歩いているときだれかがつけてくるような気がしますか」、「あなたは女より男が好きですか」、「愛する人はいじめられたいと思ひますか」、「ときどき夜眠れないことはないですか」、「あなたは性行為で悩んでいませんか」、「警察官は正直だ」、「愛する人をいじめたいと思ひますか」、こういうふうなことが四百八十、これがコンピュータによつて出た問題を「はい」「いいえ」、「はい」「いいえ」、こういうふうな答えをのぞくのです。質問の目的は、この問題の一つずつに意味があるんじゃない、総合的なものの中に彼の内部の何かをさぐるという問題があるんじゃないでしょうか。二万八千円でやつていられる。苦しい生活の中で教師を希望している青年たちにはいいように、はたしてはいいのです。ですから、簡単に法律をつくるのではなく、そちらも学生のことを考えてゆつたりやるべきではないのですか、そのことを私は申し上げたいのです。

○政府委員(木田宏君) 御指摘のようにいろんな困難な条件の中で教師になるための勉強をしておられる方もたくさんあるわけだ、こゝろを、文部省としては、教員養成の道に進まれる方に他の学生よりも手厚い育英資金の貸与等をいたしております。より以上の激励をしてきておるつもりでございします。同時にまた、広く大学在学中に教員になる勉強をしなかつた方でありましても学校の先生になりたいという方々に対して道を開いて、教員によりよい人々を幅広く迎えられるようにしたい、こう考えておる次第でございします。

○鈴木美枝子君 文部大臣には一度も御質問いたしませんでしたけれども、十八人目だとおっしゃいますので、御苦勞でございしますけれども、そう簡単に、どうぞ強行採決など——私ほうわ話だけでまだ体験はしたことはございませぬので、あんな野蛮なことをしないでください。先程の問題、四百八十問は読み切れないのです。皆さんもこういうふうなことで、私はこれは徹底的に、ほんとうに、だめだと思つていられるんです。大臣、何かきつとこういうことは知らないかもしれませぬ。だからお耳に入れたほうがいいと思ふのです。大臣のお声もちよつと一言聞いて終わりにしたいと思ひます。

○国務大臣(奥野誠亮君) いろいろなお話を承らせていただいたわけですが、今後なお教育の問題について広い角度から充実した教育が行なわれますように努力していきたいと思ひます。

○矢追秀彦君 私の質問はあるいはいまだに出た質問でグブることあるかも知れませんが、質問に入りたいと思ひます。

まず初めに、本法改正の提案理由説明の内容についてお伺いをいたします。この中で、大臣は「教育界に広く人材を求め、教員の確保をはかるため」、「教員資格認定試験制度を設ける」といわれております。しかし、私はこの本法案を読んでみますと、人材を広く求めるよりも教員の不足を補うための急場しのぎである、こう考えざるを得ないわけでありまして、その点の真意についてまず大臣にお伺いしたいと思ひます。

特に教育職員免許法の第一条におきましては「この法律は、教育職員の免許に関する基準を定め、教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的とする」と、やはり「教育職員の資質の保持と向上を図る」と、これが何といつても教育職員免許法の一番大事なことであると思ひます。その

点と考へ合わせまして、今回の改正がはたしてこの精神にのっとっておるのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(奥野誠亮君) 提案理由に申し上げているとおりでございます。やはり大学等に在学中に教員の免許取得に必要な単位を取得しなかつた者や大学へ進学しなかつた者の中にもぜひ就職を志したいという方々がいらっしゃる。そういう方はやはりそれなりに特別な能力を持つていらっしゃる方だと、単に学歴を経ただけじゃなしにやはり就職に生涯をささげようとするような意欲、これも非常に貴重なものだと思うわけでございまして、使命感に燃えているということそれなりに非常に貴重なものだと思いますので、そういう意味では広く人材を求めることを志しているということとをぜひ御理解いただきたいと思ひます。

同時にまた、特定領域の面につきましては、学校において学んだ方々にそのまま就職については、うかがうことがなかなか期待しにくいものもございまして、特に特殊教育方面の養護訓練などについてはそういう問題もあるわけでございまして、両様にこの法律改正を行なうことによって満足さしえきたいと考えているわけでございまして、もとより第二次ベビーブームに対応して方策を立てていかなければならない面もあることも、これも当然御指摘のとおりでございます。

○矢追秀彦君 同じく提案理由の中で「このような方式だけでは、教員として適当な資質能力を有する者をすべての分野に十分確保するためには困難な面もあり」と、このようにありますが、これは大臣の教育に対する基本的な考えともなりまして、このお伺いをするのですが、教員として適当な資質能力、これについては大臣はどのようにお考えになっておられますか。また、今回の法改正によりまして、この困難を克服することができるとお考えですか、その点はどういうふうにお考えになっておりますか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 教員として適当な資質、能力は、一般的に広い教養、専門的知識、あ

わせて教育上の技術、加えて先ほど申し上げましたような愛情あるいは使命感、そうしたものを兼ね備えているということが最も望ましい教師であらうと、かように考えているわけでございます。そういう意味合いです、この表現を使わしていただいたわけでございます。

○矢追秀彦君 さらに「教育界にとっても広い視野と新しい経験を加えられるなど、教育の発展向上をはかっている上では有益なことと考えます。」と、今回の法改正に非常に期待をされておりますが、この提案理由の前のほうには、あくまでも「免許状授与の特例として」と、こうなっております。「特例」というのは、やはり特殊なケースというふうに理解するのが正しいと思ひます。そうなりますと、この改正自体が特例ということとはまあ特殊なケースと、そうなるわけでありまして、ここにはいろいろ書いてあることがはたしてそのまゝ受け取つていいのかどうか、非常に疑問に思わざるを得ないわけであります。要するに、先ほど来大臣も言われましたような、そういう教育界の発展、向上に新風を送る、そういうような感じに受け取れるわけですから、はたしてこれが特例ということだけで可能なかどうか、その辺は非常に私は疑わしく思わざるを得ないのですが、その点はいかがですか。

○政府委員(木田宏君) 御案内のように、現在の教育職員の免許制度は、大学におきましてあるいは短大におきまして、所定の単位を取つた者、あるいは教育界に職を奉じましたあとで、現職教育によつて免許を重ねた者ということになっておりまして、この原則を変えようという趣旨ではございません。しかし、先般来御質問にもお答え申し上げてまいりましたように、個々の領域につきましては、あるいは地域的に特定の過疎、過密の諸条件のあります地域につきまして、どうしても調整的な道を考えなくてはならぬと、どうしても面がありますので、この補足的な、補完的な制度といたしまして資格認定試験の制度というものを取り入れておきたい。これによりまして、原則に

のつとらない方でありまして適切な人材を教育界に迎え入れる道を開いておきたい、こういう趣意でございまして、この資格認定試験の制度の運用を適切に維持してまいりますならば、必ずや免許法の、いい人を教育界に迎え入れるという趣旨は実現できるものと、こう考える次第でございまい。

○矢追秀彦君 現実に、今度これが実施されした場合、どれぐらいその希望者があつて踏んでおられますか。

○政府委員(木田宏君) これは領域によつてそれぞれだろと思うのでございまして。とりあえずは小学校教員と、次に高等学校の特殊な領域について、商業、工業等の一部の専門的な領域がそれに当たるわけでございまして、場合によれば看護の領域もそういうことであらうかと思つております。第三には、特殊教育の養護訓練を担任する教員について資格認定試験ということを考えたいと思つております。それぞれにつきましてもこのまゝい子割が立つところまでいってございせん。今日、柔剣道につきましては、たとえば柔道は昭和四十七年度の受験者が五十人ございまして、剣道につきましては同じく四十七年度の受験者が六十五人、計算実務は四十六人といふ数でございまして、昭和三十九年から累計をいたしまして、それぞれ千五百人前後のところでございます。ですから一部の領域につきましては、必ずしもその受験者の数が多いというわけではなからうかと思ひます。

○小学校教員につきましては、これまた見込みの立てにくい点もございまして、今日、午前中、松永委員の御質問に関連して資料で御説明申し上げましたように、約二千人程度助教諭その他の人が小学校に就任する、こういうふうな実態があるわけでございまして、こういう方々の中で試験を受けておれば、当初から正規の教諭として就任できるといふことを考えて、受験を希望される方が出てくるのではないかと。また、幼稚園の先生、保育所の保育さん等、いままです正規の免許状を取れないために、小学校の希望の出ていなかった方々がこ

れに若干加わるということもあり得るのではなからうかと思つたものでございまして、受験者の数といったしますと、初年度実施いたしてみまして、四、五千人になるかどうか、これも全くの予測でございましてわかりません。あるいはもっと少ないのかも知れないというふうには思つたりいたしております。

○矢追秀彦君 また、こまかい問題はあとで詰めるとして、今回法案を出されるに至りました経過ですが、いろいろいままでからの議論されておりますのを見ますと、やはり中教審の答申が出て、それを、それからさらに教育職員養成審議会の建議その他の要望等を入れて、こうなつておりますが、まずこの教育職員養成審議会というものでございまして、文部省設置法によりまして、審議会の第二十七条の中に、「教育職員養成審議会」とありまして、この中には「教育職員の免許、養成制度等に関する事項を調査審議すること」と書いてあります。このほかの審議会を見ますと、「調査審議すること」と書いてあるのと、それから「調査審議すること」と「審議」しさらに「文部大臣に建議すること」と二つ分かれておるわけなんです。調査審議するものと、調査審議をして建議をするのと二つ分かれておるんですが、これはどういふわけが入つておるのか、どういふ性格になつておるのか、この辺をまず基本的な問題としてちよつとお伺いいたします。

○政府委員(木田宏君) いま御指摘の文部省設置法第二十七条の審議会の各欄にあがっております目的の規定は、審議会によりまして表現が違つておる点がございます。これは第二十七条の規定を整備いたしました際に、従来個別に審議会が、個別の政令でつくられておりました経緯等もありまして、そうした関係から従来の表現がそのまま踏襲されたということがあつたのではなからうかと考えらる次第でございまして、いま御指摘のように表面を見ますと確かに不整合でございまして、けれどもこの審議会が諮問的な機関として設けられておる

という性格から考えてみまして、基本的な差異はないもの。教育職員養成審議会につきましては調査審議することだけ書いてございますが、諮問をしてお答えを願うことも、また御自分で調査、審議をして建議をされることも両方あり得るといふふうに考える次第でございます。

○矢追秀彦君　その辺がいま説明されましたけれども、よくわからないですけれども、中央教育審議会この第二十六条も、これは調査審議、建議すると書いてあるんですね。中教審は答申となつておりますね。私が聞きたいのは調査審議と答申、建議との四つどういふふうに分けていけばいいのか、その点いかがですか。

○政府委員(木田宏君) 調査審議すると申しますのは、いろいろと審議会自身で御勉強いただくということでございます、答申と申しますのは、文部省からこういう事柄についての調査審議をお願いしたいというふうな諮問をいたしましたことにつきまして、御回答をいただくというのが答申でございます。

それから、それぞれの審議会で御勉強いただきまして、文部大臣に対して審議会のほうから積極的にお気づきになりました見解をとりまゝとめて御意見をいただくというのが建議でございます。ですから、答申の前には文部大臣からの諮問ということが行なわれておるわけでございますが、建議につきましては、諮問ということなくして審議会が自主的に御意見をおまゝになつて文部省に御意見をくださる。こういう違いがあるわけでございます。

○矢追秀彦君 それから、さっきの問題にちよつと戻つて恐縮ですが、こまかいことかもしれないませんが、要するに、この建議することというこの目的の中に、文章がなくても建議はできると、こういうことですね。そうすると、この文章はちよつと不備であると、こう理解してよろしいですか。

○政府委員(木田宏君) 教員養成審議会につきましては、政令をもちまして必要と認める事項を文部大臣に建議するものというような職務規定を

重ねて書かしていただいておりますが、実態的には差異がないと、重ねて御答弁を申し上げたいと思います。

○矢追秀彦君　そうすると、今回のこの教員養成の改善方策については、文部省のほうから、文部大臣のほうからの諮問はなくて、あくまでも積極的に出てきたと、それを受けてこういう改正になったと、こう理解していいわけですか。

○政府委員（木田宏君） 御意見のとおりでございます。

○矢追秀彦君 それから、もう一つ、昭和四十七年の十二月二十一日に出ました「教員資格認定制度の拡充・改善について」「教員検定制度の拡充・改善に関する調査・研究協力者会議中間報告」というのがございます。これはどういふのですか。

○政府委員(木田宏君) これは、教員養成審議会からの建議をちようだいいたしまして、資格認定試験の制度を考える必要があるという御意見をちようだいいたしましたものでございますから、そこで、その資格認定試験の具体的な実施範囲あ

るいは実施方法等につきまして検討をいたしますために、御要囑を申し上げて具体的な御研究をお願いを申し上げた、こういうことでございます。

○矢追秀彦君 この研究協力者会議というものは、どういう法律に基づいてつくられたんですか。

いまの教育職員養成審議会と関係のある機関なのかどうか。もし、この教育職員養成審議会と関係があれば、第二十七条の第二項の「前項に掲げる機関の分科会、内部組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律に別段の定がある

○政府委員(木田宏君) これは教育職員養成審
場合を除くほか「政令で定める。」とこうなってお
りますから、政令が出てないとおかしいと思うん
ですけれども。この研究者会議をつくられた法律
的根拠はどこにあるんですか。

議會そのものの下部組織ではございません。審議會からは教員養成全般にわたります広範な御答申をいただきますして、そのうち、この資格認定試験の制度、当時は教員検定制度というような呼称も

されたわけでございますが、その部分につきましては事務的に具体的な立案を進めますにあたり、現場の関係者等、御相談を申し上げるべき方々に個

別に御相談を申し上げるというよりは、一堂にお集まりをいただきまして御意見をちょうだいする、事務的に御協力をいただく方々、こういう意味で協力者の会議というふうに申しておる次第でございます。

○矢追秀彦君 いや、私の聞いておるのは、どう
いう法律慣行に基づいてこの会議ができたのかと

○政府委員(木田宏君) でございますから、法令上の根拠はございませんで、私どもの仕事に御協力をいただくといい意味での事実上の御相談相手でございます。

○矢追秀彦君　ということとは、文部大臣の私的諮問機関みたいなものになるわけですか。先日来、小選挙区制で問題になりましたね、あの区割り委員会、あんなものと考えてよろしいですか。

○政府委員(木田宏君)　この中間報告を私あてに

こうしたらどうかという文書としてちよだいをいたしておりますので、あえて言えば、大学局長に対する諮問機関というのもおこがましいのでございしますが、御相談相手である。こういうことでございます。

○矢追秀彦君 いや、私は相談していただいてけっこうなんですよ。悪いことをしているんじやなくて、やはりこれだけその審議会についてもきちんと法律でもきめられておりますし、いろいろなそういった諮問機関もそれは必要な場合はやつ

ていいと思います。しかし、いま言われたように何かはつきりしないし、私、メンバー、別にけちつけるわけじゃございませんけれども、この人数、それから参考人の数、それから会議の回数、出席率、この辺をちよつとお示しいただきたい。

○政府委員(木田宏君) 協力者としてお願いを申し上げました数は、二十四名でございます。その席にまた参考人としてお招きをいただいて御意見を聞きました方が延べ十九人でございました。

会議の開催は、お願い申し上げましてからこの中間報告をいただきますまでの間、十四回会議を持った次第でございます。

○矢追秀彦君 出席率。
○政府委員（木田宏君） 出席率は、全体を通じま

して大体七割であつたかと考えます。

○矢追秀彦君　まあ個人別の出席表がほしかったんですが、まだ出てきておりませんので、それはまたあとでお願いするとして、このメンバーの中で四名の方が先ほどの教育職員養成審議会のメン

パートとダブっております。したがいまして、私ももちろん現場と相談すること、こういう協力者の会議をつくられた意図はわからないでもないんですが、どうしてこの審議会のほうからの建議、さらにこれから文部大臣が場合によっては

具体的な面を諮問して、きちんとした答申を受けて、それから法律を改正へ持ってくるというほうがプロセスとしてはいいのではないか。何か先ほどのお話だと学術局長の私的な協力、御相談相手と、こういうことで、しかもこれは中間報告です

よね。そういうことが出てきて、もうすぐ法律に
出てきておる。しかも、この内容、一步具体的に
はなつていゝと思ひますが、そう何といひますか、
この建議と比べましてこまかい法律まではいつて
ないよに思ふわけです。こまかくは私も検討ま

だしておりませんけれども。そうなりますと、どうしてこの審議会のほうでもっときちんとしたものができなかったのか。そういう点で非常に疑問を持つわけです。

もう一つは、このメンバーでございますけれど

も、このメンバーは局長さんが自分で選ばれたんですか、どういうことですか。

○政府委員(木田宏君) この教員養成審議会の建議につきましては、第三に教員資格取得の道の拡充についてということで、その一つが教員資格認

定試験、認定制度の拡充ということで、幾つか内容のある御意見をちょうだいしておるわけでございます。ここには一般的な御意見がございしますので、それを具体的にこの実施の段階で実施のプロ

セスとして、たとえば資格認定試験の実施を委嘱しようと考えております。大学の関係者あるいは文部省で直接に委員を委嘱してやるほうがいいと考えられるものについてのその実施のしかた、基準の取り方等具体的に事務上の立案をいたしますために御相談をいただくという意味で、この協力者会議をお願い申し上げ、当面の重要な急ぐ部分と考へられますことにつきまして、それぞれ小学校、高等学校、特殊教育についての具体策の御意見をちょうだいをいたしたわけでございます。このほかもしこの免許法の御了承いただきますならば、次に具体の課題として考へられる事項をさらに検討を進めていく必要もあらうという意味で、この中間的なまとめということにさせていただきます次第でございます。

なお、この人選でございますが、これは親審議会にお加わりいただいております。いろいろな方々の御意見も徴しながら文部省の事務当局が中心になりまして、各方面の実情を知っておる方々にお集まりいただく、こういう意味で私も事務当局が中心になりまして御委嘱を申し上げた次第でございます。

○矢追秀彦君 このメンバーの中で現場の意見を聞くと言われておりますが、校長先生は入っておられるのですけれども、実際現場のいわゆる教育をやっている方が全然入っていないわけですから、この辺についてやはり日教組というふうな組合もあるわけですから、その辺の代表者といえますか、現場の先生の声が入るようなことがとれなかったのかどうか、それが一つ、もう一つは、いわゆる産業界のほうが入っておりますね。大阪ナショナル電子計測株式会社社長、それから株式会社日本リクルートセンター取締役テスト部長、こういう産業界を入れたのはどういう理由ですか。もう一つは、雇用促進事業団、これは産業界ではありませんが、そういう関係の方も研究部長が入っております。これはどういう理由で入られたのですか。この二点について。

○政府委員(木田宏君) 特定の方のお名前が出た

次第でございますが、治郎丸さんという方は、理科教育及び産業教育審議会の委員をしておられ、職業教育に関係のある、御造詣の深い方だ、こういう意味でお願いをいたしました。リクルートセンターは役職におついででございます。テストのやり方等について現実に領域こそ違いますが、れども、御経験がある。したがって、資格認定試験という試験等を実施いたしますにつきまして、注意すべき点等を考へたい。人事院の専門官をお願い申し上げましたのも、人事院試験等そういう試験の技術的な観点等をお教えたいただきたいという趣意でございます。雇用促進事業団の関係から人を見ておりますが、これも産業界におきましていろいろな人材養成等について御経験のある方という観点からお迎えをいたした次第でございます。

なお、現実に学校の教職員一般の教員がいいるではないかという御指摘は確かにあるわけでございますが、これは、この試験科目をどういうふうにしてどういう領域にどういう資格認定試験を実施したらいいかという点で、どの領域に一番足りないかとか、あるいはどの領域でどういうことを考へればいいのかという点につきまして、学校の経営上の責任を持っております校長先生を中心にしてそうした御意見を伺ったほうがよろしいかという趣意に出ているものでございまして、ことさらに、一般の先生の御判断を退けようという趣意ではございません。

○矢追秀彦君 いまの局長のお話だと、実際この法律が通ることを前提にして、実際試験の中身とか、そういう人材をどうしていくかというふうなことにされておるわけですが、この報告というのはもつと基本的な問題が先なんじゃないでしょうか。

○政府委員(木田宏君) 確かにこれらのことは、この法律に御賛成をいただきまして法律ができたあとでなければ、現実の施策にはならないこととございまして、教員養成審議会からの建議がございまして、このことを具体的にどういうふうに進められるかという実施の領域のことであ

る程度現実の必要性に立脚したこの実施についての考へ方を固めた上で御審議をお願いすべきだというふうに思ひまして、とりあえずこの建議に沿った実施体制の御議論をいただいて中間的な報告にした、そして国会での御審議をいただいて次に具体的な実施の段階に御賛同を得ました上で進みたいという中間的なものであるという点は御了承賜りたいと思ひます。

○矢追秀彦君 だから私は先ほど申し上げたように、まず、その中教審の答申が出てきておりますが、これは非常にわずかな行數しかないわけですが、今回のこの改正については提案理由の説明を見ましてもかなり非常に重要視をされておりますし、非常に教員の免許あるいは養成、確保となりまますと、教育の非常に重要な施策になるわけですから、むしろ中教審あたりでもっと具体的なものが審議会でもっときちんとしたものが出てきて、それから法律案という形になるべきではないか。それを何かこの中間報告でそのままと改正案に出してきておる、こういう点のプロセス、非常に私はちよつと疑義を感ずるわけです。もう少しきちんとされたほうがよかったのではないかと。その点、文部大臣はどうお考えですか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 教育職員養成審議会という諮問機関、これはやはりこういう問題についての中心になる諮問機関ではないだろうかという感じを持っていただいております。同時にまた、大学学術局長の協力者会議、これはやはり試験の方法などについても検討してもらつていただいておりますけれども、そういう問題まで検討した上でもとへ戻つて教育職員養成審議会の建議、そのとおり立案していかうかという問題になるのじゃないだろうか、かように考えるわけでございます。いずれにしても法案が成立した暁において、もう一べん試験の方法などについて細部な検討を加えなければならぬことは当然のことだ、かように考えるわけでございます。でございますので、順序としては、これでいいんじゃない

だろうかという感じを私としてはいたすわけでございまして、ぜひ御了解を得たいものだと思います。

○矢追秀彦君 いつも政府の審議会というのが絶えず隠れみみではないかということがよく言われておるわけですね。中教審に対してもそういう批判もかなり強くあるわけでありまして、そういう点で特にこの先ほど私は問題にしました研究協力者会議、こういったもののあり方についてはひとつ十分きちんとした配慮をお願いしたいと思ひます。

それでは時間が五時ということですから残りの質問は次回に譲ります。

○委員長(永野鎮雄君) 本日の会議はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後五時散会

六月二十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、国立学校設置法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は同日)

一、国立学校設置法等の一部を改正する法律案(永英雄君外四名発議)

国立学校設置法等の一部を改正する法律案
国立学校設置法等の一部を改正する法律案
(国立学校設置法の一部改正)

第一条 国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

目次中第三章の二 高エネルギー物理学研究所及び国文学研究資料館(第九条・第九條の二)を「第三章の三 国立養護学校(第九條)」と改める。

九條の二に改める。

第二條中「第三章の二に定める」を「第九條の二第一項の表に掲げる」に改める。

第三條第一項の表中「帯広畜産大学」

4 第一項の学系は、研究上の目的に応じ、かつ、教育上の必要性を考慮して組織するものとし、その種類その他必要な事項は、文部省令で定める。

(参与会)

第七條の三 筑波大学に参与会を置く。

2 参与会は、参与若干人で組織し、参与は、筑波大学の職員以外の者で大学に關し広くかつ高い識見を有するもののうちから、学長の申出を受けて文部大臣が任命する。

3 参与会は、大学の運営に關する重要事項について、学長の諮問に應じて審議し、及び学長に対して助言又は勧告を行なう。

(評議會)

第七條の四 筑波大学に評議會を置く。

2 評議會は、次に掲げる評議員で組織する。

一 学長

二 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二条に定める部局長

三 各学系ごとに当該学系から選出される教授 各一人

四 各学類ごとに当該学類から選出される教授 各一人

3 前項各号に掲げる者のほか、評議會の議に基づいて学長が指名する教員若千人を評議員に加えることができる。

4 第二項第三号及び第四号並びに前項の評議員は、学長の申出に基づいて文部大臣が任命する。

5 評議會は、大学の運営に關する重要事項について審議し、並びにこの法律及び教育公務員特例法の規定によりその権限に属せられた事項を行なう。

(人事委員会)

第七條の五 筑波大学に人事委員会を置く。

2 人事委員会は、副学長及び評議會が定めるところにより選出される教員で組織する。

3 人事委員会は、教員人事の方針に關する事項について審議し、及び教育公務員特例法の

規定によりその権限に属せられた事項を行なう。

第十一條中(昭和二十四年法律第一号)を削る。

第四條 国立学校設置法の一部を次のように改正する。

第三條第一項の表中東京教育大学の項を削る。

第三條の二第一項中「東京教育大学」を削る。

第四條第一項の表中東京教育大学の項を削る。

(教育公務員特例法の一部改正)

第五條 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「大学の」の下に「副学長、」を加える。

第二十二條中「第三章の二に規定する」を「第九條の二第一項の表に掲げる」に改める。

第二十五條第一項各号を次のように改める。

一 第四條第一項については、学長にあつては「評議會」、部局長にあつては「学長」、教員にあつては「教授会(国立学校設置法第二章の二の規定によりその組織が定められた大学にあつては、人事委員会)の議に基づき学長」

二 第四條第二項、第七條、第八條、第十一條及び第十二條第二項については、「評議會(一個の学部を置く大学にあつては、教授会)の議に基づき学長」

三 第五條、第六條及び第九條については、学長及び教員にあつては「評議會(一個の学部を置く大学にあつては、教授会)」、部局長にあつては「学長」

四 第十條については、「学長」

五 第十二條第一項については、学長にあつては「評議會(一個の学部を置く大学にあつては、教授会)」、教員及び学部長にあつては「教授会(国立学校設置法第二章の二の規

定によりその組織が定められた大学にあつては、人事委員会)の議に基づき学長」、学部長以外の部局長にあつては「学長」

和四十八年九月三十日に当該学部存学する者が当該学部存学しなくなつたときは、その存学しなくなつた日)まで存続するものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

一 第二條の規定、第三條の規定(次号及び第三号に掲げる規定を除く)、第五條の規定(教育公務員特例法第二十二條の改正規定を除く)並びに附則第三項及び第五項の規定 昭和四十八年十月一日

二 第三條の規定(国立学校設置法第三條の二第一項の改正規定並びに第二章の次に一章を加える改正規定のうち第七條の二第二項(第二学群及び芸術専門学群に係る部分に限る。))及び第三項(第二学群に係る部分に限る。))に係る部分 昭和五十年四月一日

三 第三條の規定(国立学校設置法第二章の次に一章を加える改正規定のうち第七條の二第二項及び第三項(第三学群に係る部分に限る。))に係る部分 昭和五十二年四月一日

四 第四條の規定及び附則第四項の規定 昭和五十二年四月一日

(在学年数の計算に關する経過措置)

2 昭和四十八年度に旭川医科大学、山形大学若しくは愛媛大学の医学部、埼玉大学若しくは滋賀大学の大学院、東北大学医療技術短期大学部又は国立立里浜看護学校に入学した者は、在学年数の計算に關しては、昭和四十八年四月一日から当該大学、学部、大学院、短期大学部又は看護学校にそれぞれ在学していたものとみなす。

(東京教育大学の文学部等の存続に關する経過措置等)

3 東京教育大学の文学部、理学部及び体育学部は、第一項第一号に掲げる規定による改正後の国立学校設置法第三條第一項の規定にかかわらず、昭和五十二年三月三十一日(その日前に、昭

和四十八年九月三十日に当該学部存学する者が当該学部存学しなくなつたときは、その存学しなくなつた日)まで存続するものとする。

4 昭和五十二年三月三十一日に東京教育大学に在学する者は、同大学を卒業するために必要であつた課程の履修を引き続き筑波大学において行なうものとし、同大学は、そのために必要な教育を行なうものとする。この場合における課程の履修その他当該学生の教育に關し必要な事項は、同大学の定めるところによる。

(筑波大学の最初の学長等の任命)

5 第一項第一号に掲げる規定の施行後最初に任命すべき筑波大学の学長及び副学長は、文部大臣が東京教育大学の学長の意見を聞いて任命する。

(文部省設置法の一部改正)

6 文部省設置法(昭和二十四年法律第四百六十六号)の一部を次のように改正する。

第八條第四号中「国立高等学校」の下に「及び国立養護学校」を加え、「行なう」を「行なう」に改める。

第九條第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

(国立学校特別会計法の一部改正)

7 国立学校特別会計法(昭和三十九年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則中第十二項以下を一項ずつ繰り下げ、第十一項の次に次の一項を加える。

12 国立学校設置法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号)第一条の規定の施行の日(前日)に文部省設置法第十四條に掲げる国立科学博物館の内部組織として置かれていた極地研究センターは、昭和四十八年四月一日から国立極地研究所であつたものとみなし、これに係る債務の負担又は支出で国立学校設置法等の一部を改正する法律第一条の規定の施行の日(前日)までに一般会計の昭和四十八年度の予算に基づいてしたもの、この会計の同年度の予算に基づいてしたもの、これに係る

収入で同日までに収納した一般会計の同年度の歳入に属するものは、この会計の歳入とみなす。

国立学校設置法の一部を改正する法律案
国立学校設置法の一部を改正する法律
国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章の二 高エネルギー物理学研究所及び国文学研究資料館(第九條、第九條の二)」を「第三章の二 国立養護学校(第九條)」を「第三章の三 国立大学共同利用機関(第九條の二)」に改める。

第二條中「第三章の二に定める」を「第九條の二第一項の表に掲げる」に改める。

第三條第一項の表中「帯広畜産大学」を「旭川医科大学」に改め、同表山形大学の項中

畜産学部
医学部

畜産学部
医学部

「理学部」を「医学部」に改め、同表愛媛大学の項中「理学部」を「医学部」に改める。

第三條の二第一項中「群馬大学」を「埼玉大学」に、「三重大学」を「滋賀大学」に改める。

第三條の三第二項の表中小樽商科大学短期大学部の項の次に次のように加える。

東北大学医療技術短期大学部 宮城県 東北大学

第四條第一項の表千葉大学の項中「腐敗研究所」を「生物活性研究所」に、「腐敗に関する」を「生物活性に関する」に改め、同表東京医科歯科大学の項中

医用器材研究所
東京都
医用器材研究所
その応

材に関する学理及び
を
医用器材研究所
難治疾患研究所

東京都
医用器材に関する学理及びその応用の研究
を
医用器材に関する学理及びその応用の研究
難治疾患研究所

め、同表名古屋大学の項中
空電研究所
空電に関する学理及びその応用の研究
大気水圏環境の構造と動態に関する総合研究
に改める。

空電に関する学理及びその応用の研究
大気水圏環境の構造と動態に関する総合研究
に改める。

空電に関する学理及びその応用の研究
大気水圏環境の構造と動態に関する総合研究
に改める。

空電に関する学理及びその応用の研究
大気水圏環境の構造と動態に関する総合研究
に改める。

国立大学共同利用機関の名称	位置
高エネルギー物理学研究所	茨城県
国文学研究資料館	東京都
国立極地研究所	東京都

2 前項の表に掲げる機関は、国立大学その他の大学の要請に応じ、当該大学の大学院における教育に協力することができる。

附則
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。
(在学年数の計算に関する経過措置)

2 昭和四十八年度に旭川医科大学、山形大学若しくは愛媛大学の医学部、埼玉大学若しくは滋賀大学の大学院、東北大学医療技術短期大学部

第三章の二を次のように改める。

第三章の二 国立養護学校
(国立久里浜養護学校)

第九條 文部省設置法(昭和二十四年法律第四百十六号)第十四条に掲げる国立特殊教育総合研究所との相互協力の下に教育を行なう養護学校として、神奈川県に、国立久里浜養護学校を置く。

第三章の二の次に次の一章を加える。

第三章の三 国立大学共同利用機関
(国立大学共同利用機関)

第九條の二 国立大学における学術研究の発展に資するための国立大学の共同利用の機関として、それぞれその目的たる研究等を行ない、かつ、国立大学の教員その他の者で当該機関の目的たる研究と同一の研究に従事するものに利用させるため、次の表に掲げるとおり、研究所等を置く。

目的
高エネルギー陽子加速器による素粒子に関する実験的研究及びこれに関連する研究
国文学に関する文献その他の資料の調査研究、収集、整理及び保存
極地に関する科学の総合研究及び極地観測

又は国立久里浜養護学校に入学した者は、在学年数の計算に関しては、昭和四十八年四月一日から当該大学、学部、大学院、短期大学部又は養護学校にそれぞれ在学していたものとみなす。

(教育公務員特例法の一部改正)

3 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。
第二十二條中「第三章の二に規定する」を「第

九條の二第一項の表に掲げる」に改める。
(文部省設置法の一部改正)

4 文部省設置法(昭和二十四年法律第四百十六号)の一部を次のように改正する。
第八條第四号中「国立高等学校の下に」及び「国立養護学校を加え、行なう」を「行なう」に改める。

第九條第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

(国立学校特別会計法の一部改正)

5 国立学校特別会計法(昭和三十九年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。
附則中第十二項以下を一項ずつ繰り下げ、第十一項の次に次の一項を加える。

12 国立学校設置法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号)の施行の日以前日に文部省設置法第十四条に掲げる国立科学博物館の内部組織として置かれていた極地研究センターは、昭和四十八年四月一日から国立極地研究所であつたものとみなし、これに係る債務の負担又は支出で国立学校設置法の一部を改正する法律の施行の日以前までに一般会計の昭和四十八年度予算に基づいてしたものは、この会計の同年度予算に基づいてしたものとみなし、これに係る収入で同日までに収納した一般会計の同年度の歳入に属するものは、この会計の歳入とみなす。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、約七十四億円の見込みであり、昭和四十八年度予算に計上済みである。

六月二十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別

俊一外千二百二十六名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第一〇九九号と同じである。

第三二二五号 昭和四十八年六月十六日受理

「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案」の撤回に関する請願

請願者 佐賀県鳥栖市錦田町六〇六 立石 徳子外九百十六名

紹介議員 神沢 浄君

この請願の趣旨は、第一〇九九号と同じである。

第三二二六号 昭和四十八年六月十六日受理

「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案」の撤回に関する請願

請願者 福島市三河町一ノ一三 中山恒 雄外九百八十七名

紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第一〇九九号と同じである。

第三二九五号 昭和四十八年六月十六日受理

「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案」の撤回に関する請願

請願者 静岡県三島市徳倉一ノ二ノ二二 城田直外二百九十六名

紹介議員 青島 幸男君

この請願の趣旨は、第一〇九九号と同じである。

第三三〇七号 昭和四十八年六月十八日受理

「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案」の撤回に関する請願

請願者 千葉市園生町四六二ノ六 鶴岡操 外二百七十名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第一〇九九号と同じである。

第三三〇八号 昭和四十八年六月十八日受理

「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案」の撤回に関する請願（一通）

請願者 鳥取県倉吉市堺町三ノ九 西村長 寿外二千四百一十一名

紹介議員 山田 勇君

この請願の趣旨は、第一〇九九号と同じである。

第三三三六号 昭和四十八年六月十八日受理

「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案」の撤回に関する請願

請願者 長崎県南高来郡国見町土黒甲四〇 一 西田綾子外二千名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第一〇九九号と同じである。

第三三三七号 昭和四十八年六月十八日受理

「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案」の撤回に関する請願

請願者 石川県金沢市金石北二ノ六ノ四 大樋悦子外千五百十五名

紹介議員 神沢 浄君

この請願の趣旨は、第一〇九九号と同じである。

第三三三八号 昭和四十八年六月十八日受理

「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案」の撤回に関する請願

請願者 長崎県小浦町六六一 瀬川イワ外 二千名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第一〇九九号と同じである。

第三三三九号 昭和四十八年六月十八日受理

「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案」の撤回に関する請願

請願者 石川県金沢市円光寺町七ノ四 黒 氏喬外千九百九十八名

紹介議員 辻 一彦君

この請願の趣旨は、第一〇九九号と同じである。

第三三三九号 昭和四十八年六月十八日受理

「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案」の撤回に関する請願（一通）

請願者 和歌山県西牟婁郡白浜町堅田二、 七七七 吉田裕外千六百八名

紹介議員 野末 和彦君

この請願の趣旨は、第一〇九九号と同じである。

第三三六五号 昭和四十八年六月十九日受理

「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案」の撤回に関する請願

請願者 石川県小松市大文字町一 安田雅 則外千八百九十二名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第一〇九九号と同じである。

第三三六六号 昭和四十八年六月十九日受理

「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案」の撤回に関する請願

請願者 神戸市垂水区伊川谷町長坂一九九 丸田義美外五千名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第一〇九九号と同じである。

第三三六七号 昭和四十八年六月十九日受理

「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案」の撤回に関する請願

請願者 山形県鶴岡市上畑町五ノ二八 山 洞郁子外千八百二十名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第一〇九九号と同じである。

第三三六八号 昭和四十八年六月十九日受理

「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案」の撤回に関する請願

請願者 兵庫県宝塚市小林字西山一三ノ三 五 中嶋則子外二千二百六十七名

紹介議員 成瀬 暢治君

この請願の趣旨は、第一〇九九号と同じである。

第三三九九号 昭和四十八年六月二十日受理

「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案」の撤回に関する請願

請願者 兵庫県水上郡水上町市辺七四五 小森健一外二千名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第一〇九九号と同じである。

第三四〇〇号 昭和四十八年六月二十日受理

「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案」の撤回に関する請願

請願者 静岡県駿東郡清水町新宿二二五ノ 五 渡部翼外二千一百一名

紹介議員 須原 昭二君

この請願の趣旨は、第一〇九九号と同じである。

第三四〇一号 昭和四十八年六月二十日受理

「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案」の撤回に関する請願

請願者 山形県酒田市栄町一三ノ七 高橋 節子外千六十名

I